

第 53 回 武庫川流域委員会

議事録

日時 平成 19 年 9 月 13 日(木) 13:30~20:30

場所 三田市商工会館

○木本 それでは定刻となりましたので、これより第 53 回武庫川流域委員会を開催させていただきます。

私、本日の司会進行を担当させていただきます事務局の木本です。よろしく申し上げます。

本日は、18 名の委員にご出席をいただいております。池淵委員、浅見委員、茂木立委員、池添委員、山仲委員、岡委員は、所用のため欠席されております。

なお、本日の委員会につきましては、公開という形にさせていただいております。

それでは、早速ですが、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず 1 枚目、第 53 回武庫川流域委員会次第、裏表になっております。その次、委員名簿、裏面に行政出席者名簿、次に座席表になっております。資料につきましては、資料 1 - 1、第 74 回運営委員会の協議状況、資料 1 - 2、第 75 回運営委員会の協議状況、続きまして、ホッチキスどめで、資料 2 - 1、各委員からの意見書でございます。資料 2 - 2、漁業協同組合からの意見書等でございます。続きまして、資料 3 ですが、資料 3 - 1、河川整備基本方針（修正案）ということで、ホッチキスどめです。資料 3 - 2、参考資料 流域及び河川の概要（修正案）でございます。資料 3 - 3、参考資料 治水編（修正案）でございます。資料 3 - 4、参考資料 利水編（修正案）でございます。資料 3 - 5、参考資料 環境編（修正案）でございます。資料 3 - 6、A 3 の横長のペーパー、片面で、修正案一覧表でございます。資料 3 - 7、検討課題整理表ということで、A 4 の横サイズのものでございます。資料 3 - 8 につきましては、現時点で配付しておりません。本日ご提案しております原案等の修正案の作業過程の資料でございます。大変申しわけないんですが、非常に分厚い資料で、155 ページにわたっておりまして、受付に閲覧できる状態で置いてあります。見られた後、ご入り用の方がありましたら、多少コピーを受付に置いてありますので、受付の方にお申し出をよろしくお願いいたします。傍聴されている方の部数は用意できているかと思っておりますので、一度見ていただいてから、入手の方をお願いいたします。

それから、傍聴者へのお願いのペーパー、発言についてと議事録、写真撮影等について注意点を書いておりますので、ご協力をお願いいたします。

資料 4 が抜けておりました。申しわけありません。一般の方からの意見書等でございます。

それから、本日傍聴に来られている皆様に 1 点お願いがございます。カメラ等の写真撮影の件でございます。委員会の状況を記録しておくために、カメラ等で撮影することをし

ております。公表する目的でなく、内部の記録用に撮影するものです。どうしても承認できないという方がおられましたら、事務局の方へお申し出をよろしくお願いいたします。

それでは、次第の 2 番目の議事に進めさせていただきたいと思っております。議事次第に示しますとおり、本日の議題は、基本方針原案の審議ということになっております。終了時間は、会場の都合等で、17 時目途でよろしく申し上げます。

議事につきまして、松本委員長、よろしくお願いいたします。

○松本委員長 ただいまから第 53 回武庫川流域委員会の議事を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、ありがとうございます。基本方針原案の本委員会での審議も、本日で 4 回目を迎えました。本文に加えて、参考資料等を含めると、膨大なページ数でございます。これについて各委員から精力的に意見が出され、とりわけ 1 年前に私たちがまとめた提言書にどのように合致しているのか、あるいはどこにそごを来しているのかというところを子細に点検し、膨大な修正意見書が出されました。これをこの間逐一検討してきたわけでありまして。本委員会だけでは時間的には到底対応し切れないので、本委員会との間に運営委員会を複数回開くような手だてを講じて、時には 7 時間を超えるような時間を費やした委員会もございます。その中で、どのようにして各委員の意見を原案に反映、修正していくかというところで、県との間で議論を交わしてきた次第でございます。

その結果、本日までにかなりの整理ができたように思っております。特に、各委員から出された件に関しまして、具体の修正案が前回の流域委員会で出された後、さらに 2 回の運営委員会で、再々修正、さらに 3 回目か 4 回目かの修正まで加えて、協議をしてきました。最終的に、本日の委員会で協議すべき論点をかなり絞り込むことができました。言いかえれば、本日 4 回目の本委員会はかなり論点を絞り込んだ討議をしたい。絞り込んだ論点というのは、言いかえれば、河川管理者、県との間で簡単に詰まらなかった分でございますので、原案に対する意見反映で非常に難題になっていたところが絞られたということになるかと思っております。ここを中心に本日は徹底的な議論を行い、当初からの方針のとおり、この原案に対して、流域委員会の意見とが合意できる一致点を見出すことを私たちの目標として、議論を煮詰めたと思います。ある意味では、原案審議の最も重要な会議が本日の会議になるのではないかと運営委員会では認識しておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

具体的な議事に入ります前に、本日の議事録、議事骨子の署名人の確認をさせていただきます。署名人は、私と、長峯委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

では、早速ですが、運営委員会の報告でもって本日の議事の進め方についてのご提案にかえさせていただきたいと思います。お手元の資料 1-1 並びに 1-2 に、74 回、75 回の 2 回の運営委員会の協議状況を記載しております。先ほど申し上げましたように、この 2 回の運営委員会はいずれも、前回の第 52 回流域委員会の議論を踏まえて、どのように各委員の意見が反映されているかということの子細に検証し、課題を整理し、さらに県の方に再修正を要請する、こういう繰り返しをしてきたわけでありまして、74 回の場合は、途中経過になっておりまして、ここに記載しておりますように、具体的な検討課題を整理して、次の運営委員会までにもう一度県の方で修正を検討していただきたいという要請をしたということでありまして。

その結果、資料 1-2 の第 75 回運営委員会では、①の方は残る課題であります、それまでに修正された点を全部チェックし、県としては現時点では対応できないというものを整理しながらチェックしました。また、参考資料についても、これまでに修正された部分、各委員から意見が出されているが、修正に至っていない問題というのを整理いたしました。その結果、本文の関係で言えば、①に挙げております 10 件の検討課題を残して、あとの問題についてはおおむね意見が入れられているのではないだろうか。ただ、各委員が、県の方が修正した件について、それでよしとするか、なお意見があるかということについては、意見を出された各委員の方で再チェックをして、ご意見をいただきたい。こういうふうに要請をしております。一つ一つの件について、本委員会で取り上げて議論をしていくというのは時間的に大変厳しくなりますので、そのような段取り、手続にさせていただきたいと思っております。なお意見のある方はお出しただいて、運営委員会でさらに詰めると、このようにさせていただきたいというのが 1 点目でございます。

その結果、本日の流域委員会の審議の進め方につきましては、2 番目のところに記載しているとおり、1 の 10 項目の検討課題を中心に徹底した審議を行い、意見の反映を追求するというところでございます。同時に、これまでの私たちの委員会の審議は、県の原案に対して各委員がどのような意見を持っておられるかを全部出して、原案での反映を求めてきた、いわば各委員と県との間での議論ということで進めてまいりました。ただ、個別委員のご意見の多くは提言に基づいたということになっておりますので、そこについてはおおむね委員会の内部でのそごはないかと思っておりますが、各委員のご意見に対して異なる意見もあるはずであります。そのところがこれまでの審議の中では出しづらかったとい

う面もあろうかと思いますが、本日は、10 の論点に関して審議していく中で、見解、意見が違ふという委員があれば、あわせてこの場でお出しいただくということにしたいと思ひます。意見がなければ、その意見が委員会の意見なんだという取り扱いとして進めることになりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

あと残る課題について、県の方に改めて本日の議論を踏まえた上での検討を求める。その結果を次回、9月18日以降の運営委員会で協議し、詰めてまいります。その後どのような審議の進め方をするかについても、18日の運営委員会で協議をしたいと思ひております。とりあえずは、3番目に書いてありますように、10月9日の第54回流域委員会までに、この原案について、合意に向けて努力するというを前提にして、運営委員会を3回設定して、この間詰めていく。ただ、どのようにしたら合意ができるのかという具体的な問題に関しては、運営委員会に再度ゆだねていただきたい。その点を本日確認をしていただければと思ひております。

以上で、2回の運営委員会のご報告並びに本日の議事の進め方についての提案にかえさせていただきます。

何かご意見があれば、お出しいただきたいと思ひます。

特にないようですので、そのように進めさせていただきます。ありがとうございます。

では、議事の第1、基本方針原案の審議でございますが、基本方針の本文に關してのこれまでの修正原案、あるいは前回の委員会で出された第1次修正案からどのように修正してきたかということと、あわせて、修正できないと判断した点等について、まず、本文に關して県の方からご説明をいただきます。参考資料4編に關しましては、運営委員会どのように検証したかという結果を後ほど私の方からかいつまんでご説明をしたいと思ひておりますので、よろしくお願ひします。

では、まず県の方からお願ひします。

○前田 武庫川企画調整課前田でございます。私の方から武庫川水系河川整備基本方針の修正案についてご説明させていただきます。

その前に、資料に誤りがございしますので、訂正をさせていただきます。本日お手元にお配りしました議事次第の裏、配付資料一覧表に、資料3関係の番号が書いてあります。資料3-6が、検討課題整理表(第75回運営委員会)となっておりますが、これが資料3-7になります。その下の武庫川水系河川整備基本方針(修正案)一覧表(第75回運営委員会以降)という資料が資料3-6になります。配付させてもらっている次第の方の配付資

料の番号がずれておりますので、修正の方をよろしくお願いいたします。

初めに、資料 3-1 をお願いいたします。まず、表紙の右下の凡例をごらんください。この資料は、第 50 回流域委員会に提示した本文原案からの追記箇所を網かけ、削除箇所を 1 本線の取り消しで、第 52 回流域委員会資料 3-2 として提示したものから、今回、さらに第 75 回運営委員会までの各委員からの意見書や議論を踏まえて、追記箇所を網かけで波線のアンダーライン、削除箇所を網かけで二本線の取り消しという形で整理しております。

それでは、資料 3-1 で、第 52 回流域委員会資料 3-2 からの主な修正箇所についてご説明させていただきます。

1 ページ、「1 流域及び河川の概要」の章では、各委員のご意見等を踏まえ、記述内容がさらに充実するものは修正しております。

(1) 河川の概要では、1 つ目の段落の上から 3 行目のところ、名塩川の次に太多田川を追記しております。

(2) 流域の概要では、5 つ目の段落で、産業等に関する部分の記述を補足しております。また、7 つ目の段落では、流域内の国立公園や自然公園の概況について補足しております。

2 ページの (3) 地形・地質では、1 つ目の段落で、河床勾配について再精査し、修正しております。2 つ目の段落では、地形・地質について、一部修正を行っております。

(4) 気候・気象では、武庫川流域内の降雨の特徴がわかるように、「流域内における近年の降雨量は変動が大きく、過去 30 年間の短時間強雨の発生頻度も増加傾向にある」という文章を追記しております。

(5) 自然環境・景観では、3 ページの 2 つ目の段落で、武庫川の高水敷の状況について補足しております。

(6) 歴史・文化では、川と余り関係のない文章は削除し、内容充実に関するものは補足しております。

(7) 治水事業の沿革では、1 つ目の段落で、江戸時代の治水工事について補足しております。また、この項目で、平成 16 年の台風 23 号に関する記述が分断されてわかりにくい。または、その被害に関する記述が不十分であるといった委員からのご指摘もあり、5 ページの 4 つ目の段落に、「平成 16 年 10 月の台風 23 号による洪水では、甲武橋において既往最大の流量を記録し、下流部の未整備区間において、橋梁の流出や床上・床下浸水などの被害が発生したが、整備済区間では、大きな被害はなかった。三田市域においても河

川改修や青野ダムの洪水調節効果等により大きな被害は発生しなかった」という修文をしております。

(8) 砂防事業の沿革は、特に修正はございません。

(9) 水質では、河川環境基準であるA類型やB類型といった表現がわかりにくいという委員からのご指摘がございまして、A類型を水浴が可能とされる、B類型を水道水として利用可能、C類型をコイ、フナ等の生息が可能という補足をしてしております。また、5ページの一番下の文面で、前は「環境基準を満足しており、良好な水質を維持している」という文章にしておりましたが、今回はその部分を「環境基準を満足する水質を維持している」と修文しております。

6ページ、(10) 河川水の利用では、内容充実させるために、構造物名等を補足しております。

(11) 内水面漁業では、内容充実させるために、漁業に関する歴史を補足しております。

(12) 河川の利用については、1つ目の段落の5行目に、宝塚市域での河川利用を補足し、またその下流の高水敷利用についても、ジョギングやサイクリングといった詳細な内容を補足しております。

7ページ、2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針につきましては、4つ目の段落、③のところ、生活環境という意味がわかりにくいという意見がございました。その説明文を7ページ、一番下の四角囲みで、「動物の生活環境」と「植物の生息環境」は不可分であるため、両者を一つの言葉として整理し「生物の生活環境」としている。動植物の生態を「生活史」という言葉で表現しているのと同じ考え」というような補足をしております。

5つ目の段落では、前回武庫川づくりでは記述していた流域内関係市の総合計画や都市計画マスタープラン等との調整を図る旨の表現を削除したのを、復活させております。

6つ目の段落の4行目で、深刻なダメージの回避との意味がわかりにくいという指摘がございまして、その部分を「人的被害の回避・軽減を図るとともに、ライフラインや緊急輸送路等守るべき機能を明確にして防御することにより県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避する」と修文しております。

8ページ、①河川対策ですが、1つ目の段落の4行目で、前回の文章は、河川利用や河川環境の保全が河道掘削等の文章にしかかかっておりませんでしたので、今回は洪水調節施設と河道掘削等の両方にかかるように頭出ししております。また、前は、10ページに、

④上下流バランスの項目を挙げていましたが、それを削除し、①河川対策の1つ目の段落、4行目に、上下流バランスに配慮しながらというふうに記述しております。

②流域対策ですが、9ページの5つ目の段落、水田の記述について、水田の持つ多面的機能の保全・向上を図るでは、治水に関する機能が読み取れない、または、対策としての位置づけがわからないといった意見が委員からございまして、「水田の持つ多面的機能についても、農業生産に配慮し、関係機関や農業従事者との連携の下、保全・向上が図られるよう努めるとともに、超過洪水対策として、雨水貯留機能が確保されるよう取り組んでいく」と修文しております。また、6つ目の段落のその他対策においても、水田と同じように対策の位置づけがわかるように修文しております。

③減災対策ですが、1つ目の段落では、7ページの「2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」の前文に合わせた形で修文を行っております。2つ目の段落の6行目では、土地利用規制等について補足しております。

10 ページ、(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項でございます。

①正常流量の確保と②緊急時の水利用ですが、より表現が適切に、あるいはわかりやすくなるように修文しております。

11 ページ、(3) 河川環境の整備と保全に関する事項でございます。

①河川環境の整備と保全の全体的な方針の修文はございません。

②動植物の生活環境の保全・再生ですが、2つ目の段落の8行目では、武庫川の下流部ではカヤネズミ等が生息するヨシ原が一部で残っておりという記述がありますが、この表現が適切ではないという意見が委員からございまして、再度県で確認し、この文章を削除しております。

12 ページ、③良好な景観の保全・創出の修文はございません。

④河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保と⑤水質の向上ですが、ここについても、より表現が適切に、あるいはわかりやすくなるように修文しております。

(4) 河川の維持管理・流域連携の①河川の維持管理と②流域連携ですが、これも同じく、より表現が適切に、あるいはわかりやすくなるように修文しております。

なお、①河川の維持管理で、アセットマネジメントという言葉がございまして、これに関する意味と具体的に武庫川では何を指すのかといった質問がございましたので、簡単にご説明させていただきます。

アセットマネジメントとは、資産を効率よく管理、運用するという意味でございます。最近では、社会資本にもこの考え方を適用する動きがあり、兵庫県でも導入に向けて検討を進めております。公共施設を資産としてとらえ、施設の状態を客観的に把握、評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、予算の制約のもとで、いつどのような維持対策をどこに行うのが最適であるかを決定する総合的なマネジメントシステムでございます。

河川管理施設としては、ポンプ施設や水門等の耐用年数が明確な施設がその対象になると考えており、例えば武庫川に関しては、これからの具体の検討事項ではございますが、潮止堰や青野ダムのゲート設備等が対象になるのではと考えております。

13 ページの③モニタリングの修文はございません。

14 ページ、3 河川の整備の基本となるべき事項につきましては、(1)、(2)、15 ページの(3)については、修文はございません。

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項ですが、ここについても、より表現が適切に、あるいはわかりやすくなるように修文しております。

以上が資料 3-1、武庫川水系河川整備基本方針（修正案）の主な内容でございます。

続きまして、資料 3-6、武庫川水系河川整備基本方針（修正案）一覧表（第 75 回運営委員会以降）についてご説明させていただきます。A 3 判の横長の資料でございます。

今ご説明した資料 3-1 は、第 75 回運営委員会までの委員からの意見書や議論を踏まえた修正案でしたが、資料 3-6 は、第 75 回運営委員会での議論を踏まえて、さらに修正した箇所がわかるように整理した資料でございます。ですから、資料 3-1 と資料 3-6 をあわせた形が現在の修正案の最新版となります。

資料 3-6 の見方ですが、真ん中左の列が修正前で、先ほど説明した資料 3-1 の本文から抜粋した文章を書いております。その右の修正後は、それに対しての修文案でございます。

1 流域及び河川の概要、(4) 気候・気象では、過去約 30 年間の短時間強雨の発生頻度も増加傾向にあると、ここの表現がわかりづらいとの意見や実際の観所場名など具体的な記述ができないかといった意見がございまして、右にありますように、「また、流域内における過去約 30 年間での集中豪雨の発生頻度は増加傾向が見られ、特に名塩観測所での時間 50mm 以上の豪雨の発生頻度は比較的高い」というふうに修文しております。

続いて、(7) 治水事業の沿革につきましては、先ほど資料 3-1 の 5 ページの 8 行目に

あたりますが、ここでは、平成 16 年台風 23 号の被害をもっと正確に記述すべきとの意見がございまして、右にありますように、下流部の西宮市名塩木之元（リバーサイド住宅）等未整備区間において、橋梁の流失や—この後の「の」は削除をお願いします—床上・床下浸水などの被害が発生したがというふうに修文しております。

続いて、(9) 水質、5 ページ、32 行目になりますけれども、ここでは、水道水として利用可能とされる B 類型というのを、より適切な表現として水道水を水道用水というふうに修正しております。

(11) 内水面漁業ですけれども、まず 6 ページの 15 行目のところでは、漁業権の設定範囲の記述について、漁協組合から、本日意見書の 2-2 にもございますように、誤りであるという指摘を受けて、「武庫川においては、甲武橋下流付近から広野橋上流付近までの本川区間及び羽束川等の支川に漁業権が設定されている」というふうに修文しております。

6 ページ、18 行目、アユ漁についても、漁業組合のご意見や県の方で調べました名塩史より、「アユ漁については、昭和 50 年代半ばまでは、生瀬から武田尾にかけて、良好な漁場であった。昭和 24 年頃までは天然アユの捕獲を主体としていた記録があるが、現在は漁獲高が大きく減少し、放流による漁業だけとなっている」というふうに修文しております。

続きまして、「2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」の前文ですけれども、7 ページの 23 行目の箇所は、文章の接続をより適切に修文しております。

同じく、7 ページの 28 行目では、深刻なダメージを回避するというところの説明文がよりわかりやすくなるように、「そのため、想定を超える事態においても、第 1 に人的被害の回避・軽減を図ること、第 2 にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目標」というふうに修文しております。

7 ページの 34 行目については、整備途上の段階においても住民とのかかわり方がわかるような表現が必要ではないかといった意見がございまして、次のように修文をしております。「目標を明確にして「参画と協働」のもと段階的な整備を進める」。

(1) 洪水、高潮などによる災害の発生防止又は軽減に関する事項、①河川対策、8 ページの 24 行目にあたりますが、上下流バランスだけの表現では、本支川の関係がわからない。また、洪水調節施設による洪水調節の表現がおかしいのではないかといった指摘を受けておりまして、それに対して、「更には本支川及び上下流の治水バランスに十分配慮しながら、洪水調節施設の整備」というふうに修文しております。

続きまして、②流域対策、9 ページの 11 行目あたりになりますが、水田と各戸貯留等は超過洪水対策と位置づけるような記述をしていましたが、超過洪水対策という記述が非常にわかりにくいという意見が委員からございました。また、今後の流域対策の取り組みについても、「水田の持つ多面的機能についても、農業生産に配慮し、関係機関や農業従事者との連携の下、保全、向上が図られるよう努める。また、水田の貯留機能については、流出抑制効果の発現が出水期を通じて期待できず限定的であることから、各戸貯留等と同様に付加的な効果が確保されるよう取り組んでいく。加えて、これら流域対策の取り組みに関する啓発活動を流域関係市等と連携して推進し、流域全体の防災力向上に努める。これらのことを踏まえ、流域対策の効率的な推進にあたっては、必要な制度整備に向け、関係機関と調整を図る」というふうに修文しております。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項、②動植物の生活環境の保全・再生、11 ページの 34 行目あたりになりますが、瀬・淵の保全だけではなく、アユ等の回遊魚にも配慮した表現で、「産卵や生息の場として利用されている瀬、淵の保全や、移動の連続性の向上に努める」というふうに修文しております。

最後に、(4) 河川の維持管理・流域連携、②流域連携ですが、環境教育を環境学習に修文しております。

以上が資料 3 - 6 でございます。

以上で説明を終わります。

○松本委員長 今の部分は、本文についてのこれまでの修正、9 月 7 日の運営委員会までの修正、さらには 9 月 7 日の運営委員会以降、本日までに追加修正をされた分の説明であります。

なお、ご説明の中で、ほぼそれでいいんじゃないかというふうなところについては省略をしてあることは、さきに申したとおりであります。

今修正された部分につきましても、これまでの運営委員会の協議の中で、なお委員会側と県の意見が隔たっているという部分があります。先ほどの資料 3 - 6 の追加修正の項目が、今から協議します 10 項目の検討課題と重なっている部分が多分にあるというのはそのあたりでありまして、その部分が本日の追加修正によってクリアしているのかどうかということも、本日の 1 つの課題になろうかと思っておりますので、よろしく願います。

引き続き、先ほど申し上げました参考資料の修正状況について、概略ご報告をします。参考資料 4 編を県の方から全部説明していただいているとかなり時間がかかりますので、

私の方からかいつまんで、論点として、ひょっとしたらまだ議論があるかなという点、あるいは本文との関係で議論が残っているという点のみについて申し上げます。

したがいまして、各委員から出されたご意見について、既に修正されている部分、あるいは修正されていなくても、その他の関連で、その意見については了とするという意見なのか、なおまだ意見があるのか、それぞれの委員でご判断いただいて、なお意見があるという場合にはご提示をいただきたい。できれば、本日この会議ではなくて、本文の論点にかかわりのない部分に関しましては、文書で次の運営委員会までに提出をしていただきたいというふうに、時間の関係でお願いをしたいと思います。

まず、本日のお手元の資料 3-2、参考資料 流域及び河川の概要（修正案）についてであります。この修正案は、前回の第 52 回委員会に既に修正が出されておまして、その修正並びにその後再修正されたものも含めたものとして受けとめたいと思います。この件に関しては、9月7日の運営委員会以降の追加修正はなかったですね。

○植田 入っております。

○松本委員長 私が申し上げることで、その部分は修正済みということがあれば、ご指摘を願いたいと思います。

概要編では、随分と多くの修正が行われました。その中で、37 ページで、土地の利用に関する記述があるかと思います。私、前の分で見ているので、ずれていますか。

○植田 39 ページになると思います。

○松本委員長 私は前回の運営委員会の資料で書き込んでいますので、お手元の分は 39 ページになります。

土地の利用について、運営委員会では再修正されていますが、ここの土地利用について、とりわけ三田の地域の変化と治水事業について、さらに必要があるのではないかというふうに指摘されました。これの再修正が、本日の資料にはされています。前回よりもかなり詳しくなっておりますが、このように修正されておりますので、なおご意見があれば、追ってお出しいただきたいと思います。

2 点目は、お手元の資料の 46 ページ、水害の歴史、これは先ほどの本文の修正で出ました 23 号台風に関する被害の記述の部分と本文との兼ね合いの問題で、こちらでどのように扱うかというところが論点になっております。

ということのご報告をしておきますから、そこの議論の際にご参照いただければと思います。

3 点目は、同じく水害の歴史で、53 ページで、リバーサイド住宅の被害の写真も入れたらどうかということが意見として出されていましたが、これはまだ入っていませんね。

○植田 それはまだ未対応でございます。

○松本委員長 それは検討中ということでございます。

概要編では、さらなる検討課題として出されたのはこの 3 点で、あとは、修正されていることについては、運営委員会の議論の中では大きな議論にはなっておりません。

引き続きまして、資料 3-3、治水編につきましては、一番大きな問題は、本日の本文の論点での議論になると思いますが、本文の基本的事項、最後のページの 2 ページ分です。特にこのあたりについて、簡潔過ぎる。基本方針は、治水に関して武庫川流域委員会はかなり突っ込んだ議論をしてきた。従来とは違う観点から議論をしてきた。基本高水についても、初めてこういう形での議論をしてきて、数値だけではなくて、その議論の経緯をきちんと尊重したような基本方針にすべきであるという意見が、後ほどの議論で出ますが、この関係から、明らかにこれは添付資料でいいということ以外については、むしろ本文に盛り込むべきではないかというふうな提案、意見が出ております。これも、本日の論点に重ねて、議論の対象になろうかと思えます。

あわせて、治水編の、ページ数でどこというわけではないですが、基本高水に関する表現に関しても、本日の後ほどの論点で議論をしていただきます。ポイントは、この資料のところでも、安全側の計画値であるということをも明記すべきではないかということが意見として出ておりますので、後ほどの議論でやりたいと思えます。

河道計画に関しましては、本日の論点に入っておりますが、引堤あるいは準スーパー堤防等を方針から除外せずに盛り込むべきであるという意見が出ておりますので、これも後ほどの論点の議論で行いたいと思えます。

治水編の 10 ページの危機管理については、ハザードマップの活用について、もう少し具体的に記述をした方がいいのではないかという意見が出ておりますが、これも検討課題として提起をされております。このあたりが治水編について、運営委員会から課題として提起している部分でございます。

引き続き、資料 3-4、利水編につきましては、まず、2 ページ、3 ページの取水の模式図について、水収支、この流域に対する水の出入りの観点から、もう少し盛り込むべきではないか、何を盛り込むのかというのは、幾つか出ていましたが、他の水系からの水の出入りも入れた方がいいのではないかというふうな課題が出ております。それはまだ突

っ込んだ議論にはなっておりませんが、検討課題としては出ております。

さらに、11 ページの(2)「景観」からの必要流量という項目がございますが、景観からの必要流量の視点をもう少し高めるような記述があってもいいのではないかという検討課題が指摘されております。

利水編は、検討課題として出ているのはそれだけであります。

資料 3-5、環境編につきましては、修正された点以外について、運営委員会で新たな検討課題として今後問題提起していくということはありません。

以上、資料編についての運営委員会での検証、修正、並びに残る検討課題の審議の結果でございます。それを踏まえて、後ほどの本文の論点での協議、並びにそれ以外のことに關しまして、なお修正の必要がある場合にはご意見を寄せていただきたいと思います。

以上で、これまでの原案に対する修正の経緯、現段階での修正点のご報告にかえたいと思います。

ここまでの件に關しまして、冒頭申し上げました本日の主要議題の 10 項目の論点以外のことに関して、ご質問あるいはご意見があれば伺いたしたいと思います。

○川谷委員 単純な抜け落ちかと思っておりますが、基本方針の 6 ページの(12)は、河川空間の利用ではなかったですか。

○松本委員長 河川空間ですね。「空間」が抜けています。ありがとうございました。ほかにもございますかー。

特にないようですので、さきに進めさせていただきます。

冒頭に申し上げましたように、今から議論する問題以外は、本日の個々の議題としては挙げませんので、なお 10 項目の論点以外についてご意見のある方は、この委員会の後、速やかに意見書等でご指摘をいただきたいと思います。

では、引き続き論点の議論に入ります。

お手元の資料 3-7 をお願いいたします。A 4 の 1 枚もので、検討課題の整理、第 75 回運営委員会となっております。これが先ほどの運営委員会の協議結果の 10 項目に相当するものを原案のページに沿って並べたものであります。論点としては、真ん中あたりのタイトルとなっている部分とその項目であり、内容は右端の内容と書いてあるところが、その簡単な部分であります。この 10 項目に關しましては、多数の委員から既に何回にもわたって意見書が出ております。その意見書の修正意見と県との間の協議で、間が詰まっていないことがここに挙げられておりますので、これをただいまから順次協議をしていきたい。

協議の方法としましては、わかりやすいように、原案の本文の構成の前から順番にやっていきたいと思えます。ただし、一つ一つについて結論が出るまでやっていると、時間の関係で最後まで行き着かない可能性があります。この 10 項目それぞれのテーマについても、難易度はさまざまでございますので、それぞれの内容を勘案した上で、一定の議論が行われたら、それで論点を明確にした、あとどのようにするかという一つの手がかりを得たということで、次へ進んでいきたいと思っております。

議論の進め方としては、それぞれの項目について、ご意見のある方は、既にかなり具体的な修正案も出ておりますので、それぞれの意見書の文書も皆さんにわかるようにページを示しながら、できるだけ具体的なご発言をお願いしたい。それに関しては、答えを求めて、県との議論を重ねていくということにします。同時に、その意見と異なる意見をお持ちの委員も、その中でご発言を願いたいと思えます。

第 1 は、「はじめに」となっている分です。「はじめに」という項目は、原案にはございません。基本方針の原案の本文は、流域、河川の概要と基本方針、基本事項の 3 つの構成になっております。ここの論点は、この基本方針がこれまでにない形でつくられたんだという経緯を明記すべきであるということです。それに対して、これまで県の方からは、法定文書である基本方針については、そんな経緯を入れるようなものじゃないというふうな答えが返ってきております。委員会の方からは、これまではそうであったかもしれないけれども、書いていけないとはどこにも書いていない。したがって、今回の基本方針のユニークさ、特徴ということを明記するためには経緯を明確にすべきであるというのが論点でございます。

これについては、本文の（7）治水事業の沿革の最後、5 ページの真ん中辺に、「平成 16 年 3 月には学識経験者や地域住民で構成する「武庫川流域委員会」を設置し、流域委員会からの提言を踏まえ、更に河川審議会の答申を経て河川整備基本方針を策定することとした」という 2 行の記述しかないという形でこれまで来ております。これについて、委員の意見を求めます。

○田村委員 何度かこれまで意見書を出させていただきまして、運営委員会でもそういう発言をしているんですけども、県がこれまで出されてきました基本方針、参考資料をもとに、どちらかという、各論といいますか、文章の一部修正とか、そういったことが中心になって、私ども議論をしてきました。けれども、幾らそれをやりましてもどうもよくわからないというのが素直な意見だったわけです。なぜわかりにくいのか。基本方針とい

うのは一番大事なんですけれども、基本方針の位置づけ、またどういう前提条件で基本方針が策定されたのかというのが、読んでもよくわからないというような状況でした。

県さんも前に、基本方針プラス参考資料については、流域あるいは県民に対する計画あるいは方針ですという説明をされております。それであれば、県民によりわかりやすく、適切な構成で表現していく、提示していくというのが最も大事ではないか。県民が理解できないような状態をつくっても、今後いろんな問題が出てきますし、誤解が生まれます。ですから、今の時期にその辺を再構成するなりしないといけないというのが、もともとの私の意見です。

きょうの資料 2-1 の 8 番目と 14 番目に私の意見書があるんですが、9 月 6 日の分については 9 月 11 日の意見書に集約されていますので、9 月 11 日付の意見書、35 ページを開いていただいて、これをもとに意見を述べたいと思います。

県から提示されました基本方針原案というのが、先ほど委員長も申されましたが、法定文書ということです。私も、いろんな計画に携わったりして、法定文書とはどんなものかというのは十分理解しているつもりです。けれども、法定文書だから、今までの先行事例に従って、淡々と書けばいいということでないと思うんです。武庫川の場合は、流域委員会をつくりまして、基本方針から議論してきたわけで、その位置づけ、あるいは重さというのは先行事例の比じゃないというふうに理解しています。

そういう前提で、まず、この基本方針はどのような前提条件で策定したのか、2 番目には、流域委員会の提言、結構分厚い多様な提言をしておりますして、基本方針に入れるべきものと入れなくてもよかろうというものもあると思いますが、その中で、提言の内容をどのように受けとめて、基本方針に反映したのかということが重要な課題かと思えます。そういう目で見ましたときに、基本方針は、目次をあけていただきますと、流域及び河川の概要ということで、これまでの歴史とか経緯、流域の概要、河川空間の利用とか河川水の利用とかが、淡々と述べられています。それを受けて、2 番目に、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針、そして 3 という形で続くんですけども、どこにもこの基本方針を策定するに至った前提条件というのが出てこない。

きょうの資料で、唯一そのあたりが出ていますのが、資料 3-3、治水編の 5 ページ、2.3 流量確率手法による検証という項がありますけれども、ここに、「将来土地利用については、平成 12 年国勢調査に基づいて設定された市街化区域（平成 22 年時点）が、全て市街化された状態を想定した」と辛うじて前提条件と言える一部が出ています。私どもが運

営委員会で意見を述べたもの、あるいは県さんに質問したものの回答がここに出ているんですが、重要な将来の基本方針を設定するにあたりまして、土地利用として、平成 22 年想定 of 各市の市街化予想区域が充てんされたといったことだけが記載されています。本当にこんなものでいいのかどうか。確かに、50 年、80 年、100 年先というのはだれにもわからないわけですが、基本となるフレーム、想定されるフレームが何らかの形で示されて、それに基づいて基本方針が策定された、あるいはいろんな解析をしたんだというようなことが必要ではないかと思えます。

そういったことで、私の意見書の 35 ページの半分から下の方に提案をしているわけですが、この基本方針を策定するにあたっての前提、あるいはこういうことを受けとめて策定したんだというような内容を、「はじめに」がいいのか、前文がいいのか、前書きがいいのか、あるいは基本方針のこの中に構成するのがいいのか、別途違う方法で提示するのがいいのか私もわかりませんが、例えばこういう文書を入れたらどうかということを書いております。

まず、「はじめに」の下に、武庫川水系河川整備基本方針の策定にあたり、知事より云々かんぬんということで、流域委員会が 2004 年 3 月に発足しましたと。その 2 年半にわたる審議の中で、基本的な審議された内容が以下の 4 点であったと。これは、提言書の中の、前書きでしたか、「はじめに」でしたか、その中に述べられています。これは多分松本委員長がつくられたと思えますけれども、的確にこの流域委員会で何を骨子に何を目標に審議して検討したか、あるいは今後のあり方についてこれが重要ですよというようなことが、この 4 点に述べられていると思えます。流域委員会との絡みでは、少なくともこの辺ぐらいのことは言ってもらわないと、何のために流域委員会をして基本方針の審議をしているかというのがわからない。ということで、こういう文章を入れたらどうかと。

さらに、県さんの基本方針の策定の中にありました「“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針」の云々かんぬんというのも、これまでに河川行政の中で前提にしてきた大きな理念ですので、あわせて入れると。

その 2 つをベースにして、基本方針を示すんだというのが 1 つの提案です。

もう 1 つは、追加の提案としまして、下線を引っ張った下の文章ですが、策定にあたっての前提条件です。これについても、きちっと述べておく必要があるということです。これは、6 月 29 日ですか、第 70 回運営委員会だったと思うんですが、そのときに、基本方針と整備計画の違いはこうですよという説明が初めてあったと思えます。我々

は、少なくとも私自身は、それまで基本方針というのは超長期なので、50年、100年というスパンで考えるんだという頭でずっといたんですけれども、このときに初めて時間軸を持たない基本的な方針、あるいは理念ですということを説明されまして、えっと思ったんです。まあそういう考え方も1つあるかなということで、一定の理解はしましたが、その辺がこの基本方針の中にどこにも触れられていない。これがまた誤解を生むことになっております。

ですから、基本方針というのはあくまでも武庫川づくりの基本理念や基本的方向について取りまとめるものであり、時間軸を持たないというようなこと、もう1つは、武庫川および流域に関わるこれまでの歴史、文化、経緯と流域の土地利用現況及び現時点で設定されている各市の基本フレームを前提とするというような文章をきちっと入れることによって、基本運針をつくったときの前提条件が明らかになるのではないかと。この基本方針が今後何十年も存続するとしましたら、そのうちに社会経済の大きな変化、激変が起きたとき、前回と比べて前提条件がこう変わっているんで、基本方針はこう変えべきだというようなことがちゃんとできるわけです。今これをしておかないと、いろんな条件が変わったのか変わっていないのかわからない。何百年たっても、このまま生きているというようなことになりかねない。私は、そういう意味で、基本方針に重みを持たすために、あるいはきちっとした役割、位置づけを持たすために、今のような提案をしたいし、こういうところを何らかの形で取りまとめて、出していただきたいと思っています。

あとは、36ページの上の方からずっと書いていますけれども、これは既に直っているところもありますので、特に結構です。

関連して、流域及び河川の概要編というのがあります。これは、どちらかというところ、現状あるいは過去について綿々と述べられていまして、それはまあ大事なことですけれども、流域及び河川の概要編の中に、先ほど私が言いましたような基本方針を策定したときの前提条件というのを、例えば、将来の土地利用をどう見たのか、あるいは人口、産業の動向がどうか、あるいは流域の関連計画、道路とか鉄道、そういったものを含めまして、こういうことをこのスパンで見て、これを基本方針の前提にしましたというようなことをどこかでまとめて、提示していただきたいと思っています。

簡単ですけれども、そういうことで意見を出させてもらいます。

○佐々木委員 私も、きょう意見書として出しております。目次で2つ出てきていますが、13番目の9月10日の方は、1回の運営委員会を経て、さらに前回の運営委員会を経て、

こういうふう書き改めまして、再度意見書を出させていただきました。

まず、「はじめに」という言葉を出さなかったんですけれども、「はじめに」というところにかかわって、なぜ「はじめに」というふうなところが必要になるのか、その理由が、今田村委員が挙げられたことですけれども、その部分は、いわゆる法定図書である基本方針がなぜこういう書き方になったのかという特徴に当たる部分ですので、その部分の説明、補足として、経緯を入れるべきかなと思います。それは私の32ページの意見書で、なぜというふうな部分で、もしかすると田村委員がおっしゃったことのその前の理由というふうな部分にかかわりますけれども、基本方針のこれまでの策定の仕方は、国交省として誘導してきたのは、住民の参画と協働による委員会ではなくて、先に専門家集団によって基本方針という部分まで策定されてしまってから、整備計画の段階で住民参画型の流域委員会というものを立ち上げて、いろいろ川づくりを進めていくというふうなことでした。ところが、基本方針の段階から住民の参画と協働による――これは井戸知事が中心になって、兵庫県県政を挙げて進めていらっしゃる阪神・淡路大震災の教訓から出てきた住民の参画と協働ですけれども、基本方針からそういう部分がかかわったということで、これまでの法定図書とは、始まり、スタートも、形成する集団も、かかわった組織も違うんだということなのです。

そういうことから、出されてきた基本方針についても、国土交通省がつくってきた、これまでのひな形になった原案とは違った、住民主体のわかりやすいものになって当然であろうかと思います。そのあたりが「はじめに」という部分に書かれてあれば、基本方針の中身を読んでいく中で、これまでのものとちょっと違うなという部分が理解できるのかなと思います。できれば本編の扉をあけたところに書くのがベストかとは思ったんですけれども、基本方針に書けないとすれば、資料の方に、スタートから違うから、こういう経緯、経過となって、こういう基本方針となったという、基本方針の特徴を前置きとして記述することが、国土交通省にとっても親切な基本方針になるし、兵庫県民にとっても親切ではないかというふうに思います。

それと、今までに何度も県の側では、これは法定図書で、書くことはできないとかございましたけれども、33ページの下黒いところで私が書いておりますように、これまでの河川整備基本方針は、国土交通省が中心となってつくってきて、直轄河川を主体に、ひな形みたいなものができて、それをそっくりまねをするような形でつくられてきたものがほとんどであったように思います。けれども、二級河川武庫川ということで、これは国では

なくて、県が管理するので、県民のための道しるべであって、県政を導くためのものでもあるというふうなことを認識していただきたい。その一番中心になるのが、兵庫県独自の阪神・淡路大震災を教訓に進めてきた住民の参画と協働であり、それによる川づくりを目指したんだというふうなことがやはり基本になるのかなど。そこから、災害というものは、震災や水害だけではなく、危機管理にも及んでいくんだということを盛り込んでおくべきであり、あらゆるところを考えるにあたって肝に銘じておくのがベストではないかと思いました。

それと、先ほどの田村委員が書かれておりました、総合計画とか都市計画との調整を図りながら総合的な治水をどういうふうに進めていくかという部分から波及しまして、私は、33 ページに京都府の例を書いておりますけれども、武庫川は、二級河川として、まず初めに目指したい総合治水ということで、これを特徴として頑張ってきたわけです。真ん中に絵がございましてけれども、基本方針の中で、こういうふうな形で、上位計画との関係をどういうふうに進めていくのかというのを絵的にあらわすと非常にわかりやすい。文章で1行書くのとは随分イメージが変わってきますし、インパクトも違うのではないかというふうに感じていたので、こういった形の絵的なものを入れていただきたい。

京都府などは、23 号台風の災害の教訓から、たまたま新京都府総合計画ができましたので、そのときに、基本方針と連動して、なおかつそれが各市、区にトップダウンしていくような仕組みがちゃんと描かれています。総合治水的な河川づくりを進めていくということが、武庫川の一番の旗みたいなものですので、そういった部分は「はじめに」のところにきちっと書いておくべきではないかということを感じました。

○田村委員 先ほど土地利用の条件について記載があると言いました。治水編の 5 ページですけれども、将来土地利用について云々、市街化区域（平成 22 年）と。何が言いたいかといいますと、県さんがこの流出解析に用いたベースデータが、各市がつくった市街化区域の将来予想で、これが平成 22 年目標だと。既に今平成 19 年です。あと 3 年先の目標なんですけれども、この時期になりますと、想定した市街化区域が実際どうなっているかというのがわかるわけです。各市と協議されたらよくわかると思います。人口についてもそうだと思います。想定した目標市街化区域あるいは人口になっていないエリアも随分あるかと思っています。

そういう過大なフレームをベースにいろんな河川の計画をするのがどういう影響を及ぼすのかということ、これは暗に物語っている。かといって、平成 22 年以降をだれがどう

想定するののかということとは難しいんですけれども、都市計画というのは大体 5 年ごとの見直し、あるいは 10 年ごとの見直しですので、そろそろ次の計画立案がされているかもしれませんが、できるだけそういう最新の状況、動向を正確に把握した上で、計画に生かすということをご心掛けてほしいということもあわせて……。

○松本委員長 お二人のご意見は、2 つの話をあわせて出しておられます。「はじめに」というか、基本方針策定にあたって、どのような経緯でもってつくったのかということと、この基本方針はどのような特徴を目指しているのかという中身の話と、そういうものを盛り込む必要があるという必要性の根拠の話、その 2 つを合わせて言っておられます。具体的話が出てきたりして、違う話じゃないかという受け取り方もあろうかと思えますけれども、そういう意味合いです。そういう項目をきっちり設けて、経緯を書くべきだということと、その中身をどのようなことを書くのかという 2 つの話が出ているというふうに理解をして、それについて、後ほど県の方から答えてもらいます。

○法西委員 基本方針というよりも、4 番の住民のかかわり方、あるいはこの委員会の始まったそもそもにかかわることについて、ちょっと抜け落ちているんじゃないかと思うことがありますので、述べさせてもらいます。

資料 3 - 1、武庫川水系河川整備基本方針の修正案ですが、前から気になっていたことなんですけれども、5 ページの真ん中のちょっと上、「一方、工事実施基本計画に基づき」というところの 4 行下、「世論の高まり、更には平成 9 年の河川法改正の流れもあって、平成 12 年に県は、「合意形成……」」と。これはわかるんですけれども、この委員会が始まったのは、そもそもは世論の高まりがあって、さらに平成 9 年、1997 年の河川法改正もあって、そのために、県は、2000 年、平成 12 年 1 月 11 日に、武庫川ダム環境影響評価概要書という分厚い本を出して、住民にアセスを求めたんです。それで、2 月 9 日に住民からの概要書に対する意見書の提出の期限があって、合計 708 通の意見書が届けられて、反対署名も 2,305 通と。これは県の環境影響評価室発表ということで、新聞にも出たんですけれども、そのうちの 705 通は反対意見だった。これは、全体の 99% に当たります。この間に、さらに平成 9 年、河川法改正の流れもあって、県がこうこうしたと。

詳しいことはいいんですけれども、武庫川ダム環境影響評価概要書というものをつくって、住民にアセスを求めたという 1 行をどうしても入れてほしいという願いが私にはあります。データは、きょうやっと探してきたのであるんですけれども、詳しくはまた後で。

○松本委員長 今、論点 1 の基本方針の策定にあたって、このような特異な基本方針、し

かも基本方針レベルから流域委員会に審議をゆだねたということの裏づけをきちんと前文で書くべきだという意見と、書くにあたっての経緯とか書く中身があわせて出ております。○川谷委員 「はじめに」を書くか書かないかということについて、私としては、この基本方針に今議論されているような形の「はじめに」を入れることは適当でないと思っています。流域委員会として提言書を出したということについては、その経緯、なぜこういうことになったか、やってきたことというのは、ある意味で非常に丁寧に書いてあると考えております。それも踏まえて、県としての基本方針をつくっているわけで、流域委員会がつくられた経緯と基本方針の本来のあり方ということについての位置づけは違っていると思います。その意味で、「はじめに」という形で入れることは適当でないと思っています。

それで、どのようにするかということですが、7 ページ目の基本方針の4 行目のところから、武庫川水系においても云々の部分に、5 ページ目の治水事業の沿革のところの最後に書き加えてある部分、先ほど委員長から2 行ほどという指摘がありましたが、平成 16 年3 月にはこういうのを設置して、その提言を踏まえて川づくりをしていくよと。県としての基本理念、基本方針を踏まえた上で、武庫川としての取り組みとしては、こういう流域委員会をセットして、その提言も踏まえて、基本方針を以下のように設定したというパラグラフを修文して入れるのが適当ではないかと思っています。

○奥西委員 今の川谷委員のご意見について賛成するところも多々あるんですが、私自身の結論的な意見を今申し上げられませんが、1 つだけ事実を指摘したいと思います。

私の意見書を改訂して送ったつもりだったんですが、私のミスで送っていませんでしたので、きょう、その中の一部だけをコピーして持ってきました。修文案を考える中で、気がついたことの1 つに、県当局自身によってつくられた原案を県当局自身によって削除されているところがあります。先ほども説明がありましたように、多くは、委員からの指摘を受けて修正されたために削除されたところですがけれども、委員から何のクレームもないのに削除されたところがありまして、特にそういうところについて私見ましたので強く感じるのかもしれませんが、私が感じたのは、そういうところは、流域委員会の提言を受ける形で書かれたと思われる文言が県当局自身によって削除されているということです。したがって、川谷委員の発言にひっかけて言えば、単に前書きで流域委員会のことを書けば済むという問題ではないように思います。

○川谷委員 今奥西委員が前書きでと言われた意味がよくわからないんですが、この基本方針の構成からすると、7 ページ目のところが、基本方針の根本部分、柱の部分だと思っ

ています。最初の原案では、その意味の「はじめに」の部分はなかったはずで、ここにまとめて基本方針の基本的なあり方が書いてあるわけで、その中に、こういう方針を立てるにあたって、流域委員会の提言も踏まえたということを書くのであって、単に前書きという意味ではないと思っています。

○伊藤委員 いつの回か忘れましたが、この基本方針は、国交省向けではなくて、県民向けに出すんだというふうなお話を伺っております。したがって、形式的な問題でなくて、今回の基本方針そのものは、基本方針から参画と協働という精神のもとにつくろうということが底辺に流れていると思います。全国に誇るべき施策として、知事のご英断で、今この委員会が持たれているわけですので、そういった意向はここに明確に出すべきでないかと思っております。

 きょう配っていただいていますけれども、この間の神戸新聞には、そういう認識が皆さんにないと。基本方針というのは、参画と協働じゃなくつくっちゃうんだと。そういう一般的な常識じゃなく、そういうことを全国の中で珍しくもやったんだということは訴えていただきたいと思っています。

 その書き方については、私はどういう書き方がいいかわかりませんが、県民がこれを見るにあたって、こんな精神がちゃんと入っているんだという、知事の意向というものをここにぜひ織り込んでいただきたいと思っております。

○松本委員長 どのような形で、どのように表現をするか、どの程度まで書くかについては、委員の中でも若干の意見の違いはありますが、いずれにしても、経緯を方針の中に明記することは非常に大事であるということがこもごも具体的に指摘されています。ここで、県の方からこれまでの意見に対して具体的に答えてください。

○松本 武庫川企画調整課長の松本でございます。

 まず、田村委員のご意見から我々の考えを説明させていただきます。

 意見書の中で、前書きに流域委員会に諮問した経緯等を記載してはどうかという話でございましたけれども、確かに流域委員会に諮問した経緯というのは、武庫川の治水計画の沿革にかかわる重要な一転機でございますから、そういった意味では非常に重要な事項であると考えています。そのため、この基本方針の本文の中の治水事業の沿革の後半におきまして、流域委員会の設置に至る経緯、先ほど基本方針の本文の中で、平成 16 年 3 月以降の 2 行というお話がございましたけれども、実は 2 行の前段としまして、その上に、一方、工事実施基本計画に基づき云々という、委員会を設置するまでの経緯を書いて、その上で、

流域委員会を設置して、ゼロベースから議論しましょうと、こういった流れをこの部分に挿入しております。

それから、将来の土地利用云々という話がございましたけれども、基本高水といいますか、洪水を予測する場合の基本というのは、あくまでも現況なんです。ただ、市街化区域につきましては、現実には、平成 22 年には云々ということで、その区域が市街化区域として明示されておりますから、その部分についてはすべて市街化されるというふうな想定をして流出解析をしているということでございます。ですから、将来予測をして、それをベースに流出解析をすべきだということは当たらないのではないかと。我々が将来の人口予測なり土地利用予測なりするにしても、市町の総合計画についてもせいぜい 10 年先なんです。50 年、100 年、もっと先を見据えた予測というのは非常に難しい。したがって、そういった予測のもとに流出解析をするべきではないと考えています。ただ、社会情勢、あるいは気象変動による雨の状況の変化といったものが生じてくれば、その時点で必要な見直しをやっていきたいと思います。そういったスタンスでございます。

それと、佐々木委員のご意見で、国交省の基本方針云々という話がございましたけれども、河川法上、基本方針については、地域住民の意見は聞かないといいますか、要するに専門家の意見を踏まえて作成して、整備計画段階で聞くという話になっております。ただ、兵庫県としては、過去の経緯も踏まえて、あるいは参画と協働の精神を踏まえて、基本方針レベルから計画づくりをしていこうというふうに行っているわけでございます。

ひな形にならった原案づくり云々という話がございすけれども、基本的にはいいものをつくろうという話でございます。ただ、型を踏まえて、型といっても完全なひな形というのはありませんけれども、他の水系の基本方針の構成なんかも参考にしながら、武庫川の基本方針の構成を決めたということでございます。ある程度同じように横並びにしておけば、他の水系と比較する場合に比較しやすい。武庫川は武庫川で、基本方針の中身を見れば、そのよしあしがわかるんじゃないかというふうな意見もあるかもしれませんが、やはり横並びで見た場合に武庫川の場合はこの辺がすぐれているとかいうふうな評価もできますから、そういった意味で、ある程度横並びの構成を踏まえて、私どもとしては基本方針づくりをしてきたということでございます。

内容につきましては、この委員会なり運営委員会でのご意見を踏まえて、かなり修文には努力したつもりでございます。

私の方からはとりあえず以上でございます。

○佐々木委員 今のことはよく理解しておりまして、ほかのものと同じような形で構成がなされているというのは、私も同じ意見でございます。ただ、その中身は非常に努力していただいた形が見えます。ちょっと偏ったりしているような部分が、ほかのものとは比べるとちょっと違うなという印象がありまして、基本方針から住民参画型でかかわったということがその理由であるということがちょっと言いたかったのも、先ほど申し上げたまでです。

それと、ちょっとずれるかもわからないんですけども、この間の運営委員会の際に、参考資料といった扱いの参考という部分を取って、資料とすべきではないかということが、きょうの資料 3-7 に出ていないんですが、ほかの水系の基本方針を見ましても、治水編、利水編、環境編の部分に参考というのがついているのは、いろいろ見たところでも見当たらないんです。参考でなしに、本編でもいいぐらいじゃないかというふうな意見も出ておりまして、運営委員会の際には、参考を取ってはどうかというふうなことで集約しつつあったように思いましたので、その辺の議論も追加でよろしくお願いします。

○松本委員長 参考資料の話は、何回も出てきているんですけども、これはよろしいですか。

○松本 参考資料のところの名称については、特にこだわるつもりはないんですけども、あくまでも法定図書というのが基本方針本文であって、この本文を補足する、あるいはよりわかりやすく説明するといった位置づけで、この参考資料をまとめています。それも、余り分厚くするとわかりづらいので、現況を説明した概要編と、あとは、治水編、利水編、環境編というふうに分けてまとめているということでございますから、参考資料の名称云々には我々は特にこだわるつもりはございません。

○佐々木委員 こだわらないのであれば、委員会で承認していただければ、できれば参考というのを取っていただきたいぐらいの重みがあります。他河川でもいろいろ見ましたけれども、池淵委員等も、参考というのはどうしたものかなというふうなことはおっしゃっておいりましたので、もう少し重みを持つての治水編、利水編、環境編ということを委員会として議論していただきたいと思っております。

○畑委員 治水編に関しては、これを読まないといけない構成になっておりまして、一般の運営委員会でも田中参事が、参考は取ってもいいというお話がありましたので、そういう方向に変えていただければかなと思っておいりましたが、資料として非常に大事な資料です。参考資料となりますと、あくまでも参考資料であって、読まなくても読んでもどち

らでもということになってきます。金太郎あめのような本省のこういう基本方針、全く同じパターンで書かれているんですけども、今回兵庫県取り組みと申しますか、意欲というのは、その点評価をされるところでありまして、やはり新しいスタイルをどんどん打ち出していかないと、河川のこういう大事な計画というのは変わっていかない。それだけに県の取り組みというのは、今非常に大事じゃないかと思っております。

○松本委員長 この件は、ほかの問題でも出てきますので、先ほどの松本課長の答弁とあわせて、後日処理をするということでおいておきたいと思えます。

1 番目の話で大分時間を使っておりますが、論点として、経緯をきちんとどこかに反映しておく必要があるだろう。ただ、程度の問題については、委員会内部でも若干の意見のそごが出たということで、これをどちらにするかというのを今ここでやっているのは時間的に厳しいので、委員会としては、そここのところの議論も踏まえて、武庫川の基本方針の特徴を明記しておくべきであるということで、その方法について、さらに県の方でも、きょうの意見を参考に検討していただき、詰めるということで、一たんおきたいと思えますが、よろしいですかー。

では、これは一たんおかしさせていただきます。

時間の関係で次に進みたいと思えます。流域及び河川の概要の治水事業の沿革で、洪水被害の件であります。23 号台風の部分で、リバーサイドあるいは武田尾の被害は武庫川にとって極めて大きな事件であったということで、きちんと記述すべきであるということがこれまでの議論でした。先ほど追加修正という形で出てきておりますが、これに関してご意見を求めます。

○土谷委員 資料 3-6 の 2 段目のところに、リバーサイド住宅という地名を修正として入れていただいたということはとてもよかったと思うんですけども、さらに 3 カ所修正をお願いしたいのがありますので、提案します。

まず、この文章なんですけれども、未整備区間においては、床上・床下浸水などの被害が発生したが、整備済み区間においては、大きな被害はなかったというふうに、被害があったところとなかったところを 1 つの文章にまとめてしまっているの、大した被害はなかったというふうに読んでしまうんですね。ですから、被害があったところとなかった場所というのは別々の文章に書いていただきたいというのが 1 点目。

それから、被害の規模を書いていないので、県民にとっては大きな被害か小さな被害かわからないんですね。ですから、床上浸水何戸、床下浸水何戸というのを入れてほしいと

というのが 2 点目。

3 点目は、全戸移転した件ですけれども、防災対策の 1 つとして、危険な場所に人が住まないようにするという対策もあるんですね。それを実行した例として、これはとても大きな意味があると思いますので、全戸移転をしたということも書いてほしい。

以上、3 点です。

○松本委員長 今の土谷委員の意見に関連した意見はございませんかー。じゃあ、県の方から今の意見について。

○松本 まず、文章を、被害があったなかったという部分を 2 つに分けてほしいという話でございますけれども、これは以前の運営委員会の中でご意見がございまして、そのご意見を踏まえてこのように修文していますので、その辺について再度委員の中から異論が出たというのであれば、我々としてはどう対応すればいいのかというのが 1 点ございます。

全戸移転については、現実問題は、河川の方で全戸移転ではなくて、道路関係で 3 戸移転という話になってきますから、この辺、どんなふうに記載すればいいのか、県の内部で少し検討したいと思います。

それから、被害状況につきましては、資料 3 - 2、参考資料の流域及び河川の概要の 51 ページに、今回かなり修文しておりますけれども、この中に詳細に記載しているつもりでございます。

○松本委員長 参考資料の方で、具体的な規模等々入っているということ、全戸移転という表現のところは、県の立場から見れば、全戸ではなくて、3 戸残っていたという話等あると思いますが、そのあたりはどうした表現かを再検討してみるということで、よろしいですかー。

23 号台風の被害の記載については、きょうの追加修文の部分で、ほかにご意見はございませんか。

私が言うのもあれですけれども、修文された後段のところ、(リバーサイド住宅) 等未整備区間において、橋梁の流失や床上・床下浸水などの被害が発生したがというのがありますね。細かいことだから、また後日でいいんですが、この場合は、単なる床上よりも、一部住宅部分の流失というのがあったように記憶しているんです。被害形態としては、床上でくくられています、現実には水で建具が流されていった、あるいは一部損壊に近いと思うんですけれども、いわば住宅の被害と橋の流失とどっちが重要なんだという話にかかわるので、私は、住宅の床上・床下浸水などの被害や橋梁の流失というふうを書く方がふさ

わしいのではないかとと思いますが、これはまた後日検討してください。答弁は要りません。

では、2つ目の洪水被害の記載については、きょう出た意見等々、部分的な修正等の検討は運営委員会にゆだねるということで、おかしていただきます。ありがとうございました。

もう1点、内水面漁業のアユ漁の部分を検討します。この件に関しては、追加修文で、内水面漁業の追加修正というのが出ております。それに加えて、運営委員会で議論しているのは、現況を正確に書くとともに、方針の中で、魚あるいは漁業をどのようにしていくのかというところを明確にすべきではないか。あるいは、意見書では、魚をとれる、あるいは天然アユの復活等々の意見も出ていますが、このあたりについての意見を求めます。

○中川委員 この点に関して何件か意見書を出させていただいておりますので、申し上げたいと思います。

きょうの最後の修文で、かなり反映していただいているなどは思っているんですが、私、この間に2回意見書を出させていただいておりますが、資料2-1の43、44ページが一番新しい意見書になります。

この件について少し補足いたしますと、内水面漁業という項目を新しく追加していただいたこと自体非常によかったと思っておりますが、当事者の方に直接的にこの委員会として意見をお聞きしていないということについて、私としては問題意識を強く持っております。個人的にも漁協の方あるいは関係者の方にお話を伺うなどしてきました。この間の運営委員会で、ぜひ意見書として出していただくことにしようということで、一番新しい運営委員会の資料をお送りして、それに対してご意見をいただいたのが、きょうの資料2-2という流れになっております。一部運営委員会の資料について、漁協さんの方からご意見をいただいているという状況です。それをまずご報告しておきたいと思っております。

その上で、きょう、基本方針の6ページの内水面漁業のところを、さらにまた直していただいているんですが、43ページで、私の方から少し訂正を出させていただいております。パラグラフが2つあるんですが、上の方のパラグラフは、方針に書くにはやや詳細に過ぎるのではないかとと思いますので、これを概要の方に持って行って、かわりに概略的な事実関係の記述、修文の例としましては、「鮎漁は江戸時代から営まれた記録が残るが、漁業権区域の設定は明治期に行われアユ、ウナギ等の淡水漁業が営まれてきた。」という表現をされてはいかがという提案をしております。

次の修文の提案につきましては、本日さらに修正をしていただいておりますが、具体的

に魚種を書き込んでいただく方がより正確なのかなと。あるいは、この内容は概要編の方でもよろしいかと思えますけれども、このあたりの表記を追加してはいかがかということ です。

ちなみに、昭和 50 年代までということで、訂正していただいたのでよかったと思っております。

事実関係はそういうことで、6 ページで終わるんですが、それを踏まえて、どういうことをこの方針の中に書き込んでいくべきかというところで、基本方針の 11 ページに、河川環境の整備と保全に関する事項ということで挙げていただいております。11 ページの最後のところで、瀬、淵ーきょうの修正で、さらにここに、移動の連続性の向上に努めるということで入れていただきましたので、私が 44 ページに書きました提案については、これで反映されているというふうに理解いたしましたので、結構です。

もう 1 つ残るのが、魚の話と直接かかわるわけではないんですが、11 ページの少し上の部分の記述です。ここのところは、修正をかけた関係で、改めて読み返してみますと、ほとんど植物のことしか書かれていないという結果に陥っています。改めて見直したときに、植物だけが河川空間を利用しているわけではありませんので、その点についての修文提案をきょうの意見書の 43 ページの一番下のところで出しております。代表的な例ということで、野鳥の視点というものを入れてはどうかということです。具体の修文提案としましては、これは最後に追加していただいたら結構かと思いますが、「また、野鳥にとっては河川空間が貴重な生活環境となっていることから、連続する自然環境の保全に努める」というような文章を入れていただければ、もう少し動物と植物のバランスがとれてくるのではないのかなと。つまり、全体として、河川というものが持つ自然環境の連続性ということが基本方針の中に出てくるのではないかというふうに思っております。

あと、意見書の 44 ページのところに書きましたような大変貴重な写真を漁協さんの方で拝見させていただきましたので、ぜひお借りして、概要編などに入れてはいかがかという提案です。この件に関しては、とりあえず以上ですが、今後の議論のために 1 つだけきょう申し上げておきたいと思っていることは、特に川の魚なり川の水の中で生活している生き物たちに関する情報というのが、この委員会の中で少なかったというふうに思っております。改めて漁協の方とお話をしておりますと、この委員会で共有されていない事実というのを本当にたくさん教えていただいております。ですので、今後整備計画の議論をしていく際には、どのような形であるにしても、こういった方々のご意見をしっかりと聞いて

反映させていけるような仕掛けを委員会としてとるべきではないかということをご提案しておきたいと思います。

○松本委員長 関連して、ご意見ございますか。

○佐々木委員 きょうの意見書で、もう1つ出していましたのが内水面漁業の部分なんですけれども、漁業の方をメインというふうな考え方ではないので、私は、意見書ではあえて魚という言葉を使っているんですけれども、これまでに武庫川シンポジウムとか、全国川のシンポジウムとか、いろんなどころでいろんな方に対面しまして、大きな川では、川に親しみ、まず川を好きになるということから川づくりを始めるという部分に対して、魚というものが一番とりつきやすいし、重要な項目であったというふうなことに気づきまして、抜け落ちていたと言えぱちょっと失礼な言い方かも知れませんが、生物としての魚は確かに出てきていたんですけれども、そういったものを鑑賞程度の魚類というふうな扱いで見えてきたのではないかということ、シンポジウム、漁協の組合長さん等のお話をお聞きしている中でひしひしと感じました。

環境において目指す武庫川づくりという部分の指標にかかわるかと思うんですが、先ほども中川委員がおっしゃいましたけれども、これまでは生物の貴重種から始まってきた環境の目指すポイントだったように思います。超長期の将来的な目標である方針において、こんなときになってから言うのもなんなんですけれども、そういったものが提言書の中では余り触れられていなかったように思うんです。県立人と自然の博物館の方々がいらっしゃいましたので、安心して切って、どちらかと言えば、生物、特に魚類は、右から左に抜けていったようなイメージがございます。そういう中で、環境の整備目標みたいなものは、見るだけの魚ではなくて、とってもしかれないレベルの豊富な生物環境の川づくりというものを目指すべきだったのではないかなというふうに思いました。

ずっと黙っていて、終わってからしまったと思っても仕方がございませんので、今出したんですけれども、そういった観点からもう一度正常流量のところ、川で魚が泳げる最低限の流量とかではなしに、もっと豊漁になるためにはどれぐらいの水深が必要なんだと。アユのえさにかかわってくるような話から、植物環境の話まで波及してきますけれども、そういった部分を押さえなくてもよかったのかなという疑問がわいてきましたので、ここで指摘させていただきました。

○川谷委員 中川委員の野鳥云々という修正のことで、ちょっと思い出したことも含めてですが、ほかの河川でこのようなことが話題になったときに、植生とか礫原とか営巣地と

かいうのが基本的に存在すれば、羽の生えたものは、昆虫も含めて、渡ってくるので、その意味では本質的なものではないと。さらに、この修正案にこだわれば、連続する自然環境という言い方になっていますが、羽の生えたものについて連続するというのがどういう意味を持っているのか、かなりあいまいなことになっているんじゃないかと思っています。先ほどの魚等を前提にした移動の連続性の向上ということは、それなりの意味を持っていると思いますが、野鳥というのを主語にしたときに、連続する自然環境というのは非常にあいまいな意味じゃないかなというのが、私の第一印象です。

○中川委員 この文章を出した大もとの理由は、提言書の中で、河川敷の利用について、人の利用が現状として優先されていると。それを、できれば自然公園化する利用にシフトしていこうという提言を提言書の中でしているんですが、今の基本方針の中にはそういうニュアンスが余り酌み取れない。自然公園化という単語を使うのか適切なのかどうかというのは、私自身も提言書を書いている時点で既に迷いながら書いていた部分はあったんですが、特に仁川合流点から下流ですが、高水敷を余りにも人間が使うことを優先して使い過ぎていないかという議論をした結果として、生き物の生活空間として川を実際に使っているんだから、その程度を上げていけるように、人間が利用を工夫していく必要があるだろうと。そういう共通理解のもとで、提言書にああいう文章を書き込んだわけです。そのニュアンスがここの中では余り出てきていないというふうに私は認識しておりまして、それを具体的にどう修文するのがいいのかという時点で、提言にあった自然公園化という単語をそのまま持ってくるのは適切じゃないなという判断をしました。

具体的にどこに書き込むべきことなのかということを考えていたときに、基本方針の12ページ、④河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保というところを書くべきことなんだろうな、あるいはその上の景観というところに入ってくるのかなとふうにも思いつつ、主な視点は、人だけが一方的に利用するんじゃなくて、生き物とのバランスをとろうということでありましたから、であるとすれば、②のところの入ってくるのかなという考え方をしました。その結果として、じゃあ何を修文すればより近づいていくのかというふうに考えて、この1行を提案したわけです。

川谷委員がおっしゃったベースとなる植生空間が整っていればというご指摘については、私も理解しています。ただ、このままであれば、今申し上げたような自然公園化するという提言の趣旨、ニュアンスが生かされてこないというふうに思いましたので、この文章を提案した次第です。野鳥という視点が、この部分でベストフィットかどうかというのは私

自身も少し悩みながら書いているところがありますので、できれば県の方で、私が申し上げたかった意図を酌み取っていただいて、若干の修正を加えていただくとありがたいと思っております。

○松本委員長 これに関連して、ほかにございますか。県の方からご意見、どうですか。

○松本 まず、中川委員のご意見ですけれども、私の方も、野鳥に関して、連続する自然環境というのは、何が連続するのかがよくわからなくて、質問しようと思っていたんですけれども、今のお話なので、その辺につきましてはコメントしづらいので、それ以外につきましては、基本的に修文、了解しています。

最後の写真につきましても、提供していただけるのであれば、参考資料の方に掲載したいと考えております。

佐々木委員の意見書、34 ページに、超長期の将来目標云々という記載がありますけれども、こういったスローガンを設けることにつきましては、我々も設けることがよくないというのではないんですけれども、こういった目標がある程度クリアできれば、次の上なる目標を設定すべきだと。そういう意味では、超長期の基本方針にこういった目標を設定するよりは、むしろ整備計画レベルで設定して、それがクリアできれば、次の整備計画ではもっと上の目標を設定すると。そういった目標を、例えば漁業関係者とか専門家とか地域の方の意見を聞きながら設定していった方が、より参画と協働にマッチするのではないかとこのように考えております。

細かい話でございませうけれども、「獲っても叱られない豊富な生物環境の川づくり」というのは、これは多分獲ったら叱られると思います。漁業権がございませうから。これは余談でございませうけれども。

私の方からは以上でございませう。

○伊藤委員 野鳥の件ですけれども、空間として自然空間が要るのは、一番欲しいのは営巣なんです。巣をつくって子育てする場所を河川の中で必要とする野鳥がいろんな種類がいるわけです。そういったものを確保するという事は、鳥類の維持のためには大変必要なことだと思います。今は、住民の要求で草が刈られてしまうんですけれども、特に今の時期、営巣してひなを養育しているわけで、その時期は草原というのか、そういうのが必要なんです。ですから、そういうものと河川の維持管理との兼ね合いというのは十分考えていただきたいと思っています。

○松本委員長 この件に関して、松本課長の答弁も含めると、基本的にはそういう趣旨

の表現にすることについては大きなそごはない。ただ、どのように表現するかについては、委員の側、あるいは県の方も、まだもう少し詰める必要があるというふうに理解をしたいと思います。

魚のすめる環境ということについても、先ほどの佐々木委員の指摘については、例えば整備計画レベルで設定した方がいいのではないかというふうな表現、基本的な方針としては、きょうの追加修正の移動の連続性の向上ということで、そこの部分は入っているという理解をできるのかどうか。整備計画段階のことも少し視野に置きながら、基本方針としては、今何人かの委員から出された考え方を方針の中に盛り込むことには異存はない、あとは表現の問題だということによろしいですか。

○松本 はい。

○松本委員長 そういうことでしたら、表現の問題ですので、きょう出されている具体的な提案をさらに県との間ですり合わせていく作業を今後進めるということで、よろしいでしょうか。

○中川委員 基本的に今委員長から提案していただいたことに賛成です。1点だけ、時間を節約するための提案をしておきたいと思うんですが、先ほど佐々木委員が出された魚が食べれる云々というのは、前回か前々回、私も意見書として出していました、同じようなお答えを運営委員会の中でいただいているんですが、整備計画で目標を立てていくんだとするのであれば、基本方針のところにそのことを書き込んではいかがかと思います。今の状態ですと、そういう目標を設定するとも何とも書いていませんので、今お答えいただいた内容が読み取れない。そのあたりを具体的にどこに書くのが適切なのかは迷うところですが、例えば、12ページの④か⑤あたりになると思いますが、次の段階において具体的に住民の参画と協働によって身近な目標を設定していくというようなニュアンスの修文を入れられてはいかがかということをご提案しておきます。

○松本委員長 では、きょうの議論を踏まえてどのようにしたらいいかという具体案を考えていただきながら、運営委員会でその修文の作業を詰める。考え方としては大きくそごはないということで、この件は終わりたいと思います。ありがとうございました。

大分時間を超えましたが、ここで10分間休憩いたします。休憩後、2の基本方針の論点に入ります。

(休憩)

○松本委員長 再開します。

引き続き、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針に当たる部分の論点の討議に入ります。

まず、先ほど述べましたように、ここの前文の部分で、流域住民との関わり方を明記すべきであるというふうな論点が出ております。きょうの追加修正で、参画、協働のもとという今後の段階的な進め方の部分の加筆修正が入っておりますが、この辺について、今後の姿勢を含めて明確にすべきであるというふうな意見が出ておりますが、これに関しての意見を求めます。

○中川委員 この部分を提案しておりましたのは私ですが、書き方の程度というのはあるかと思いますが、目標を明確にして参画と協働のもと段階的な整備を進めるということで、入れていただいております。参画と協働というプロセスによって段階的な整備を進めると、そういう意味の文章に修正していただいておりますので、私が提案したかったことはこの修正で反映されていると私自身は理解いたしました。実態として、ぜひともそのように進めていっていただきたいと思っております。

○松本委員長 これについては、休憩前の議論の冒頭のこれまでの経緯の部分をもどどのように反映させるのかということとの絡みもあろうかと思いますが、今後住民がどのようにかわるか、具体のプロセスにおけるかわり方の提言を繰り返ししてきたという部分があります。それを基本方針の段階でどの程度まで書き込んでおくかということが1つの押さえどころかと思っております。

○畑委員 先ほどの議論で、私が理解していないだけなんですけれども、何人かの委員が前書きとか端書きとかをきちんと入れてはどうかということで、県のお答えとしては、この基本方針なり、治水事業の沿革の中で記載しているからということで、新たな修正をされるのかされないのか、はっきりしなかったんですが、私としては、こういう基本にかかわるところはきちんと最初の宣言として、端書きなりを設けられれば、新しい基本方針というのが出てくるのではないかと。

先ほど申しましたように、国の基本方針というのは、どの河川をとりましても一律の形式的な形に終わって、本当の国民のためを考えた基本方針案が示されているとはとても思えないわけなんですけれども、県の今回の中で、そういう端書きなりを設けることができれば、新しい姿勢が示されることになって、新たな取り組みというのを特徴づけることができるということかと思っております。

そういう意味で、先ほどの点、県の明確なところをお聞かせいただければありがたいん

ですけれども。

○松本委員長 先ほどの 1 番のところの話ですね。具体的に前にちゃんと書くべきだということについて、もう一度県の方の考え方を聞かせてほしいという意見が出ています。先ほど何らかの形で補強しようということは合意して、具体案は今の畑委員の意見も含めてもう一度検討してもらおう。どのようにするかは再協議するというところでおきましたけれども。

○畑委員 ご検討いただけるということであれば、結構です。

○松本委員長 検討するということがよろしいですね。

○松本 県の考えとして、基本的には治水事業の沿革の中の一転機ということで、その部分で記述しています。記述の内容が十分でなければ、補足をしていきたいというふうに考えておりますが、川谷委員の方から提案がございました、後の基本方針での記述という部分も含めて検討していきたいと考えております。

○松本委員長 今後それは検討してもらって協議するということが、よろしいですか。

○長峯委員 ただいまの件なんですけれども、運営委員会等でも何度かやりとりしてきましたけれども、今の回答では、我々の多数の委員の意見は反映されていないと思いますね。現状では、治水事業の沿革のところは二、三行だけ入っているわけなんですけれども、治水事業の沿革だけじゃないんだと。基本方針を策定するに至った経緯を、前段でもいいし、一番適切なのが前書きだということになっていると思うんですが、どこかにきちっと書いてほしいということを何度も多くの委員が言っていると思うんです。だから、現状の二、三行のところを補足するだけでは、我々は納得しないと思います。それ以上の検討をするというふうに今回答をいただければ、先に進んでもらってもけっこうです。

○松本 今、5 ページのところ、二、三行というふうに言われましたけれども、武庫川流域委員会を設置しというのは、確かに 2 行ちょっとですけれども、そこに至る経緯としては、その前の 6 行ほどに記載しております。そういった経緯を踏まえて、武庫川流域委員会を設置して云々となっておりますので、単なる二、三行ではないと。ただ、前の五、六行も含めて、これでは不十分だという話であれば、さらに補強していく必要があると考えています。

記載する場所についても、先ほど川谷委員の提案があったところも含めて検討していきたいと考えています。

○松本委員長 補強の具体的なことについては検討するということが、場所については、

基本方針の中という意見もありましたけれども、別途冒頭に掲げるべきであるというふうな意見はもっと多数あるわけで、そういうことも含めて検討する。補強の内容と場所についてももう一度検討していくということで、よろしいですね。

○長峯委員 確認しておきますが、今、二、三行だけじゃないという説明がありましたけれども、我々が求めているのは、治水事業の沿革ではなくて、今回県は基本方針の策定を協働と参画といううたい文句の中で始めたんだと。住民参加、協働・参画の1つの具体的な姿として流域委員会というものを立ち上げた。流域委員会と連携して河川計画をつくっているんだという、その部分を書いてほしいということなんです。治水事業の過去の経緯は、ここに書いてもらったらいいです。それ以外に、計画策定のプロセスについて、県がどういうことを考えてきたかということを書いてほしいと。そういうことをぜひ考慮してください。

○松本委員長 検討課題の中で、前段で各委員から出されたことを具体的な検討対象として検討する。内容については、さらに双方で詰めるということで、この件は一たんおきたいと思います。その確認はよろしいですね。

では、もう一度戻りますが、流域住民とのかかわりの話というのは、今一たん戻りました1番目の話との関係があるかと思います。そこできちんと補強されていると、先ほどの修正の部分がより明白になるという形で違ってくるかと思いますので、現時点ではそこで何らかの形で補強するということを前提にして、きょうの追加修正のところの部分については、これでオーケーするということがよろしいですか。

○佐々木委員 初めのところでお話ししたことなんですけれども、基本方針の7ページの④よりも下のパラグラフ、参画と協働を進めていくという総合治水の中で、「流域関係市の総合計画、都市計画区域マスタープラン等との調整を図り」と書いてありますけれども、このくだりが、総合治水を実現するという中では一番重要なことですので、「はじめに」でも少し申しましたけれども、県の総合計画のことはこの文面には出てきませんが、それとこの基本方針、流域各市の総合計画、都市マス、そういったものとの関係を図化したものを、基本方針の本文に載せられないのであれば、資料編の方にでも書いていただきたいということを、ここでまた出てきましたので、1点提案したいと思います。

本編の方には、絵的なものは今まで見たことがないので、かけないのかなと思ったんですけれども、資料編はそういったものをどんどん載せているようにも見えます。環境編だけ物すごく絵が多くて、ほかの資料編とはまたちょっと雰囲気が違うんですけれども、こ

ういうものを図化しておくということは非常にインパクトを与えますし、重点項目として強調する意味でも、総合治水を実現していくというこの流域委員会の趣旨にもものつとることですので、検討していただきたい。

○田村委員 今県さんの方で、7 ページ、あるいはほかのページで、追加修正云々というお話がありまして、川谷委員の意見なんかがあるんですが、私は、当初言いましたように、基本方針というのは、ぱっと開いたときに、何が前提で、どういうことをベースにこれをつくって、この基本方針の位置づけ、また整備計画とはどう違うのかとか、県さんが一生懸命主張されている時間軸はないんだとか、そういったことが一目でわかるものが最初であれば、あと読んでいっても、理解が早いわけですね。この基本方針案、それに対応する参考資料、あるいは治水編云々かんぬんを読まないで、何が前提になったかよくわからないと。それが歯がゆいし、いろんな混乱を来すというふうに主張しているわけですから、そういう形でいろんなところを整理して、一目でわかるようなものをつけてほしいと改めて主張いたします。

○松本委員長 先ほどの7 ページの佐々木委員が指摘された各市の総合計画云々、十分配慮しという部分は、運営委員会でも議論になって、参考資料治水編の1 ページに、冒頭に経緯を掲げよという中身で、総合的な治水対策とは何か、総合的な治水対策を進めるといふ部分をきっちりと掲げるといふような意見がありましたけれども、ここに対策例として表が出ているんです。

総合的な治水対策を3 つに分けて、その内訳を入れてあるわけですが、7 ページのところはその部分があって、その後、そういう関係のものと整合性を保つという部分ですから、この中に一緒にはめ込んでしまえばよくわかるわけですね。しかも、治水編のこの部分は大変重要だから、むしろこれを本文に掲げたら一発でわかるんじゃないかというふうな意見もあって、その結果として、重要な部分は資料編じゃなくて、本文に入れたらどうかという意見が出ているということをご紹介したわけでありまして。

そのあたりをどうするかというのはまだ十分煮詰まっておりませんが、そういう意見です。全体の枠組み、構成というふうなきょうの論点のところでは、一つ一つの論点に入れていませんけれども、1 番の論点にかかわる話であったと思いますので、その辺の議論があるということで、後からもし時間があればもう一度議論するというので、一たんおきたいと思います。よろしいですか。

○佐々木委員 非常に重要なことで、ここに出ていなかった計画とは連動できないという

ふうなことになっては困りますので、基本方針の中できちっと挙げておいていただきたい。今回議論ができないのであれば、忘れずにしていただきたいと思います。全庁挙げて実現していかないといけないことですので。

○松本委員長 7 ページの基本方針の本文にそれを入れてあるわけでしょう。

○佐々木委員 全部は出ていないです。などというふうな書き方で、しかも県の総合計画のことなんかは全然出ていませんし、そういう関係ももうひとつわからない。図化したらわかるかと思うんですけれども、ただ並列で並べてあるという形ですので。

○松本委員長 これも今回加わっている分なので、不足している部分があれば、具体の修文で、あるいはそれを参考資料の表の中にどう組み込むのかということも含めて、県の方でも、そういう意見があったということで、検討してもらうことにして、委員の側からも具体案を出して、詰めるということによろしいでしょうか。県の方、よろしいですか。

○松本 佐々木委員の意見書の 33 ページにあります京都府の絵は、京都府のホームページから抜粋となっていますけれども……

○佐々木委員 総合計画の中ではこういうふうに位置づけられているということで、私が考えているのは、総合計画の中で、武庫川の基本方針を位置づけていただくのなら、本編の方にもそれに対応した形で掲載しておいていただきたいということです。

○松本 この絵というのは、兵庫県で言えば、人と自然の川づくりにある絵がこのイメージなんですが、環境編にこれが記載されているはずですよ。

○佐々木委員 でなしに、もっと上位計画の総合計画の中で位置づけていただきたい。流域の各市との連携の関係もありますので、このあたりをわかりやすい形できちんと描いておいていただきたいと思うんですけれども。

○松本 上位計画で位置づけるというのは、この基本方針をという意味ですか。

○佐々木委員 基本方針と連動していくということですね。

○松本 基本方針は河川法に位置づけられているので、これより上の位置づけはないと考えています。

○佐々木委員 だから、流域各市、総合計画等とうまく連動して、川づくりを総合的な治水として実現していくために、ちゃんと反映していくことを目的に、連動するというのをちゃんとやっておいていただきたいということです。

○松本委員長 上位計画じゃなくて、関連する計画でしょう。総合治水だから。そういう意味合いだということで、空中戦をやっているけれども仕方がないから、具体的にどの部分がどの

ような修正が必要なのかということ、既に委員の側から出されていますが、県の方としては、具体的に委員の方から修文したものをのむかのまぬかというよりも、両方でそれを考えていった方が話が早いので、そういうふうな手順でここはやる。十分に調整を図ることについては、既に入っているんですから、何が抜けているんだというところの調整と表現の仕方ということですから、本委員会でこれ以上話をするのは持ち越したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○松本 結構です。

○松本委員長 では、そうさせてもらいます。

では、5 番目に入ります。河川対策の部分であります。河川対策の検討する優先順位の問題であります。ここでの論点は 2 つあります。大きな優先順位の話というのは、河道対策と洪水調節施設の優先順位を明記すべきではないかという意見が多々出ていました。もう 1 つの優先順位は、洪水調節施設が幾つか挙がっておりますが、洪水調節施設間での検討の優先順位を明記すべきであるというのが何人かの意見ですし、提言書ではそのところはかなりきっちりと出されている部分であります。特に洪水調節施設間の優先順位は、基本方針では要らんだ、それは整備計画だというのが県の説明でした。前段の方は、どう答えたかよく覚えていませんけれども、そういうふうな経過がございますが、これについて委員の意見を求めます。

○奥西委員 前回途中で退席しましたので、これに関する議論は議事録で読んだだけなので不正確なのかもしれませんが、意見を述べさせていただきたいと思います。

意見書では書いたことはありませんが、非常に重要な問題だと思います。県の方から前回、それは整備計画で書くから、ここでは要らないという意見があったと思いますが、それは当たっていないということを申し上げたいと思います。

1 つは、言うまでもないことでしょうけれども、整備計画というのは、例えば 30 年間にどういうことをやるか、その 30 年間でどういう優先順位をつけるかというのは書かれるべきことでしょうけれども、30 年間を超えて不定の期間についての対策をこういう順番で行いますということ、30 年の整備計画の中で書くというのは、どう考えてもおかしいわけです。それが 1 点。

もう 1 点は、県の方案の中で、優先順位にかかわることがどういうぐあいに書かれているかを見ると、1 つには、整備計画との関係で、整備計画は段階的に実施していくんだという、時間的な優先順位とも言えることが書かれています。もう 1 つは、後から出てき

ますが、上下流バランスとの関係で、逆転をしないということが書かれている。すなわち、時間軸と空間軸における優先順位は、既に県の原案に書かれているわけです。しかし、対策の方法に関する優先順位は書かないというのが県の主張のように思われますが、それは形式的に言ってもおかしいと思います。

○川谷委員 優先順位をつける前提としては、当然、比較検討していくわけですから、その評価の基準なり尺度が確定していないとなかなかできない話だと思います。ただ、評価の尺度なり基準というのは、決して項目的に1つのことではなくて、これまで何度も議論されたように、社会的な影響もあるでしょうし、環境に対する影響、あるいはコストの問題、工学的な実現性の問題、また、1つの施設をつくって、当面の目的は達成しても、その目的の延長線上にもう少し高位の目的達成ができるかどうかという将来計画への整合性、あるいは連続性の評価というのも当然あるわけです。各評価については、いろいろな人がいろいろな価値観を踏まえて評価をしていくことになると思うんです。そのような段階で、尺度についての明確な合意も議論もないし、それをやっても、なかなか決まることではないと思います。そういうことが曖昧模糊としている段階で、いろいろなところについて、優先順位というのを議論していくのは、空中戦になる話であると私は今考えています。

○佐々木委員 空中戦になるという議論以前のお話なんですけれども、提言書を書き上げるまでにしてきた議論の中で、流域委員会としては何から川づくりをしていくのかという形で数値を積み上げていったと思うんです。そのときに、まず河道、それから重要な堤防強化とかいろいろなことが出てきましたけれども、新規ダムは一番最後に位置づけるということだけは共通というふうな形で、100%ではないですけれども、ほとんど99%の委員がそういう考え方であったかと思います。

そういう中で、8ページの①河川対策の上から4行目あたりから、どういう河川対策にするのかということが列挙されています。これまでの流域委員会の経過からすると、こういう形で列挙するのは、一般的には河川施設としての洪水調節施設が筆頭に上がってくるのは当たり前なんですけれども、先ほどの「はじめに」のお話のときにも出てきた、住民参画型ということになってきた基本方針づくりの流域委員会ということからすれば、例えば、洪水調節施設というのが頭に来るのではなくて、河道掘削が頭に来るような形で、順次堤防強化というふうな形で並んでいくのが妥当ではないかなというふうに感じました。

前にも運営委員会で議論が出た中で、河川管理者さんは並列に並べているんだというふうに何度もおっしゃいましたけれども、平等並列に並べられているのであれば、別に順番

をかえてもいいのではないか。「はじめに」というところで、基本方針が法定文書であるということの意味合いにつながるんですけども、こういう異例な並べ方が武庫川らしさということにつながるのではないかと思いました。そのあたり、河川管理者さんの方に、順序をかえてもいいのかどうかだけお聞きしたいと思います。

○川谷委員 多分佐々木さんの意見は、文章として、並んでいる順序が優先順位に連動しているということを前提にしてお話しされているので、その意味では検討されたらいいと思いますが、本来河道対策と洪水調節施設の優先というのは、それぞれが持っている役割なり目的達成に要する時間、それが持っている特徴なり特性があるわけで、ある事象に対して対応していくときにどんな評価項目に力点を置いて考えていくかということで、片一方を時間的に必ず先にやっていくんだよという議論にはならないと思います。

ですから、優先順位というのを外す外さないということについて、将来にわたっても考えないんだよという議論なのか、比較検討もやりますよということなのか、そのところを明確にしないと、私が申し上げている意味では空中戦になってしまうのではないか。いろいろな対策があれば、当然、比較対象にはなるはずで、それを切り捨ててしまうという理由には全くなりません。比較対照するということになれば、ここでこだわるとするか、使おうとしている優先順位ということの意味が非常にあいまいになると思っています。

○法西委員 優先順位といいますけれども、どれが重要かという重要性が1つです。もう1つは、人口密度とかそういう社会性とか地域の住民の参画ということを中心に、それでも、自然工学、いわゆる河川工学、あるいは自然科学、工事ができるかどうかとか、実現性という面が重要だと思います。

それで、早急にやらなければならないことはやらないといけない。できることから始めないといけない。時間軸は、早いことできる、いわゆる整備計画の順位をまず考えて、それから基本計画に入っていく。優先順位というものは、やっぱり重要だと私は思います。

次に出ていますけれども、私は、まず堤防強化が重要だと思います。堤防強化については、また後で述べさせていただきます。

○奥西委員 川谷委員の意見に関連して申し上げたいと思いますが、私は、専門家としてこの委員会に参加しているので、あなた専門家としてこの問題をどう考えますかと聞かれば、同じ理由を上げて、私には判断できませんという答えをせざるを得ないと思います。また、県の職員の方も、専門家として川のことをやっておられるので同じだと思うんですけども、この流域委員会は、専門家会議ではないわけです。住民の参画と協働を実現す

る場として流域委員会があって、その中で私などは専門家として参加しているわけです。専門家ができないことを住民ができるということは当然あるわけで、そういう議論の中で、この問題を我々議論してきたところです。

細かいことについて言えば、検討優先順位というぐあいにもまとめられておりますが、実施の優先順位ではない。また、文言から見てもらったらわかるように、あるものを無視するという事ではないと思います。

○土谷委員 流域委員会の提言では、この整備計画では新規ダムは入れないで、次期の整備計画で入れるというふうに出しているんですけども、以前松本調整課長さんが全部並列で新規ダムも整備計画で検討するというふうにおっしゃったんです。このままこの部分をあいまいにして整備計画を立ててもらおうと、流域委員会の提言と違う方向に行ってしまうので、ここではっきり、この整備計画には新規ダムは検討しないという言葉を入れてほしいと思います。

○松本委員長 先ほど奥西委員から指摘された、検討の優先順位じゃなくて、実施の優先順位じゃないかということは、比較検討するのは、どれから先にといいんじゃなくて、同時並行して比較検討するしかないんじゃないかという意見も出ています。問題は、その結果として、実施の段階でどれを優先してやるのかということでは価値判断が伴うだろう。その価値判断に関しては、提言は明快にしている。

今話をしているのは、2つの優先順位の問題があります。1つは、河川対策の中での河道と調節施設の優先、要するに、原案の順番そのものがそれを意味しているのではないかという形で、それをかえたらどうかという部分です。もう1つは、今まだ議論には出ていませんけれども、調節施設間での優先の問題です。調節施設間の優先はちょっとおいておいて、河道と調節施設の部分の話で言えば、今具体的に修正すべきであるというのは順番の話ですが、このことに関してはそんなに委員間でのそごはない。その順番だったら別に構わないのではないかという意見が出ていますが、県の方から意見を出してもらえませんか。

○松本 今の順番というのは、基本方針本文8ページに記載している洪水調節施設とか、河道掘削、護岸整備、堤防強化云々という、この並びの話ですね。これは別に優先順位を意識して書いているわけではありませんから、この順番に何らこだわるつもりはございません。洪水調節施設の整備を後の方に持ってくるべきだということであれば、そのようにしたいと思います。

○松本委員長 それはそういう方向で合意ができるということで、よろしいですかー。

あと、洪水調節施設の優先順位について書かれていないということです。そのことについては、検討の段階では、むしろ武庫川ダムの方が優先して検討されているという嫌いはあるんですけども、実施の段階では、どれを優先してとるかというのは、ダムではなくて、ダム以外の対策だということは、委員会としては明記してきた。だから、これは検討段階ではなくて実施の段階だと思います。したがって、昨年以降、ダムの環境調査をやることについて、委員会としては、いずれ検討しないといかぬことで、県が検討をされるというのであれば、県の責任でおやりなさいという態度をとってきました。検討段階で、並列して検討するということについては、既に委員会は容認しているんですね。その理解でよろしいですね。ただ、実施段階では、どれを優先するかということは、提言のとおりですよということで、そういう意見が幾つか出ていますが、この件に関して、ご意見ございますか。

○川谷委員 もう一度申し上げますと、最終的に実施するときには何をやるか、あるいは何と何を採用するかということについては、評価項目をいろいろな切り口で評価していかないといけない。その尺度が今の段階では何も決まっていない。例えば、遊水地をつくるということになったら、最終段階としては、私の記憶では、70ha ほど要ったんじゃないかと思っています。そうすると、100m 幅で 7 km の面積が必要になる。それを 6 m 掘り下げないといけないというのが 1 つのストーリーなんです。それでもそれを推し進めるのかということになったら、いろいろなことで考えなければならないことがたくさん出てくるはずですよ。にもかかわらず、優先順位がこれであるから、この遊水地を実行しますよという話には私はならないと思っています。

ですから、今委員長が実施の順位と言われましたけれども、それは比較検討を踏まえた上で、最終的に並列でやるのか、並列というのは、2 つの方法をとるのか、3 つの方法をとるのか、1 つに集約するのか、すべて比較検討の上で決まることであって、あらかじめ実施の優先順位が決まっているとは理解していません。

○奥西委員 先ほど私言間違えたのかもしれませんが、私が言いたかったのは、運営委員会のレジユメに書いてある検討優先順位です。実施の優先順位を言いたいわけではないわけです。それはむしろ整備計画に属することです。我々は、最初の 30 年ほどについて優先順位は議論しましたけれども、期限を定めない基本方針について、その実施の順位は議論していないと思います。あくまでも考え方の議論だと思います。

どういふぐあいに考えるかということを経験的な立場で考え始めると、あれがなければ、

これがなければという前提条件が満たされていないから議論できないということになってくると思うんですけれども、先ほどの繰り返しになりますが、生活者の優先順位というのは当然あると。我々は、それを重視すべきだと思います。

○松本委員長 具体の話で、原案にどのような部分を付加するのかというところで、お願いします。

○畑委員 今回優先順位を決めましても、治水編の 8 ページで、選択肢の問題になってきているんですね。2つの選択肢のいずれかを次の河川整備計画で決定するんだという考え方が明確に示されたわけです。流域委員会の提言では、こういう選択を提案しているのではない。例えば、②の中に、新規ダムと遊水地というのを含めてしまって、結局、流域委員会が言っている利水施設の治水活用と遊水地を組み合わせた案というのが分断されているんですね。

優先順位の問題以前に、こういう 2つの選択肢でいいのかどうか。こういう選択肢を設定されてしまいますと、私の今回の意見書に出ささせていただいておりますように、ダムを選ぶか、あるいは既存施設の活用を選ぶか、どちらかを 2年後、河川整備計画では決めるんだと。そういう明確な意志が示されたという点で、提言書の流れと大きく変わってきたなというふうに感じている次第です。

○長峯委員 政策手段の優先順位については、私も最初の意見書から言っていて、県の方からは否定されているわけです。整備計画の中で、個別具体的な政策メニュー、政策手段については明記するんだということをずっと県は答えているわけです。仮に 30年の計画を立てる場合に、30年の中でどういう順番で実際の政策手段を実施していくのか、あるいは 30年の中でとるものとならないものがあるわけですね。その検討をするときの優先順位というものを我々は議論してきたんじゃないかと私は理解しています。

提言書を出したときも、政策手段、政策メニューの優先順位はどうするんだということは相当議論したと思います。産みの苦しみを味わいながら、長い時間かけて議論したはずなんです。それは確かに難しいんですよ。川谷委員がおっしゃられるように、いろんな評価基準がありますから、個別具体的にその基準を明記して、それにウエートづけをして、きちっと数値化するようなことは不可能ですから、それを一人一人の委員が自分の価値観に基づいて、治水を重視する人もいるでしょうし、環境保全を重視する人もいるかもしれませんし、条件もろもろをそれぞれの委員が自分なりにウエートづけをして、政策手段に対する優先順位というのを持っていたと思うんです。それに基づいて、この委員会全体の

中で 1 つの合意を見出したんじゃないかと私は理解しています。

それを提言の中で県に言ったわけです。この委員会として最も重要なメッセージの 1 つだと思っていますが、県の方は、それは基本方針ではないと。基本方針の中には、30 年間の整備計画の中の政策手段を検討する際の優先順位というものは書かないというふうに言っているわけですが、実際に整備計画が出てくるときに、県が検討された結果が出てくるわけです。我々は、どういう評価基準に基づいて県は検討するのかということとを全然知らされていない。いきなり整備計画、個別具体的な 30 年間の計画が出てきてしまうわけです。

それに対して我々は、県に対してこういうふうな優先順位でもろもろの政策手段を検討してほしいという思いを基本方針の中に入れたいと思っています。これまで河川計画の基本方針の中にそんなことは書いていないというふうに県は答えているわけですが、それこそがおかしいわけです。どういう優先順位でもって政策手段を議論するかということがまさに基本方針だと思います。河川法をそういう思いで読んでいけば、そう読めるわけです。

運営委員会も含めて、何回も県に対しては、今までのような国の通達に基づいた計画づくりから意識改革をしろと言っているわけですが、全然変わっていない。河川管理者ご自身はどう考えているかわかりませんが、少なくともその下で働いている皆さん方は全然意識が変わっていないと思います。新しい河川法のもと、新しい河川計画をつくるんですから、皆さん自身の考えに基づいて河川法を解釈していいんですよ。兵庫県民のためになるなら。我々委員会の中で、県民の思いすべてを代表していると言うとおこがましいかもしれませんが、そういう思いでもって優先順位ということとを重要なメッセージとして伝えたかったんです。そこのところをどう考えるかということとを、運営委員会の中ではもう聞き飽きましたけれども、もう一度きちっと答えていただきたいと思っています。

○松本 繰り返しになるかもしれませんが、そもそも基本方針というのが、超長期の河川整備の考え方を記述するものですから、具体の施設整備、こういった整備をしていきますとか、こういった事業を実施しますとか、そういったことは記載しない。整備計画は、基本方針を踏まえて今後 20 年から 30 年のスパンで具体の整備目標を定めて、それに対してこういった整備内容でもって整備を進めていきますよという具体の整備内容を記載するものです。

したがって、ここの基本方針の中では、現在ある施設は別にして、今後整備する予定の施設については具体名は書いていない。そういった関係で、先ほど畑委員から話がありましたが、参考資料治水編の 8 ページ、①、②で、こういった選択肢がありますよと書いていますけれども、具体的に既存ダムの治水活用とか新規ダムとか遊水地とかを書くのも 1 つの方法ではあるんですけれども、なるべく具体名を書かないでおこうといった意味で、こういった 2 つの表現にまとめているわけです。

そういった背景があって、こういった表現をしていますから、①をするか、②をするかという話ではなくて、①、②の選択肢の中から適切、妥当な組み合わせを考えていきましょうという意义でございます。

○畑委員 そうなると、4 つなり、幾つか選択肢ができるはずなんですけれども、どうして 2 つの選択肢と限定をされているんでしょうか。

○松本 既存ダムについては、たしか 3 つ提言の中では候補が挙がっていたと思いますけれども、そういった個別具体の名称は挙げられないといったことから、既存利水施設の治水活用という表現にまとめています。それから、新規ダム、あるいは遊水地については、新規の洪水調節施設でございますから、新規洪水調節施設というふうにまとめているというだけの話で、新規の施設の中には、新規ダムもあるし、遊水地 4 カ所ですか、それらが入っているということでございます。

○長峯委員 私の言っていた質問の意味が受け取られなかったんですけれども、個別具体的な事業とか対策を基本方針で書いてくれなんて言っていないで、それは書かないというのはわかっているわけです。ただ、整備計画になれば、箇所づけされたものが具体的に出てくる。一気にそこまでいってしまうわけです。だから、我々が言いたいことは、箇所づけした施策・事業を計画するときに、どういう観点からあなた方はそれをつけていくのか、選択していくのかという検討する方針を示してほしいと。それすらここに書いていないわけですよ。

治水、利水、環境保全、河川法にのっけるといふのでしたら、その 3 つの目標を達成しなきゃならないわけです。その 3 つの目標を達成するように政策手段を選択するときに、我々は委員会として、提言の中でその優先順位を出しましたけれども、皆さん方はどういう観点でその政策手段を選択していくのか、その方針を示しなさいということを言っているわけです。

○松本 その点につきましては、参考資料治水編の 8 ページ、先ほどの選択肢の①、②の

下に記載しておりますけれども、河川整備計画策定時までには技術面、環境面、経済面等の検討を行い、具体の施設計画を定めることとすると。

○松本委員長 きのうのだれかの記者会見みたいにすれ違いをしておきたくないので、違う観点から明確に聞きますが、ここに書いてあるということは、先ほどから何人かがお聞きしているように、県は、流域委員会の提言に記載した考え方に基づいて、それに従って計画をつくっていく方針であるというふうに受けとめていいんですか。それとも、流域委員会の提言と違う考え方で検討していくという方針なのか、どちらですか。

○松本 流域委員会の提言に記載している検討の方針というのは、詳細に今出ませんけれども、要は、検討の順位として、新規ダムは一番後回しとか、そういった意味でしょうか。

○松本委員長 基本方針では、先ほど奥西委員等からも出ているように、優先順位としていくというんじゃないけれども、選択としては新規ダム以外の調整池の検討を優先するというふうに書いてある。それから、整備計画では、新規ダムを入れない、別の形でつくるべきであるということは明記しています。これが委員会の提言じゃないですか。県は委員会の提言に基づいて原案をつくったということは、この部分についても、基本方針の中には具体のことは書かないということはわかるとしても、わずか2年後に出てくるんですから、現時点での方針は提言書と同じ考え方でやっていますというふうに言えるんですかと聞いているんです。

○松本 それははっきり言って、違います。要は、新規ダムについては、その可否を判断する材料、特に環境関係の情報でございましてけれども、可否を判断する材料がないということだったので、それについては、可否を判断できる材料をそろえて、整備計画の原案策定時には、新規ダムも含めて、既存ダムの治水活用、遊水地をあわせて、その中で最も適切、妥当な施設計画を定めると、そういうふうに考えております。

○奥西委員 先ほど松本課長の言われたことは私は間違いだと思うんです。具体的なことは基本方針に書かない、整備計画には書く。そのときに挙げられた事例に関してはそのとおりですが、それは一般的には正しくない。例えば、基本方針に基本高水流量というのが書いてあります。数値まで書いてあります。これ以上具体的なものはあり得ないほど具体的に書いてあります。ですから、具体的であるかないかということは基準ではないんですね。何が基準かと言え、県の説明では、期限を決めなくて長期的な方針を示したのが基本方針であると。ですから、その限りにおいて、必要なら、具体的であっても構わないわけです。もう1つ言いたいんですが、後にしたいと思います。

○松本 ただいまの奥西委員の意見でございますけれども、流量は具体的に書いている、だったら、施設名についても具体的に書けばいいじゃないかと。

○奥西委員 そうではありません。必要ならということです。必要でないから書いてないだけで、書いてはいけないというものではありません。

○松本 まず、流量については、こういった流量について、今後河川管理者として洪水対策をして、この流量に対して安全なようにしましょうと、そういったことを県民にお約束する。そのための量として明記しているわけです。だから、具体の施設名の話と流量とは少しニュアンスが違くと。具体の施設名については、基本方針の中では、要は超長期の方針なので、はっきり言えば、いつやるかはわからない。いつやるかわからない施設を基本方針に書くとかえって社会的な影響が大きいということから、具体の施設名は挙げないというふうになっているんです。

○奥西委員 その件について言えば、対策の仕方を幾つかに分類して、その中で検討の優先順位を決めるということは、どこにダムをつくりますというのと同列の具体的な規定ではないと思います。もっと極端に言えば、新規ダムとか洪水調節施設とか流域対策とかいうことを挙げることも自体も、具体的なものと言えなくないわけです。それは必要だから言っているのであって、具体的なことを書くか書かないかということが先にあって、決まることではないと思います。

○松本委員長 もう一度整理しますが、先ほどの議論で、河川対策に関する優先順位の問題で言えば、原案に記載されている洪水調節施設がトップに来ているということについては、順序を入れかえることは構わないという話ですから、これは後ろへ回す。ここの部分はこれで表現としてはいいわけですね。さらに、今、洪水調節施設の選択の優先順位の話で議論していて、1つは、資料編の8ページにあるように、2つの選択肢として出していることの可否の問題が出されている。それから、提言では、3つの選択肢、遊水地ということも含めた選択肢の優先順位というのは明快に出してあるけれども、そのことを基本方針に書くのか書かないのか。これは基本方針には全く触れていないんです。触れていないことを触れるべきであるということの議論かと思いますが、そこに少し絞り込んでみたらいかがですか。

先ほどからの県のお話は、8ページにある洪水調節施設を後ろへ持ってくることは構わないという話で、具体的な修文は別にしますが、調節施設内の優先順位は必要はないし書かないということが1つ、もう1つは、提言ではそのような提言をしているけれども、県

としてはそれとは違う。あくまでも妥当な計画を出すために並列的に検討しているんだということで、整備計画策定にあたっては優劣はつけていない。こういうことが示されています。それを基本方針段階でどのようにするかというところが課題だと思うんですが、その辺に焦点を絞り込んで、ご意見がある方はご発言ください。

○川谷委員 繰り返しの部分が多いかと思いますが、検討の優先順位ということについては、やっていってもいいですが、最後にどれを選択するかということにかかわる優先順位は、評価項目はいろいろな価値観の上に成り立っていることですから、この時点で優先順位をつけることはできないと私は思っています。

ですから、新規の洪水調節施設にしても、何をおいても環境なんだということになれば、ひょっとしたら、遊水地もやめて、地下の貯留なり大放水路を考えようということになる可能性もあるわけです。それはどこに価値観を置くかの問題になってくるわけで、ここで、ダムと遊水地と決め込んでしまう必要もないわけです。その意味でも、ここの時点で今委員長が言われるような意味の優先順位を基本方針に書き込むことは適当でないと思っています。

○奥西委員 実際的な議論をしたいと思うんですけれども、先ほど住民の考えということをおっしゃったけれども、具体的には申しませんでした。それについては、議決したわけではないので、委員一人一人違う受けとめ方をしていると思うんですけれども、私の胸に最も響いているのは、孫子の代になって、何てことをしてくれただということがないようにならなければならないというのが一番強く感じていることです。

それに関連して、先ほどの松本課長の話を反すうしますと、新規ダムについては、現時点で判断できることを出して、それについて基本方針で結論を出してほしいと思っていますとおっしゃったのであれば、それはまさに孫子の代になって、何てことをということになりかねない議論だと思うんです。そのことは、既に流域委員会でも時間をかけて議論をしたところですから、だからこそ、環境調査についての計画について、委員の者は非常に違和感を持っているわけです。そういうことが背景の1つになっていると思います。

○中川委員 先ほどから、選択肢の選択をするにあたっては尺度が要って、その尺度はどう合意されているんだろうかというような投げかけがありました。私自身は、優先順位というものをここに書くか書かぬかということではなくて、個々の、つまり一つ一つの選択を書くというよりは、河川政策における政策手段、先ほどの長峯委員のお言葉をおかりしますと、政策手段に対する社会的合意というものをどういうふうにか考えるのかということ

に尽きるんじゃないかと考えています。

つまり、方針の中には当然今後の方針を書くわけですから、整備計画も視野に入った形でここに入ってきますよね。もう一度河川法で基本方針と整備計画の 2 段階に分かれた意味ということを考えてみますと、整備計画というのは、方針を達成するには、超長期に物理的、時間的にかかっていくので、段階的な整備を進めていこう、それにあたってはきちっと整備計画というものをつくって、地域の合意を目指した形で進めていこうということで、河川法が改正されて、この 2 段階方式になっているわけですよね。そうすると、今議論している基本方針の中でかけておく歯どめといいますか、それは、一つ一つの政策手段をどうするということに対する書き込みというよりは、社会的合意をこの河川整備の中でどう位置づけていくかということを書き込むことが最も重要なことなんじゃないかと私自身は理解しています。

じゃあ社会的合意の中身は何なんだという、これが非常に難しい話になってきて、ご存じの淀川水系の委員会でも、社会的合意の中身をめぐって随分いろんな議論がされてきたのは私たちも知っているわけです。少なくとも私がこだわっていたのは、社会的合意というものをきちっと踏まえた上で、100%の合意というのはあり得ないかもしれませんが、少なくとも社会的合意をつくっていく努力はしますよというのが基本方針の中できちっと位置づけられていない限り、整備計画というものは、つくっていく途中で頓挫していきたくらいだと思います。そういう不幸なことをもう一度この流域で経験したいと思いませんし、あんな嫌な思いをするのは 7 年前、8 年前でたくさんなんです。少なくとも私自身、二度とあんな経験は自分の人生の中でしたいと思いませんし、あんな思いをほかの方々にしていただきたいとも思わないんです。そのためには、この方針の中で社会的合意というのをどうとらえるのか、どう位置づけるのかということをきっちりと明確に書き込んでいただく必要があるだろうと思います。そのあたりが皆さんが共通して感じている違和感なんじゃないかと思っています。

そういうことをずっと思っていましたので、基本方針の 7 ページの最後の 3 行のところ、「なお、河川整備は長期間を要するものであることから、整備途上の各段階においてもできるだけ事業効果を早期に発現できるよう費用対効果等を勘案して、選択と集中により効果的かつ効率的に整備を進めるため、目標を明確にして」に、「参画と協働に基づき段階的な整備を進める」という「参画と協働に基づき」というのをせめてもの言葉として入れていただきましたかったんです。

先ほどから尺度がないというようなお話があったんですが、この 3 行が、河川管理者さんが持つておられる尺度だというふうに、この文章が出てきた時点で理解しておりました。参画と協働に基づきという言葉がもしない状態であれば、選択と集中で、効果的かつ効率的という尺度だけで決定することができるよという尺度になってしまうんですね。それは、少なくとも整備段階においては違うだろうと。納税者の理解を得られてこそ数百億円の事業ができるわけですから、そここのところを飛ばしてもらっては困るという強い思いがありましたので、前回そのような意見を出して、今回そういうふうに修文していただいたわけです。

ただ、ニュアンスとして、先ほどから私が言っている社会的合意というものをどう位置づけるのかというのは、全体を通して非常に弱いと思っています。そのあたりを踏み込んだ形で基本方針の修文をしていただければ、この優先順位にかかわる議論の落ちつき先が、落ちつくかどうかは定かではありませんが、少しは道が見えるんじゃないかと思って提案いたします。

ついでですので、整備段階を進めるにあたっての社会的合意を県はどのように考えているのか、少しご意見をお聞きしたいと思います。

○松本委員長 先ほど提言の基本的な考え方に従って方針を立てるのかとお聞きしたのは、提言は、過去の二の舞をしないために社会的合意をつくる。そのためには、こういう考え方で、こういう手順を進めねばならないということをいろんな観点から提言をしたというふうに私は理解をしているわけですが、そのことについて、県の方はどう考えているのか、社会的合意ということはこの基本方針の中に重要な要素として盛り込むのかどうかというところを教えてください。

○松本 社会的合意をどのようにしていくかという話につきましては、先ほどの中川委員の話にもありましたように、非常に難しい話で、我々としても具体的なイメージというのは持っていません。ただ、参画と協働という県の基本姿勢を踏まえて、流域委員会のご意見をお聞きする、あるいはパブコメを実施するといったことで、県民のご意見をお聞きしながら合意形成を図っていきたいと考えております。

○中川委員 すごく大事なところなので、もう少し踏み込んでやりとりをさせていただきたいんですが、パブコメをとれば合意形成ができるんですか。まさかそんなふうには思っていないですよね。

○松本 パブコメも 1 手段ではありますけれども、それだけで十分とは思っていません。

要は、基本方針なり整備計画の内容がまとまってくれば、それをどんなふうにして外にアナウンスすればいいのか、そのアナウンスした結果を受けて、地域の意見をどんなふうに取り込んでいったらいいのか、その辺については、正直言って今後の検討課題と考えています。

○松本委員長 今のは誤解があるのと違いますか。パブコメは手段の1つだとおっしゃったけれども、パブコメというのは住民の意見を聴取する1つのツールにしかすぎない。意見を聞いても、その聞いた意見と県の意見をどのように合意するかという仕組みがなければ、それは参画と協働じゃない。いわば住民参加のシステム論の問題で、私の専門ですから申し上げておきますけれども。

だから、パブコメは、社会的合意をつくる手段の1つというのは明らかに誤りなのです。もしもそういうふうな理解をしているんだったら、兵庫県の参画と協働というのは極めて底の浅いものになっちゃいますから、知事が困るんじゃないですか。私が間違っていたら言ってください。

○中川委員 合意形成の具体的なところは余り考えられていなくて、これからまさに検討したいとおっしゃっていたんですが、先ほどから意見も出ていますように、基本方針の審議をする前に、既に峡谷の環境調査に巨額をつぎ込んで着手されておられますよね。そのあたりを委員会の中でどういうふうに整理したらいいのか、そういうことがずっと皆さん念頭にありながら、今この基本方針の審議をやっとこさしているわけなんですよ。

そういう意味で言えば、先ほど提言の考え方とは違うというふうにおっしゃられた、その一言に私は凝縮されているんだろうと思いますが、少なくとも提言書を取りまとめる段階では、7年前のようなことをこのやり方でやれば回避することができるだろうということを含めて提言しているわけなんですよ。ところが、県は、この提言書の考え方とは違う考え方を今していますというふうにおっしゃるといことは、逆に言えば、委員会の側として、これなら合意形成の道筋はつけれるよということをお話ししているのに、いやいやそれはいいんです、自分たちでこういう違う考え方でやりたいんですというふうにおっしゃるのであれば、その点に関して、合意形成をこういうふうにしたらできますよということを委員会は言うことができませんよね。つまり、違う道を選択しているわけですから。それについて委員会は一体何をコメントしていったらいいのかなということを非常に悩んでしまいます。

提案なんですけれども、この点、これ以上議論すべきことではないように思います。も

う答申すべきことの範疇に入ってきているのではないかなど。そもそも諮問されている1つ目の事項、基本方針についての意見を出していただきたいという知事から諮問されていることに対して、委員会として答えを返していく中身に大きく食い違っていることが入ってくる話なのではないかというふうに思っております。先ほどの違うというお答えに凝縮されてしまっているというふうに私は思いますので、それ以上いかに合意形成云々、あるいは選択肢の優先順位がという話をしても、落ちつく先がないように気がいたします。

○松本委員長 今中川委員の指摘というのは、県は流域委員会の提言を踏まえて計画をつくるのとは違うということは、参画と協働とは違う解釈をやっているんだというふうに受け取らざるを得ないけれども、それでよろしいかということですからけれども、よろしいですか。

○田中参事 参事の田中です。

流域委員会からの提言は県として、非常に重要視させていただいており、今の基本方針策定の中でも尊重してやっております。今の議論は、今後整備計画の策定の段階で、その提言書をどういうふうに扱うかというところなんでしょうけれども、提言について議論された経緯を私もずっと聞いていますけれども、この流域委員会の中でいろんなご意見がございました。その中で、例えば新規ダムについて、新規ダムを建設しないということについて合意されたことは、今の数少ない環境データとか、いろいろなデータを判断材料として考えれば、現時点では判断できない。判断できないものを建設することを推し進めるということは流域委員会としてはいかなものかということで、提言書の中では新規ダムは選択しないというふうな議論をされたらと、私はそういうふうに理解しています。

提言を受け取った側から言いますと、治水対策を担当する者としてしましては、検討する材料がないから、その手段は見逃しますということは、判断としては非常に間違っているんじゃないかなど。いろいろな手段を徹底的に検討して、だからこうだということまで検討した上で、それでだめだったら、それは放棄するというところまで、我々治水をあずかる者としては考えなくてはならない。

そういうことで、提言をいただいた後、すぐさま環境調査に着手しました。それは別に新規ダムを進めようというわけではなくて、有効な治水施設としてそういったものがある以上は、その本当の必要性、環境に対する影響の有無、程度、そういったものも十分検討した上で、その対策について結論を出していくのが筋であろうと。そういうふうに考えたから、そういった環境調査をやっているわけです。

先ほど松本が提言書の内容とは違いますと言ったのは、そういう意味で、流域委員会でいろいろと議論された中身で、唯一その辺が我々としても残念だとか、はっきりした根拠に基づいての判断ではないなと思いましたが、そういったところを明らかにしていく必要があるかということで、そういう答弁をさせていただいているわけです。

○中川委員 この話を続けていいのかなと思いつつ、これも前々回の委員会で議論したと思うんですが、あらゆる可能性についてきちっと検討したいと。あらゆる可能性について予算をつけて検討しているんですか。違いますよね。ダムは1億6,000万かけているけれども、千苅ダムの治水活用について、どれほどの熱意を込めて検討していらっしゃるんですか。結局、そのところが委員会には伝わってこないですし、当然傍聴の方にも伝わらないから、そのような趣旨の意見書もちょうだいしているわけですよね。

そういう状況であるにもかかわらず、今のようなお答えをさせていただいても、私たちの心には全く響かない。少なくとも私には全く響きませんでした。何かご意見があるんですしたらしていただいたら結構なんですけど、委員会の運営として、これを延々と続けてよいのかなと思っております。

○松本委員長 実は、私も今中川委員の指摘の部分に重なる話の感想を持っていたんですが、委員会の提言した中身に関して、今田中参事が指摘されたことは、整備計画段階で新規ダムは不要であるという数多い理由の中の1つである。さもそれがすべてであるかのようなとらえ方があるんですが、たくさんある理由の中の1つとしてそれを挙げたという、どうやらそのところのすれ違いがあると感じました。だったら、今中川委員の話があったように、他の並列して検討する選択肢について、何ほどの努力をしているのかというのが全く見えてこない、あるいは計画に上がっていないということを明確にしない限りは、委員会の提言を尊重しているとは到底言いがたいと皆は思うんじゃないですかね。私はそんな感じを受けましたけれども。

だから、これをここで議論するよりも、そもそも提言をどう思っているのかという部分の話になりますので、この議論を一たんここでおきましょうか。

○田中 新規ダムを外すという理由がたくさんあるということは私もよく存じていますけれども、その理由の最大のものであろうということで、そういう例として使っています。

既存ダムの治水活用につきましても、きょうもお越しですけれども、流域の関係の方々、さらに水道事業者の方の参画を得て、肅々と協議会といったところで下部組織もつくって

検討しております。

ですから、それは全然手を抜いているわけではなくて、同時並行としてやっております。

○松本委員長 この話、ここで一たん打ち切って、次へ行きたいと思いますが、念のために、どなたかの意見書、あるいは住民の意見書だったかも知れませんが、要するに、基本方針で委員会の提言とどうもしっくりしてっていない。委員会の提言どおりじゃないという言葉まで出てきた中で、そのままで、2年後に整備計画の原案が出てきた段階で審議したら大変なことになる。いわば、そのプロセス、前作業の中できちんとしておかないと、参画と協働の武庫川の整備計画の議論はできないのではないかという危惧を感じます。

私は、基本方針で基本的な考え方を合意しておかないと、あと、どうにもなりませんよということは何回も申し上げたつもりなのです。最後っぺで、考えんかいと紙切れ1枚渡して、我々の任務終了という形をとれば、簡単なのですよ。長時間審議せぬでも簡単なんだけど、そんな形にしたら、後の整備計画の審議につながらないということの危惧があるから、何回も運営委員会でそのことを協議してきて、私がここで報告してきたわけです。だから、今後この流域委員会の運営をどうしていくかということも含めて、別途運営委員会で協議させてもらいたいと思います。

ということで、今かなり重要な優先順位の話で、そのような微妙な、建前としては委員会の提言に基づいてというふうなことです。具体的な重要な中身のところで、そうじゃないということが出てきた。これをどうするかということについては、また別途検討するというので、次の論点に行きたいと思います。

既に予定時間の5時を過ぎております。冒頭にお断りしましたけれども、きょうは、何としてもこの論点の議論を一通り終了しておかなければ、後に支障を生じますので、このまま時間を延長してやりたいと思います。あと論点が5点ありますが、時間的には私もちよっとめどがつきませんけれども、できるだけ早く終了するように努力しますので、了承をお願いいたします。

引き続き、堤防強化の論点でお願いします。堤防強化に関しても、何回かの修正が加わっていたかと思いますが、これについて意見書も出ておりますので、委員の意見をお願いします。

○中川委員 幾つか発言が続いておりますけれども、私が非常に大切にしてきた論点の1つでございますので、続けて申し上げたいと思います。

ポイントとして、意見書も出してありますが、51回の意見書で早々に出させていただきます。

て却下されて、そのまま来ていますので、きょうの資料としてはお手元にはないかと思いますが、要するに堤防の強化の話題でございます。

本日の基本方針の 7 ページの保全と利用に関する基本方針のところの②の文章でございます。前回の修正で、この基本方針という部分を取り上げて、頭出ししていただいたことに関しては私は高く評価させていただいております。私は、これこそが武庫川づくりの哲学を凝縮した文章になるんだというふうに理解しています。であるからこそ、まず②のところ、今の文章は、「築堤区間の堤防については、計画流量を安全・確実に流下させるため堤防強化を推進する」となっていますが、私は、ここの文章は、「……流下させる。さらに計画流量を超える流量についても対応を図る」と入れていただきたいと思っております。念のため確認しますが、これは入れていただけるんですか、入れていただけないんですか。

○松本 入れるつもりはございません。

○中川委員 一応確認してみました。入れますと言われたら、今からのことを申し上げなくて済むのかなと思ったんですけれども、仕方がないので、申し上げたいと思います。

運営委員会でも頭出しだけしたんですが、計画流量の流下というのは、私自身は、堤防にとって最低限クリアすべきレベルだというふうに理解しています。現状、最低限クリアすべきレベル自体がクリアされていないというのが事実でして、それをトリガーとして、堤防補強を去年から 5 カ年計画でしていただいているということ自体は評価しています。しかしながら、少なくとも基本方針のレベルで考えるときには、最低限クリアするレベルをクリアするんですよということだけを書かれても、私は方針としては納得しがたいと思うわけです。ですので、先ほど言ったように、超える流量についても対応を図るという姿勢を示していただきたいということです。

提言書を書き上げた後も、堤防に関して、私自身も気になっておりましたので、知見を集める努力を少しさせていただきました。全くできないことを私申し上げているわけでは決してございません。例えば、今手元に 2003 年のシンポジウムの記録がございます。ハイブリッド堤防の実用化に向けてというシンポジウムの記録で、1 例を挙げるなら、この中で構造による強化方法の研究というものが報告されています。武庫川で問題になっておりました地下水涵養の問題をクリアしつつ堤防を強化するのは難しいんじゃないかという議論が以前あったんですけれども、実はその問題もクリアしながら堤防強化することができるんじゃないかと思われる報告もこの中には入っています。つまり、やろうとすることで、クリアしていける課題というのは見えているんじゃないかということです。

最初から越流、つまり堤防を超える水を想定した堤防というのは、無限大の外力を想定することになりますので、工学的に構造計算ができないという実務的な障害があるというのは非常によくわかっています。堤防強化の議論がすごく困難になっている理由は、私自身は、そもそも堤防というものにどういう意味を持たせるかという議論が必要になってくることにあるんじゃないかと思っています。そもそも堤防にどんな意味を持たせるのか。提言書では、難破堤堤防という表現もしましたが、越水に耐えられるような形の堤防—耐越水型堤防というふうにとりあえず表現しますけれども、そういう堤防というのはどういう思想でつくられるものなのか、あるいはどういう場合にそういう堤防をつくるものなのかということを引きちと共有して、確立する必要があるから、この堤防強化の議論が困難に陥っているのではないかと思います。

私自身は、何回も言っていますけれども、絶対壊れない堤防をつくってくれというふうに望んでいるわけでは決してないんです。絶対壊れない堤防をつくるというのは、ある意味でどんな大雨にでも耐えられるダムをつくってくれというのと同じぐらい無理なことだと私は承知しています。そうではなくて、もう一遍この提言書に返っていただきたいんですが、堤防強化のところで何を書いたかといいますと、読み上げますと、河川の整備レベルを超える洪水によって堤防越流が起こっても、堤防強化によって少なくとも堤防の決壊だけは防いで、致命的な被害にならないようにしなければならないという認識で一致したと。委員会でこのように一致したということを書いているんです。つまり、耐え切れないかもしれないかもしれませんが、堤防の決壊だけは防いで、何とかぎりぎりでも耐えられるような堤防を目指してほしいということを提言したんです。

ですから、本当を言えば、築堤されている区間に住んでいる方には、堤防に頼りなさんな、逃げなさいよというふうに申し上げたいんです。ただ、実際住まわれている人口は半端な数ではございませんし、それが武庫川の現状です。一方で、この提言でも分析したように、現在の堤防というのは、余裕高がほかの河川に比べてかなり高い。それが財産だというふうに認識しています。それを生かさないという手はないと思うんですね。

耐越水型堤防というふうに表現するとしたら、それはどういう場合につくられるものなのかということ考えたときに、私は、堤防によって高度に市街化した街区が既に発達していて、一定の土地利用規制を行ったとしても、破堤の発生によってその地域に壊滅的な被害が想定される場合に考えるべきだろうというふうに思うんです。武庫川の下流というのは、まさしくこの状態に当てはまる状態だと私自身は評価しています。

もう1つ、どのような思想でつくられるものなのかと考えたときに、ここの提言書でも書いたように、少しでも破堤をおくらせることで、被害を少しでも小さくすることを担うべきもの、それが耐越水型堤防なんだと思います。このことをとにかく方針に書き込んでいただきたいということです。方針に書くということは、姿勢や理念、考え方を示すことで、以前長峯委員が出された意見書の中で、方針の立て方によっては、今所与の条件だと思っていることが所与ではなくなるんだというご意見がございました。堤防を強化する技術に関しては、まさしくこれが当てはまる事象だと私は考えています。本当にぶよぶよになっても、ぎりぎりのところで堤防さえもってくれれば、破堤さえしなければ、壊滅的な被害が防げる事象というのはたくさんあるんです。私は、破堤したときに何が起こるかというのを自分自身で経験しました。あれが焼きついていますから、破堤だけは避けていただきたい。避けていただく努力をしていただきたいんです。それをこの方針の中にきちっと盛り込んでおいていただきたい。

そのように考えたときに、もう一度②に戻って、計画流量を安全に流下させるための堤防強化を推進するでは、私は足りないと思います。何十万人という人口が住んでいるからこそ、この武庫川では治水が大事になってくるんですから、治水が大事と言うのだったら、方針に位置づけることで、研究は何倍も進むと思います。それが後世に残す財産になっていくんだと思いますから、その理念をこのページにこそ書き込んでいただきたい。それができなければ、幾ら遊水地をつくろうが、ダムをつくろうが、結果として守っていくということが理念としてあらわせていけないんじゃないかと思います。

○法西委員 私も、そういうことを言おうと思っていましたけれども、補足として、1997年の新河川法では、河畔林あるいは堤防強化森林帯、そんなような記載がありますので、それも入れておいたらいいんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○土谷委員 基本方針の減災対策のところを見ると、ソフト対策しか書いていないんですけれども、ソフト対策だけではなくて、ハードの面でもできることはした方が、より下流の住民にとって安全だと思うんですね。例えば、ハイウォーターレベルを超える洪水が起こったときに、難破堤堤防にしておけば、5回起こったときに4回防げるかもしれないけれども、今の堤防のままだったら1回しか防げないと。それだったら、難破堤堤防にしていただいた方がいいわけです。それなのに、どうしてそれを採用しないとおっしゃるのか、私はそこがわからないので、しない理由を聞かせてください。

○松本 我々も、武庫川の下流域というのは天井川の様相を呈しておりますから、一たん

破堤、決壊しますと非常に大きな災害を生じるということで、あそこに関しましては、何としても決壊させてはならないといった意識は強く持っております。

難破堤堤防といいますか、越水しても耐えられるような堤防の研究等については、県の方でもかなりデータを調べております。そういったデータを踏まえますと、堤防における越水対策の研究、あるいは技術につきましては、現時点では研究段階でございます。現在の技術水準では工法が確立されていない。実用化のめどが立っていないという状況でございます。こういったいわゆる不確実な状況の中で、このことを基本方針に書いて、県民に約束することはできないだろうというふうに考えております。

それと、心配しているのは、逃げない住民というのが話題になっておりまして、北海道の方で、かなり強い地震があって、避難指示あるいは避難勧告が出ましたけれども、そういった避難指示なり勧告が出ても、逃げた住民というのは結局1割にも満たない。ここではそういったことはないだろうという心理があるようでございますけれども、そういった意味では、安全性が確保できていないというか、不確実なものをつくって、それによって変な安心感を与えるのはかえってまずいのではないか。今、国の方でもこういった堤防の研究はしていますけれども、まだ効果が確認できていない状況というふうに聞いております。

○中川委員 今時点で技術が確立されていないから書けない。じゃあ、これからその技術を兵庫県として蓄積していきますということは書けますよね。それも書かないんですか。

○松本 こういった研究は、県レベルでやっていくというよりも、そういった技術力が十分にある国レベルで現在既に研究しておりますから、我々としてはそういった国なりの研究の成果を待ちたいというふうに考えております。

○中川委員 ただ待っているだけなんですか。何年後になるかわからないけれども、国の方でやっていくし、まあ待っていようかという姿勢のように、今のお答えだと聞こえるんですが、そういう姿勢でいらっしゃるのでしょうか。

○松本 どういった趣旨で今のご意見があるのかわかりませんが、県の方としては、武庫川の下流域の状況を踏まえて、国の方で越水にも耐えられるような堤防の研究を進めてほしいとか、そういった要請はしていきたいと考えております。

○中川委員 これもずっとやってきた問答のまた繰り返しをしているなという印象を受けておりますので、このままどこまで続けるのかなと思いつつ申し上げるんですが、今のご発言をお聞きして、武庫川流域の氾濫域が抱えている経済、産業の兵庫県

に占める位置を考えたときに、私はそんなのんきなことを言っているのかなというふうにするわけですね。本当に治水が大事と言うのであれば、本当に危ないところをきちっと対処していくという姿勢を示すべきではないかと思えます。県の方では、それだけの財力もないので、国の方で研究していただいて、その成果を武庫川にフィードバックさせていきたいというようなご趣旨であったかと思うんですけども、少なくともこの1年弱、私は決して専門ではございませんが、堤防について勉強していく中で理解したことは、堤防というのは、立っている場所、地盤によっても全く強度が違って来る。堤防をつくっている素材によっても全く違って来る。つまり、全国一律こういうやり方でやればオーケーですよというような方策があるというものではないというふうに理解しています。

そのような中で考えますと、武庫川の場合、国の方でこのような方式でやればよいよということを待っていればよいのかというのは、私は違うのではないかと思います。特に武庫川の下流域の現状を考えたときに、例えば湿地であったところを埋め立ててつくってきているという場所がございます。堤防の強度から言えば、そのような箇所は非常に危ない場所だと評価されるわけです。1例だけ申し上げましたけれども、そのようなことを考えてみましても、武庫川の堤防でどのような強化策が最も効率的なのかということをして進めていくことは、私は大変有意義なことだと思いますので、そのことをぜひ検討していただきたいと思えますし、仮にそのことが方針に盛り込まれないのであれば、私はその点を答申する必要があると委員の皆様方に申し上げたいと思えます。

○川谷委員 県の方にお聞きしたいんですが、例えばスーパー堤防とか補助スーパー堤防とかいうものの目的の1つは、超過洪水に対する対策としての一面も持っていると思うんですね。計画流量以上のものが来たときは、それはあり得るということをお認めください、そういうことが起こっても、できるだけ床下の浸水程度にとどまるように、住民の方も、ある意味ではそういうことは許容してくださいということになりつつあるわけで、一方でそういう超過洪水に対して想定をしておいて、でも、川の流れでは計画流量だけだよというのは、その意味では、配慮が一方にだけ偏っているんじゃないかと思えます。

ですから、例えば、8ページの網かけがしてあるところの次の行で、「重要な洪水防御施設であるとの認識から」の次に、「できるだけ超過洪水にも配慮しつつ」ぐらいを入れるかどうかだと思うんですね。方策がないということも実際に担当される方にとっては大きなことで、そこで保証できないという面もあるかも知れませんが、先ほどの議論のように、これから先ひょっとしたらうまい方法があるかも知れない。もちろん、堤防のことです

から、いろいろな意味で連続性の問題があると思います。一部分だけ妙に強化したら、別のところにしわ寄せが来たみたいなこともあるとは思いますが、それも含めて、でも超過洪水というものは念頭に置いていくんだよというか、具体的な対策というのではなくても、超過洪水のあり得ることを念頭に置いて堤防の強化等を図っていくと。その時点、その時点での技術を生かしてでも、あるいは考え方を生かしてでもやっていくというニュアンスで、その程度の文言は入れておかれてもいいんじゃないかと私は思っております。

○松本 当然のことながら、計画規模を上回るような洪水が発生する可能性というのは、近年の気象条件を考えれば十分にあり得るといふふうに考えております。その辺の記述につきましては、9 ページの③減災対策のところ、気象変化を踏まえ、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減、あるいは社会経済活動等への深刻なダメージの回避を目標として云々というふうに記載しております。これはソフト対策を中心にして記載しております。

ハードについてどうするかという話でございますけれども、我々河川管理者としては、先ほど申しましたように、不確実な対策をここで書いて、それを県民にお約束するのは無理があるのかというふうに考えております。ただ、先ほど来のご意見もございまして、その辺の文章の書きぶりにつきましては、いま一度県内部でも検討を加えたいと考えております。

○松本委員長 検討するということですが、中川委員と川谷委員の指摘というか、対策、記載というのは似通っていると思うんですけども、先ほどの議論で確認をしておきたいんですけど、築堤区間について、計画流量を安全・確実に流下させるための堤防強化を推進すると、このことを一般の県民が読んだ場合に、ああそうか、堤防が破堤しないようにやってくれるんやなというふうに思っちゃうんですね。計画流量を安全に流下させるということはどういうことかということになりますから、計画流量を超える流量については対応できないと、こういうことを明記できますか。

計画流量を安全・確実に流下させるための堤防強化を推進するで、計画流量を超える流量に対しても対応を図るように努力するとか、これからの努力目標で掲げるということを入れないとさっき言い切っておられたけれども、そのことは知らないよということと言われるんですか。そういうわけにいかない、何らかの対応が必要だという認識をされているのか、必要だという認識をしているけれども、具体案が見つからぬから書けないということか、先ほどから何回も言っておられるけれども、どうですか。

○松本 計画規模を上回る洪水が発生する可能性は当然ありますと。だからといって、計画流量以上については何もしませんとかできませんとかいう話は一切言っていないで……

○松本委員長 ハード面ですよ。

○松本 ですから、我々としては、今言っているのはソフト面でもって対応しますというふうに言っているんです。

○松本委員長 ハード面では対応しないということなのですね。

○松本 しないというよりも、お約束できないということです。

○松本委員長 ハード面については約束できませんと書けますか。これはそのような意味ですよという解説を書けますか。仮に住民にこれはどういう意味だと説明を求められたら、ハード面では計画流量を超えるようなのはうちは知りませんというふうに住民に対して言い切れますかと言っているんです。

○田中 8ページの河川対策のところの項目では、今委員長がおっしゃったような内容のことを記載するものではなくて、武庫川の河川対策としてどういうふうに進めていくか、その対策の中身を記載することであって、できませんとかできるとか、そういったものですりかえるというんですか、そういったものではないと思います。

○松本委員長 違うんです。ここは堤防強化と書いてあるだけで、堤防強化の中身、方針は、7ページの②で、先ほどから議論になっている、計画流量以内のことをやりますということしか書いていないから、これは言いかえれば、ちゃんと内容がわかる人にとっては、計画流量を超えることについてはやりませんという意味ですよ、それでいいんですね。この基本方針の解説書を県がつくるとしたら、そういうふうに明言しますかと言っているんです。先ほどから皆さんが言っているのは、そうじゃないんだろう。河川管理者として、そんなわけにいかぬと思うんです。それはなぜ書けないかというのは、今の時点で技術がよくわからへんから。これは、前回か前々回に池淵委員が、現時点での技術が確実で、担保されていなければ書かれへんと、基本方針はそんなものと違うだろうと、そういうふうな発言が最後にありましたね。

これは堤防だけじゃなくて、あとの水田の流域対策とか、ほかのところも出てくるんです。現時点で確実対応できる方法、技術が明確でなければ、基本方針に入れられへんというのだったら、じゃあなぜそんな膨大な基本高水を設定するんですかという話にもつながってくるんです。だから、基本方針というのは、現時点で確実な技術があるかないかという話にこだわらぬでもいいんじゃないか。そのときに池淵委員の発言はそうでしたよね。

覚えてはりますか。きょうは、国の河川審議会へ行って欠席ですけれども。

そこにこだわっておられる限りいろんな矛盾が出てくると、技術は日進月歩じゃないですか。30 年以上先の技術を、ありませんというふうに言い切れるほど県の土木技術に関する先見性があるとは思えないので、そののところをもう少し柔軟に対応されたらどうですかということです。

例えば、先ほどの中川委員、川谷委員の、入れる場所は違うけれども、基本的には私は似たようなものだと思いますけれども、できるだけそういう超過洪水、計画流量を超えるものにも対応するように検討していく、あるいは努力をするという方針が明確にあれば、そのことによって、どうしていったらいいのかというのはこれから考えていくことで、何も県民にいついつまでにこのような工法によってやりますということを約束するんじゃないで、基本方針は目標なのでしょう。努力する目標を書くんだから、そのようなことを書けないのと言っているんです。対応を図るといことは書けないとおっしゃるんだったら、対応をするよう努力するとか、そういう目標に掲げるとかいうふうな、先ほど川谷委員も出されましたけれども、そのぐらいのことは書いても罰があたらぬというよりも、書かないと河川管理者の責任を果たせないんじゃないですかというふうに私先ほどから聞いていましたけれども、そのことを含めて、もう一遍内部で検討するということでしたら、それで終わりたいと思いますが、よろしいですか。

○松本 結構です。

○佐々木委員 同じようなことかもわからないんですけども、流域対策のところでは、きちんと超過洪水対策ということで、いろんな対策が並んでいるわけです。堤防というふうな部分は、流域対策との境界に当たる部分であって、どちらにも配慮しなければならない部分であって、現時点では技術的には難しいということで、確実にというふうなことを考えた場合は、スーパー堤防なり補助スーパー堤防といったものでカバーするしかないというふうなことで進んでおりますけれども、ここで一番ネックになるのは、7 ページでは、確実にというふうな言葉が入ってきているので、委員長もおっしゃったように、住民としてはもうこれで完璧な堤防をつくってくれるんやと思ったら、よく見てみたら、その手前に計画流量をというのがついていて、計画流量が確実に流せるだけかというふうなことになっている。

ですから、その手当てとしては、その後の流域対策のところでは、きちんと超過洪水対策として雨水貯留施設とかいろんなことが出ておりますのと同じように、超過洪水を認識

した上での堤防の性能を上げるための努力を今後図るというふうなことぐらいいは書いていただいてもいいのじゃないかと思えます。ですから、川谷委員のおっしゃったようなところに、そういうことが一言入ってきたら、将来の超長期の方針としては、堤防については一応それで網羅できるんじゃないかと思えます。

○松本委員長 では、これまでの議論を踏まえて、再検討をお願いします。

あと 4 点残っています。今の 2 点は、かなり問題が多くて難航しましたけれども、もう少し早くやろうと思えますが、一たん休憩します。

(休 憩)

○松本委員長 再開します。

次は、河川対策の上下流バランスの問題であります。上下流バランスのところは、何回か文章的な修正が加わっています。きょうも入っていますが、これに関して、委員からのご意見ををお願いします。

○中川委員 上下流バランスの記述については、何回か意見書を、私だけではなくて、川谷委員とかもあった経緯で、結局きょうこういう形になっているわけです。上下流バランスというものを明確に書くのであれば、逆に上下流バランスを失ってしまっている現状について、きちっと治水の経緯の中に書くべきではないかというような議論の経過の果てに、きょうこういう形になっているというのが経緯です。

きょうこれは削除されて、こういう形で文章として 8 ページの①のところに入っているということですので、1 点確認だけですが、かつてあった、10 ページのところに入れて削除していただいている上下流バランスの記述を削除したということは、ここに書かれていた内容の意味そのものを方針から削除するというふうに理解いたしますけれども、それでよろしいんですね。

○松本 要は、通常河川整備の基本原則として、上下流バランスとか、あるいは本支川バランスというのがあるので、それをわざわざ 1 項目立てて記載するほどのものではないので、河川対策の中に記述したということでございます。

○中川委員 武庫川の基本方針において、項を立てて強調してとりわけ強く記述すべき内容ではないということで削除したということで、理解いたしました。

○松本委員長 この件に関して、ほかにございますかー。

上下流バランスは、整備計画の目標流量設定の際に出てきたもので、基本方針のレベルというよりも整備計画の目標流量のところ議論になった分ですが、武庫川の特異性とし

て云々というのは消えて、このような表現に変わった。意味合いは今話し合ったとおりだということで、この件はこれで終わりたいと思います。

次は、流域対策で、水田の問題ですが、水田の取り扱いについては、これまでかなり議論が出ております。流域対策は、きょう大分修文が行われていますが、流域対策における水田の取り扱いについてご意見を求めます。

○奥西委員 水田対策を含む議論ということにさせていただきたいと思うんですけども、今回私のミスで、意見書を改訂したものを提出するのを忘れておりました、きょうコピーを持ってまいりました。本当は 5 ページあるんですけども、そのうちの 1 ページと 3 ページだけをコピーしております。右側の 3 ページ目の四角で囲ったところだけを見てほしいんですが、その中で、イタリックにしているところは今の議論と外れますので、これは省きますが、それを除いてちょっと読んでみます。

基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項、1 / 100 規模の降雨に対して、流域において流出抑制対策を講じない場合の—ちょっとこの表現はまずいと思っているんですが—洪水のピーク流量の最大値 $4,651\text{m}^3 / \text{s}$ を基本高水ピーク流量とし、流域内の学校、公園、ため池、水田、防災調整池および流域内の洪水調節施設により $951\text{m}^3 / \text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $3,700\text{m}^3 / \text{s}$ とする。

というのが私の修文案です。要するに、これは非常にコンベンショナルな国交省などがどの川についても言うておられる形にしたにすぎません。数値については、流域委員会の提言に基づいた数値にしてありますが、これは後から議論するところで、今ここで議論するつもりはありませんが、考え方として、水田貯留を基本高水の中に含めていない。水田貯留だけではないです。要するに、基本的には何もしないときの 1 / 100 の洪水ピーク流量を基本高水にする。どこでもやっていることをやりましょうと。すべてを含めて単純に計算すると、 $951\text{m}^3 / \text{s}$ を何とかしなければいけませんので、これを何とかしますというのが修文案です。

ですから、水田貯留をどれだけ頑張りますということを書いていないという点では、多くの委員の人は不満に思われるかもしれませんが、これがゼロであるということのを排除しないという意味で、河川管理者としても受け入れることができるのではないかと私は考えております。これは将来の議論として置いておこうと。もちろん、30 年規模でやるときには、整備計画の問題として、水田貯留をどこまでやるかという議論はやらなくてははいけませんけれども、基本方針としては、先ほど出ましたように、具体の目標を定めないという

ことにするのが適当であろうと思います。

○酒井委員 この委員会の当初から、現場の視点ということを常々申し上げてまいりました。水の出ぐあい、災害の状況、そういう災害の現場から検証して対策を立てるべきであるという意見を何回も申し上げてまいりましたけれども、現場の視点というのが河川対策の上で生かされていなかったというのは残念に思っています。そこで、きょうのテーマであります水田の位置づけということで議論をさせていただきたいと思うんですが、きょうの資料 2-1 の 27 ページ、42 ページに私の考え方を述べさせてもらっております。

なお、前回に水田の定義について、農業者の立場から、田んぼを持っている者の立場から、水田というものはこういうものですよということを補足説明をさせていただきました。そして、本日、27 ページ、42 ページに、言い方によっては、しつこく、しぶとく、まだ言うか、まだ言うかと言われるほど、そのことにこだわっております。ということは、これまで私の提言に対して、熱心に修文をしていただきましたし、大変な努力をしていただいたということはよくわかるんですけども、その根拠となるものは、アンケートに依拠するというか、アンケートをもとにして、この水田対策を考えた。その中に出てくる言葉に、農業生産に配慮しという言葉が続いております。農業生産に配慮しということで、このアンケートも、県の農林部局が主導してとられたものであって、農業者に対して、流域の水田で災害に何ほどの協力ができるのかというふうな設問がございます。

その中で、水をためることについていかがでしょうか。それは、時期によって、近代稲作は大型化して機械化して、大型化、機械化の条件は乾かすことが前提条件でありますので、農家は田んぼに水をためるということを頭から拒否すると思います。しかしながら、私たちは、武庫川の流域に想定できる最悪の状況、いわゆるピーク流量がもたらす下流域の最悪の被害状況を想定して、ピーク流量をいかに抑制することができるか、それは農地であり山でありため池であり、いろんなものがあるわけなんですけれども、要は私たちのねらいとするところは、災害の最悪の被害を回避するというか、それを防ぐために何ができるか、どういう協力をしてもらえるかと、そういうことがこのアンケートのねらいであるわけなのでございます。今言いましたように、近代稲作の条件として、田んぼを乾かすという立場からすれば、私も農家の一人として、このアンケートに答えるのであれば、こう書くだらうと思います。しかしながら、私たちが求める、武庫川の治水について、最悪の被害を逃れるために何ができるかということに主眼を置いて聞けば、また答えは変わってくるだらうと思いますし、少なくともこのアンケートの主たるものは、県の農林部局が農

家を対象にして、何ができるんでしょうかという問いかけに対して、農家はこういう答えを出した。

その中でも、1点救いとなるのは、80%に近い人が、条件が合えば協力をやぶさかでないと。それは流域の運命の共同体というような形での農家の対応であろうと。そういうふうな農家の姿勢でありながら、たまたまこのアンケートの中に治水という言葉が一言も出てこない。農業技術の立場からお尋ねする。それを根拠にして、農業生産に配慮しという言葉を重ねて、流域での治水効果は期待できないというふうな結論をされております。しかしながら、このアンケートを武庫川企画調整課が主になって、そして武庫川の流域の最大の災害を想定して問いかけをすれば、また違った答えが返ってくるんじゃないだろうかというふうに思います。

そういった意味で、県の水田に対する取り組みの姿勢、今言いましたように、水田の位置づけということでのきょうのテーマになっておりますが、どのように位置づけされているのかということについて、私の意見書の当初には、意見の相違ということで肩透かしを食い、またきょうの資料の42ページには、その他の意見というふうにして、承っておきますというぐらいなところでの扱いよりしておりません。しかしながら、私、何回も言いますように、武庫川流域にある1万5,000haの水田こそ治水の本命である。しかも、水田を持つ農家が前向きに協力をすることにやぶさかでないという姿勢を示している。しかも、前々回のときの水田の定義で申し上げましたように、水田こそ水がたまる状況にある。一歩進んで、ためる協力が願えませんか、そういうところまで一歩進んだ対策を考えれば、流域における分担量について、大きな期待をかけられない、それも数値化できない、いわゆる根拠のないということで片づけていいのであろうかというふうに私は思います。

ですから、たまたまここに上がってきたのは農林部局が実施したアンケートで、その結果を見て、農業生産に配慮しという言葉で、この問題をすりかえられていいものであろうかということをお自身いまだにこだわっておりますし、県の位置づけについて、このアンケートを1つの論拠として取り上げる。繰り返しになりますけれども、農業生産に配慮したというのは、私たちが想定できる武庫川の洪水被害の状況を想定して、その重さ、軽さを論じる以前の問題であるから、積極的にそのことについての数値化をしていくと。

もう1点、ため池になりますけれども、1,000を超すため池というものが、今まさに日本の米事情、水田の荒廃とあわせて、老朽ため池、危険ため池の状況にある。お自身の立場からしても、2キロ以内に非常に危険なため池が3つございます。老ためという言葉は

もう一つわかりにくいんですけれども、危険ため池として、そのまま放置すれば、人的な二次災害を起こす元凶になるという状況のため池が 3 つもあります。私の暮らす半径 2 キロの中に 3 つもあるんですから、武庫川流域の中には恐らく 1,000 以上の危険にさらされたため池があると。それを提案したときには、ため池の堤防の強さ、ためる量を想定すれば、ダムをつくれれば 350 億であるけれども、ため池を改修したら 4,500 億という数字で押しえられてしまって、一句もなかったんですけれども、そういった問題でなかろうと。できるところから、できる範囲のため池を改修して行って、水をためていく。そのことがとりもなおさず下流域の最大の災害を回避することにつながり、それがひいては日本の水田を守ることになり、日本の食糧を守ることになるのだと思います。

話をすれば長くなりますけれども、そういった意味で、意図的にもそういう裏づけのない数字は上げられないということで、流域対策というものが非常に軽く見られ、そして数字の足りない部分がこれだけなんだということの中に、新規ダムも含めた新しい抑制対策がかいま見えるように感じてなりません。そのことについては余りこだわりたくないんですけれども、流域対策の数値が 80 という、私が言いますように、本命である水田、ため池というものが余りにも軽視された武庫川の流域対策であれば、これは天下に恥ずべき対策であろうと、私は農業者としてこの委員会に加わった中で思いますので、一言申し上げました。

○谷田委員 整備計画は 20 年から 30 年先のことなんですけれども、今世界では、石油が高騰して、エタノールをつくるので、トウモロコシとかそういうのがすごい高騰しています。お米からもエタノールができるんですから、今までは減反、減反で、水田を削減するような方向に持っていかれましたけれども、隣の中国は今日本からお米を輸入するような状態になってきて、これから人口がどんどんふえていったら、お米を増産せないかぬようになるのが目に見えていると思うんです。そうすると、お米はどうしても水が要りますから、ため池だって、これだけ流域にため池があって、今でこそ老ため池は放置されているけれども、整備せないかぬことはもう目に見えている。10 年先、20 年先かはわかりませんが、それは目前に迫っていることだと私は考えています。

それと、収穫時に乾田化しないといけないと農林課の方が言われたんですが、一斉に収穫するんだったら乾田化しないといけないんですけれども、早場米もあれば酒米もあるし、収穫時期は 10 日とかずれていくわけです。ずれて行って、できるわけです。それと、乾田化するのも、1 カ月も 2 カ月も乾田化するんじゃなくて、稲刈りのときは 1 週間か 10 日で、

一斉にということはありません。収穫期の 1 週間か 10 日です。だから、ゼロにするのは腑に落ちません。私としては、それはちょっといただけないと思います。たとえ数字が 5 であれ、10 であれ、ゼロにする、カウントしないじゃなくて、できるだけカウントしていただきたい、カウントするべきだと私は考えております。

○松本 まず、奥西委員のご意見ですけれども、1 点、意見書の中の調節流量 951m³ / s というのがございますけれども、これは、読む限りはいわゆる流域対策と洪水調節施設の効果を合わせて 951 というふうに記載していると思うんですが、これまでも申し上げていますが、洪水調節施設というのは、河川管理施設ですから、河川法という根拠があって、河川管理者が当然責任を持たなければならない。ところが、流域対策というのは、残念ながら今のところ根拠法令がないということで、これの担保をどうするかというところが課題になっております。これまでも説明しているように、確実に将来にわたってその効果が確保できるものでなければならないといったことで、幾つかの条件を提示して、これまで説明してきているはずでございます。

そういったことで、流域対策と洪水調節施設を一本にして記載するわけにはまいらないということでございます。

それから、酒井委員のご意見で、農業生産に配慮し云々という意味がよくわかりませんが、稲作をされている農家の方は、当然より多い収穫をするためにどうすればいいかといったことで、中干しとかいろいろやっておられるわけです。ですから、稲作の収量枠とか、そういった取り組みに十分に配慮しながら、できる範囲で協力していただけないかということで、アンケートを実施した。そういった中で、基本的には 80 数%の方が、条件つきではあるけれども協力しましょうと。その条件の中に、時期によっては貯水ができないこともあるよという話がございまして、それは中干し期とか収穫期前という話ですから、そういった意味で、我々としては、出水期を通して確実に貯水効果が発揮できなければ治水計画に位置づけることはできないと。

ただし、貯水できない時期以外については一定の効果が期待できますから、それにつきましては、時期が限定されるということはありませんけれども、いわゆる計画に位置づけられない形でそういった対策を進めていくことについては、農地整備の方と連携して進めていきましょうと。ですから、農家の方で協力がいただけるところは、こういった取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それと、谷田委員の言われました乾田化する時期が 1 週間とか 2 週間とか、田んぼによ

って、あるいは米の種類によって時期がずれますという話でございますけれども、時期がずれるとかずれない、あるいは一斉であるか一斉でないかは関係なく、要は、その田んぼが出水期を通して貯水できるのであれば、効果は確保できます。ただし、今の場合は、出水期を通して貯水できるという状況にはないという判断が 1 つあります。

もう 1 点は、これまでも言っていますけれども、公的な所有でないので、例えば将来田んぼをやめて、別の用途にしようとかいう農地転用、手続が農振法上難しい部分もあるんですけれども、不可能ではない。ですから、今の田んぼが将来も田んぼであるという担保がない。それから、仮に堰板等を設けて貯水しますと、そこにわらがひっかかって水が放流できずに水位が上昇して、あぜを越して、結果的にあぜが決壊して、周辺で浸水する。そういった場合にだれが責任をとるんだという話もございます。個人ではなかなかそういった責任をとれないんじゃないか。ですから、我々としては、そういった責任の所在が明らかにできるような施設でなければ、位置づけは困難でないかというふうに考えております。

○酒井委員 補足させていただきますけれども、きょうの資料 3-3 の 2 ページです。被害の元凶なるものは、その雨の量でなしに、時間雨量です。時間に何ミリの雨が降るかということで、一挙に増水をする。2 ページにありますハイドログラフ、結局それは、一定の期間水をためるといのでなしに、一時期の武庫川の危機を脱するために、このハイドログラフの頂点を幾らか下げることができないか。そのためには、何日間も水をためるといんじゃないしに、たとえば言えば、大水警報が出た、大水警報が解除された、その期間だけ水をためることができないか。現場に立ってみれば、それほど稲作の米の収量に影響するものでもなければ、稲の生育に大きな被害を及ぼすものでもない。

もう 1 点、見方を変えれば、その田んぼだけでなしに、全体に雨が降っている状況の中で、武庫川流域全体が既に飽和状態になっている。水田だけ特にためては困るんだ、たまったら困るんだという困る困らないでなしに、たまるとい状況にある。強いて言えば、時期によって、堰板によってためるとい努力、そのことでかなりの効果が期待できる。ですから、その時期に農家の意向でたまっては困るんだという、たまるとい状況は困る困らないにかかわらず、そのときにはもうたまっている。

ですから、稲作の一般通念として、ためては困る時期があると。また、幼穂形成期、稲の成長期に水が深くたまって稲が腐ることがありますけれども、それは水をためたから稲が腐ったんでなしに、全体の雨量というか、全体の水の量が大きいと。だから、殊さらに

稲作にそういうことを要請したから被害が出たということになしに、そのときにはもうすべての状況が飽和状態にあると。そういうことが想定できないでしょうか。

そういう状況の中で、抑制効果、貯留効果というのは、もっともっと大きく見るべきであり、何回も重ねますけれども、まさにそのことが流域対策の本命である。もちろん、公園も学校も大事ですけれども、ためるようにできた施設、ためる施設がある。それを最大限に活用する。それを軽く見て素通りすることは、この委員会そのものの姿勢を問われることになるんじゃないかというふうに考えております。

○土谷委員 関連する意見ですけれども、私も農家の人に、中干し期間に水がたまったらだめなんですかというのを聞いてみました。そうしたら、中干し期間というのは、6月下旬から7月にかけて、もともと梅雨の時期で、そのときに大雨が来たら、自然にちょっとぐらいたまっていることもあるし、12時間とか24時間とかいう短期間だったら、そんなに影響ないというようなことをおっしゃった農家の人がいるんですね。

それで、このアンケートが第51回流域委員会に出ていましたので、もう1回読みましたら、何時間ためるとか、そういう条件が書いていないんです。これは郵送されたアンケートのようですので、そういう説明をせずにアンケートをとったということは、ちゃんと理解しないで、答えていると思うんですね。

ですから、もう1回科学的に実験でもして、何時間ぐらいだったら影響はないのかとか、そういうことも検証してみる必要があるのではないかと。このアンケートの答えだけで判断することはよくないのではないかと思います。

○伊藤委員 それは私も前回指摘したとおりで、そういう条件なしで、アンケートをなさっていると伺いました。ですから、アンケートそのものとしては、それを金科玉条にすることは不可であると思っております。そういうだめだ、だめだという理由じゃなくて、どうしたらできるかという姿勢が、水田だけではなくて、ほかの施設についても全く見えなから、いろいろ意見を申し上げているんです。

楽な方はやるけれども、どうしたらできるか、例えば、駐車場の貯留にしても、その文化会館ができて、あんなに広い駐車場があるのに、それを使わない。そういうものについて何も手を打っていない。どうしたらできるかという姿勢を見せてもらえれば、皆さんも理解できるんじゃないかと思うんです。そういう姿勢をどうやって示すかというのがここに入ってほしいと思うんです。そういうことも長期的な方針なんです。田んぼについては、努めると書いてあるので、少しは変わったのかなと思って見ていますけれども、内容

的にどういうことをされていくのかというのがちょっと見えてこないんです。

○奥西委員 最初に谷田委員に回答されたことについてコメントをいたしますが、先ほど市街化について平成 22 年の予測でいくんだとおっしゃいました。それと考え方において完全に矛盾したお答えであったということを指摘しておきます。

私の修正案に対するお答えに関してですけれども、私が先ほど申したように、かびの生えたような古くさい形式の修正案に比較して、県の原案というのは、2つの点で革新的な内容を持っていると思います。1つは、先ほど少し言及されたことにかかわるんですけれども、井戸知事のおっしゃる住民の参画と協働ということが実現できないような案になっているということです。先ほどのことにひっかけて言いますと、井戸知事は、法律に参画と協働と書いてあるから、それを唱えておられるのではないということを指摘しておきたいと思います。もう1つは、流域委員会との関係ですけれども、流域委員会の提言のタイトルにもありますように、総合治水を目指してとあります。県の原案は、総合治水の考え方を否定したもの、その意味で革新的と言わねばならないと思います。

私の修正案は、総合治水ということをエクспリシットに言っておりませんが、少なくとも否定はしておりません。

○松本委員長 幾つかの論点が出ていますが、先ほどからのご意見を総合して、次のような形で一度県の考え方を出してもらえませんか。きょうの追加修文の文章を読むと、最大のポイントは、出水期を通じて期待できず限定であるというところ、これはアンケートによる中干し期間という話なのですね。アンケートの有効性については、先ほどから出ているとおりでありますが、仮に地元の農家に協力を求める形で、きちんとした不安のないようないろんな説明をした上で、農会長だけに聞くアンケートでなくて、しっかりと地域で一提案には、地域で組織をつくって話し合っというふうに書いているので、そういうふうにやって、中干し期間というのは、どっちみち雨が降るときは雨が降るわけだし、一斉に来るわけではないからというふうな話になれば、これはオーケーになる話なのですか。中干し期間があるからあかんというのが、絶対的な話なのですか。付随的な話なのですね。

○松本 以前に流域委員会の中でもペーパーをお出しして説明してはいますが、まずは施設が公的な組織の所有かどうかという、これは責任の所在の関係……

○松本委員長 ちょっと待ってください。順番に聞いているんです。中干し期間の話と公的所有と将来の担保力、県が言っているのはこの3つなのです。これを言っているときにこっちの話をされたら困るから、一つ一つ順番に詰めていっているんです。中干し期間

があるからというのは絶対的な話なのですかと言っているんです。そのことが農家の絶対意志だというふうに県は理解されて、しかも中干し期間が無理だ。きょうの修文では、文章表現はそうなっているんです。だから、各戸貯留と同じ扱いだとなっているんです。

○松本 中干し期間と収穫期前については貯水できないという状況があって、要は出水期を通して貯水することができないということから、治水計画には位置づけができないという判断をしています。

○松本委員長 だから、できないというのは、先ほどからるる指摘されている、問題のあるアンケートの結果だけに頼ったものですか。それ以外に根拠があるんですか。

○植田 武庫川企画調整課植田と申します。アンケートについて補足をさせていただきます。

酒井委員がご指摘になっていたんですが、農林の方だけでとったアンケートじゃないかという趣旨のことをおっしゃったと思うんですけれども、これは土木、農林一緒になってやった分です。窓口を農林の事務所の方でやっていただいたということで、アンケート自体は一緒になってつくって、集計もして、解析をし、こういうふう考えたというものでございます。

あと、アンケート以外について……

○松本委員長 アンケートだけにして。先ほどからるる指摘があったアンケートの有効性とか問題点について、個々の指摘に対して答えてください。

○植田 水の具体的にたまる時間を指定していないではないかということなんですけれども、アンケートをとる段階で、まずはどういう条件、現状こうあって、さらにこういった取り組みをしていく中で、どういうことが問題ですか、どういうことを処理していけばいいですかということをとるためにやったアンケートということです。その中で浮かび上がってきたのが、先ほどから申し上げております年間で少なくとも2回は水がためれない、ためることに協力できないというご意見だったと。そういうことでございます。

○畑委員 水田のことを申し上げるつもりはなかったんですけれども、というのは大きな選択の問題がありますので、水田なんかは消えてしまいますからあれなんですけれども、誤解があるかと思うんです。中干しのときにはためられないというんですけれども、実際に水田の機能としてはためるだけではないんですね。中干し期間というのは、クラックが入ってきますから、ためようにも全部浸透してしまいます。単にためるだけではなくて、浸透して地下水化してきますから、かなりの部分が、直接流出として洪水にかかわる流出

というよりも、地下水流出という形でゆっくりと出てくる流出に変わってきますので、治水面でのピーク流量の低減効果には同じような効果を持つということになります。そういう意味では、中干し期間も、貯留効果と言っていいのか、浸透も含めたそういう効果として考えるならば、連続的な効果ということになろうかと思えます。

○伊藤委員 中干し期間とか収穫期でも、雨が降るわけですよ。その雨が、水がどれだけたまるか、何時間たまるかということによって、判断が変わるはずなんです。それを明確にせずに聞いているということは、ちょっとおかしいんじゃないでしょうか。今の話でいくと、まず初期的段階でアンケートをとったんだと。具体的に決まったらもう一遍とりましますよというふうに私は理解したんですけども、そういうアンケートであったら、理解はできると思います。

○植田 まず、中干し期、浸透も考慮できるんじゃないかというご意見だったと思うんですが、先日の運営委員会でも川谷委員がおっしゃっておられましたけれども、基本的に、たまる、もしくはこの場合下に浸透するということと、ためるということとを分けて考えていただきたいと思えます。今議論しているのがあえてためるということですので、その辺、切り分けていただいた方がいいのかなという思いがいたします。

それと、伊藤委員ご指摘の件なんですけれども、実は昨年度より具体的に、どこかは地名は申し上げられませんが、篠山の方で、農家の方と一緒に、貯留実験とか住民の方の理解を深めるための取り組みというものを行っております。それも踏まえて、こういうような判断をしているということでございます。

ですので、先日の委員会でご提示させていただきましたアンケートと実際に行っている現地の貯留実験、こういった結果等も踏まえて、こういうふうに判断しているということでございます。

○松本委員長 貯留実験の話はまた後から聞こうと思っているんですけども、先ほどから出ているのは、ためるたまるにかかわらず、中干し期間に雨が降るんですよ。雨季なのです。降っているんだから、そのときためたらかなわんというのは、どのぐらいたまって、それでどのくらい使ってしまう。たまるのとためると、稲の生育にどの程度影響が違ふんだということを具体的に説明をして、それで支障がないかどうかというのを聞いたのかというふうにさっきから何人もがお聞きしているんでしょう。それはどうなのか。

○植田 先日も申し上げたとおり、アンケートで、ためることによって起こり得る、可能

性のある影響といったものを具体的に示してアンケートをとっているわけではありません。

どういうふうにとったかということなんですけれども、現状は農家の方はよくご存じなわけですね。ふだん雨が降ったらどれぐらい水がたまるとか、水はけがどれぐらいかかるのかというようなことはご存じです。そういった中で、さらに上増しして水をためていただくというところ、ちょっと感覚的になるところはあるんですけれども、そういうところで、さらにどういう影響が出るんだというあたりは、水田一つ一つをとってみましても、面積は違う、圃場の条件も違うというところもありまして、アンケートの中では具体的な条件というのをお示しできなかったんです。

そういったこともありまして、貯留実験を具体的にやってみようじゃないかということで、昨年よりやっているというような状況でございます。

○松本委員長 先ほどから各委員が、アンケートは、それに根拠を持って、だからあかんねやというほどのものじゃないでしょうと言っているのはそこなのですね。上乘せされるんですよというのは、どの程度上乘せになるのかという情報がなくて、ためたままで何日も何日もほったらかすというふうな印象を持たれている可能性もあるわけでしょう。

だから、そんなことを示していないことはようわかりましたからよろしいけれども、そういうのを金科玉条にして、だから農家はあかんと言っているからだめやというのは言い過ぎじゃないですかというのが 1 点です。これはもう答えはなくてもいいでしょう。

もう 1 つは、将来の担保力の話で、奥西委員も指摘されたように、きょうの前半でもありましたが、現時点でどうなのかという形で基本方針は考えるんだ。将来どう変わるかわからないじゃないですか。将来田んぼがふえるかもわからない。もともと将来の担保力がふえるか減るかというのはよくわからぬわけですよ。わからへんことがいっぱいあって、それを理由に、だから確実にできないという言い方はいかななものかという意見があったと思うんです。

もう 1 つ、担保力でいうと、もともと水田は 100%という形じゃないですよ。どの程度の貯留の効果があるかというのは、割り引いてある。しかも、仮に中干しや収穫期があったとしても、それは一斉じゃないという意見もさっき出ていましたね。その辺のことを考えると、将来の担保力というのは、そのことを材料にだめやというのはしんどいんじゃないんですかというのが何人かの方のご意見です。これについてお答えください。

○松本 今言われた将来の土地利用の話と将来も田んぼが確保されるかどうかという話は違うと思います。仮に田んぼとかが、流域対策、いわゆる施設としてあった場合は、その

機能が将来にわたって確保されないといけない。土地利用は、先ほど申しましたように、あくまでも現況の土地利用を踏まえて流出解析をしています。ただ、目の前に平成 22 年までの市街化区域の状況が明らかになっていますから、それはその状況を踏まえて流出解析をしているということでございます。

もう少し具体的に言うと、例えば、現在青野ダムがございますけれども、河川管理者でございますから、当然これは将来にわたって維持しないといけないと。仮にため池がそういった治水機能を付加して、将来ため池を廃止した場合にどうなるか。これは水利組合なり地権者である市と協定等を結んで、廃止される場合はその代替機能を何らかの格好で確保する。そういった担保をとる必要があるというふうに考えています。

○松本委員長 最後のところを私は先ほど聞いたんですけれども、ため池の場合は、もしも転用されたら、代替機能で確保するから、将来の担保力云々は言えないということですね。学校や公園はどうですか。

○松本 それも同様の扱いになってくると思います。

○松本委員長 農地は、なぜ同様の扱いができないんですか。

○松本 農地の場合は、その田んぼが仮に農地転用されるようになって、その機能をどこで確保するのとなった場合に、今度は個人対個人の話になってくる。個人が別のところで代替機能を確保できるかどうか。そこまでのところの責任といいますか対応を個人には課せないというふうに考えています。

○川谷委員 今議論されていることは、流出解析のとき、それから流域対策の評価のところでも何度も繰り返してきたことだと思うんですが、依然として誤解をしておられる方がいると思いますのは、水田がピーク流量のカットに直接的に効果があるものでないということは、我々はもう確認しているはずですが、初期の流出の抑制としての場面であるということが 1 つです。ピークに合わせて堰の操作をしているわけではない。また、中干しの期間、その他について、基本的に中干しをしようというときには、その意味では堰の高さはゼロになっていて、溜めようという意識を持っていない。ところが、ここで溜めようということを考える場合は、20cm までとりあえずは堰板を入れる。流域対策として考えていることは、15cm 上乘せすることを前提にしているはずですね。

ですから、雨が降ったというときに、とりあえずは雨の降っている間は溜めておかないといけないわけです。先ほど大雨警報が出たとき云々という話がありましたが、それこそ各農家にそのタイミングで、稲作と直接関係しない機能を求めて、堰の操作をお願いする

ことになります。その治水の意義をちゃんと理解した上で、皆さん一斉に対象の農地で堰を入れていってください、もう大丈夫そうですから堰板を抜いてくださいというのを、中干し期間中ですからやってくださいよという話を組織としてきっちり作り上げておかないと、我々が数値として組み込むようなものには仕上げられない。

ここで、水田で期待していることは、堰板をある期間入れっ放しといてください、一部分に切りかきをつけておいてくださいということをお願いしての貯留対策ですね。その意味で、本来稲作にかかわる水位の調整を無視したことをやらなければならないことを要求していることも事実です。

先ほど畑委員が、中干し期間中に水田にクラックが入っていたら、それはしみ通っていかうだろうと言われたのは、逆に言うと、だからこそ堰を入れたくないんですよ。少々の雨だったらしみ通ってしまって、中干しの効果が維持できるんです。そのところに堰をして水をためていたら、せっかく今まで中干ししてきたものが、とりあえずたまるという作業で、もう一度目詰まりを起こすわけですから、それを農家の人が喜ばれるとは私は思えない。

ですから、ここにはいろいろな不確定要素が入ったものを確定要素として組み込むことに問題があるということを行っているだけであって、その絶対量の大きさとかを決して無視していることではない。これは流出解析なり流域対策を検討してきたときに、私は合意してきたことだと思っているんですが、その原点まで返ってもう一度議論するのかどうか、むしろその点を議論していただきたいと思います。

○奥西委員 今川谷委員がおっしゃったことは、そのとおりでと思うんですが、それを蒸し返そうということではないわけです。アンケートの結果、だめだったということについて議論しているわけです。その中の考え方が、流域委員会の議論を踏まえた形でアンケートがされていない。例えば1つだけ、これまで出なかった議論ですが、私の意見書に書いておりますけれども、100%農家の犠牲によって水田に貯留するというような考え方では協力できませんよという回答であったと見るべきで、最初の問題について、問題がなければ協力しますという、協力するという態度、姿勢がはっきり示されているにもかかわらず、それを結果として協力できませんという回答であると解釈するということに大きな問題があると思います。

○伊藤委員 私も、川谷委員のおっしゃるのはよく理解しています。学校にしても公園にしても同じで、初期貯留しかできないんです。常時はオリフィス構造で空にしているわけ

です。だから、それと同じことだと思っています。

○川谷委員 オリフィスと簡単に言われたんですが、水田貯留のことで、私はそれなりに気になったので、圃場整備の済んだ田んぼで、排水の構造がどうなっているかとか、大きさがどうなっているかとかを踏まえて、私なりの簡単な計算はしてみました。計算するまでもないことですが、当然のことながら、排水口の形は、圃場整備のところにしても、田んぼの大小にほとんどかわらなく同じ構造のものがついています。一方、雨が降るということについて言えば、面積の大小がそこに入ってくる水の量を決めますから、排水に要する時間はもちろん違います。要するに、出ていくところが、量は一緒なのに、降ってくる雨は面積で受けますから、田んぼのたまりぐあいは 1 枚 1 枚違う。

そういう構造のところでオリフィスをつけているから、うまいこと機能するというのは、そうでしょうと単純に言い切れる話かどうか。さらに検討しないと、本当に我々が期待しているような効果があるのかどうかは、まだ言えないと思っています。

特に、流出解析のときには、基本的にタンクで、面積 1 のところに入ってくる水深の変化として評価して、それを水田の面積で掛けていますから、実際の 1 枚 1 枚の水田の果たしている機能とは実態は違います。総量として評価するときにはそれでもいいと思いますが、実施して機能するときにはいろいろな不確定要素が私はあると思っています。

○伊藤委員 それで終わってしまったというんじゃなくて、今言われたようなことを検討してくださいということを含めて、そういう努力をしてもらいたいと思って言っているんです。今川谷委員がおっしゃった、面積が違うよというのは、私たちが対象にしているのは圃場整備した水田なんですよね。棚田は決して相手にしていないわけですから、圃場整備は 3 反ぐらいにまとめているというのが一般的なあれじゃないでしょうか。ですから、棚田と比較したら全然あかんというのは、もともと圃場整備しか対象にしていないわけだから。

○川谷委員 そこはちょっと誤解があると思いますが、圃場整備をした田んぼについて、面積がさまざまであることは事実ですが、それに対して排水口の設置は極めて画一的なものです。

○松本委員長 長時間かけた水田活用の話を蒸し返してというわけにいきませんが、今議論されていることはほとんど承知の上で、あのような提言をしているわけです。県の方がだめだと言っている理由の、例えば公的所有でないからという話とか、将来の農地転用の可能性がある、あるいはどれだけの担保力があるかどうかということも、その問題の要素

をどうやって我々が提言にまとめてきたかというのは、1つは、それをどのようにクリアしていくか、管理とか運営では、例えばこんなやり方があるじゃないかということがかなり付加されて、そのことを検討しなさいよというふうに提言しているんですね。何とかその辺をクリアして、実現できる方策を検討した上で可否を考えていただきたいということだったと思うんです。

ところが、どうやったらできるかという検討が全く明らかにされていなくて、アンケートをとったらこうだったという話と、公的所有、将来の担保力、農地転用という、最初からわかっている話を根拠に否定されるということについて、何でやねんという話が各委員の中にあるという話だと思っんですよ。

もう一度提言書のこの問題に関する記載をちゃんと見ていただければわかりますが、今川谷委員が出された問題点というのは全部挙がっているんです。そのことを委員会が十分検討する時間がなかったから、これは県の方で検討する仕事と違いますかという形で預けた部分ですから、水田がだめだというんだったら、当然そのことについての検討結果を出さなきゃいけない。そういうことが先ほどから出ている背景にあるんじゃないでしょうか。と私は思いましたけれども、いかがですか。

○川谷委員 我々がそのことをいろいろ検討してきたという委員長の今のことですが、その話題ではなくて、計画の量として数値を組み込めるかどうかの議論だと今は思っています。ですから、ここの修文がしてあるように、水田の貯留機能には一面では期待をしているわけですね。できることなら、たとえ初期の損失にせよ、量的には非常に大きなものですから、それを付加的に期待していることは事実です。

ただ、それを数値として書き込める確度があるかどうかという議論であって、私は何も蒸し返しているとは思っていません。要するに、不確定要素のことは考えるべきと言っているのであって。

○松本委員長 だから、不確定要素の部分を委員会が去年の8月までにさらに検討する余裕がなかったのも、そのところは幾つか課題と具体例も挙げながら、このようなソフト面でも、あるいは技術面でも検討をして推進すべきであるという提言をしているんですから、提言に沿って検討した結果だめだというんだったら、その提言した部分に対する答えが要るんですけれども、答えは残念ながら当初からわかっている、先ほど申し上げた3点でしかないわけです。だから、納得しがたいということになってくるということです。

○田中 水田の機能につきましては、先ほど川谷委員もおっしゃいましたけれども、流出

ワーキングのときにもやったし、総合治水ワーキングのときにもかなり議論させていただきました。そのときにも、委員長がおっしゃったように、検討している中でまだ十分詰めていないところもあると。ただ、数値的にどうかということ、数値までは出しましたけれども、その議論している中で一貫して県の側から説明させていただいたのは、たとえ河川管理者の施設じゃなくても、計画に組み入れる以上は、その担保性が確実なものでないと計画には入れられませんと。そのことは繰り返し、繰り返しワーキングの中でも申し上げておりました。

今回水田をこの計画の中に数値として位置づけられないというのは、先ほどおっしゃったように技術的な面の検証等もあるかもしれませんが、あわせて、その水田が一般の方々が所有されているという形態そのものと実際に治水活用として位置づけた場合のオフィスなど堰板が、大雨が来そうなときに確実に設置された状態にあるのか、そういったところをいろいろと議論したはずです。問題点としては、ワーキングの中でもちゃんと整理されたと私どもは思っております。

今回の整理でも、そういった担保性ということを考えて、仕方なく数値として上げるの見送りました。ただし、付加的と書いていますけれども、プラスアルファという、治水計画上数値は出ませんけれども、ただし、雨が降ったときにも何らかの効果は期待できますと、そういったことはあわせて書いています。そういうことをご理解いただいています。

○松本委員長 ちょっと時間的な問題もあるので、ここのところについては、水田以外のところにもある公的管理とか、確実な担保性ということについて、どこまでの限度の問題かという問題と、担保性を高めるためにこういうことを検討しなさいというふうな提言を出していた。そのあたりについて、どのような検討をしたのか、具体的に検討課題を上げたはずですから、それについては次回の運営委員会で、どのような検討をしたのかということの結果説明をしていただきたいと思います。それで、この話を本日は打ち切ってよろしいでしょうか。ほかにご意見のある方、いらっしゃいますか。

○佐々木委員 引き続き議論ができるような場があれば、そちらに回してもらってもいいんですけども、今水田が出て、ほかの担保の話が出た中で、ため池なんですけれども、これは流量配分の問題とも少しかかわるんですけども、1点質問させていただきます。

9 ページの上の方に、「流域内には、かんがい目的のため池が多く存在しているが、利水・環境保全機能との整合を図り、関係機関やため池管理者と協調して治水への利用に取り組

んでいく」と書かれております。流量を計算したときに使ったため池というのは、流域全体の分母が 1,400 ぐらいあった中からチョイスして、百幾つの中で考えて、それからまた網かけがあつたりなんかしましたけれども、ここでとらえられている治水への利用に取り組んでいくという部分のため池は、そのため池の数を示すのか、もしくは流域全体のため池なのか。

なぜこんなことを言うかと申しますと、7市のヒアリングのとき、三田市さんがため池のことについて言われたことが非常に気になっておりまして、三田市だけで、市が把握しているだけで 2,600 ある、市が把握していないため池も、1,000 ぐらいか、すごい大きい数を言われていまして、そういったものについては三田市としては調査しなければならないことだと考えているというふうなことをおっしゃってございました。先ほど将来にわたって流出抑制機能が確保されるように県として買い取り等の担保ができるものについてというふうなお話が出てきましたので、ここでそういった確認をしておきたいんですけれども、流量としてカウントしなかったため池については、この基本方針の、初めに申しました治水への利用に取り組んでいくというふうな部分に入っているのかどうかお聞きします。

○松本 以前にいわゆる数値化できるため池の数というのを説明しておりますけれども、そのため池について治水活用に取り組んでいくということでございまして、そこにカウントしていないため池については治水活用は考えておりません。

○佐々木委員 治水活用というだけでなしに、使われなくなったため池等が、例えば埋め立てられてほかに活用していかれるというふうなことについて、歯どめをかけるということについてはないわけですか。ヒアリングのときに、三田市さんの内容を聞いていると、市が把握しているだけで 2,600 もあって、把握していないのも入れたら相当な数で、今後これは調査しなければならないことで、超過洪水対策も含めて、そういう流域対策の部分として三田市として考えていきたいようなことをおっしゃってございました。そのあたりが、県のとらまえているのは、流域全体でたった 1,400 というふうにカウントしてございましたけれども、数値的にいったら物すごい数がある。小さな水たまりみたいなため池も含んでいるのかと思いますけれども、数でいったらすごい部分になります。その地域、地域の内水とか、そういった部分にかかわってくるのかと思いますが、基本方針では、そういう内水的な対策とは全くかかわりなく切り捨ててしまうということですか。

○伊藤委員 湛水面積が 5,000m² 以上のため池でしょう。もし足らなかったら、なぜ 4,500m² 以上にしないのかという疑問を私持っているんです。なぜ前向きにしないのか。

委員会が 5,000 で言ったから 5,000 なんだじゃなくて、どうやったらためられるか、総合治水ができるかという姿勢が感じられないんです。

○松本委員長 この辺、回答をもらってもあれなので、その辺の論点、もし具体的に現行の基本方針の文章のところで反映させる方法があれば、改めて取り出させていただいてということにしましょうか。先ほどから出ている話は、根っこのところは全部一緒なので、流域対策のところは一たんここで終わります。

次、3番の河川環境の整備と保全の全体的な方針で、2つの生物原則の部分で、あの原則の持つ意味について確認をしたいという意見がありました。これについて、まず意見を求めます。

○土谷委員 きょうの資料 2-1 の意見書の 37 ページに出していますので、ごらんください。

河川整備をするにあたって自然環境を守る条件というのが、アとイの2つ基本方針に書いてあります。アは流域内で種の絶滅を招かない。イは流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する。この2つを市民が読みますと、ほかで代替できる場所があれば、そこの自然環境は壊してもいいというふうに理解すると思うんですね。確かに、武庫川にはそういう場所もありますけれども、自然環境には、ほかで代替できない貴重な場所というものもあるんです。世界遺産みたいなものですよ。そこにある動植物も石も岩も景色も全部ひっくるめて将来に残したいという、そういう場所を守るためには、アとイの条件だけでは不十分だと思うんです。それで私は、ウという条件を追加してほしいというふうに提案します。ウは、優れた自然環境が残された地域は生物及び景観を含めた生活環境すべてを保全する。

以上です。

○松本委員長 これについて、運営委員会では委員の中でも幾つか議論がありましたが、関連して、委員の方でご発言がある方。

○村岡委員 この2つの条件は、いわばエコロジカルミニマムなんですね。最低限これだけは守らないといかぬと。河川整備の際には、今土谷さんが言われたように、これだけ守っていたら何をやってもいいかということになりませんので、河川整備の場合には、まず第1条件として回避するということを挙げないといけないと思うんですね。つまり、種の絶滅を回避すること、それから生物空間を減らさないこと、この2つが生じないように回避する。やむを得ずそれができないときに、この2つの条件を最低限度、最悪の場合でも

これだけはやるというふうな書き方でないとおかしいと思うんです。

このことは、いわばミチゲーションの考え方と全く同じですから、ミチゲーション考え方はほぼ確立しておりますので、それにのっとって書いていただければ、まず品格のある文章になるんじゃないかと思います。

○伊藤委員 今の土谷委員、村岡委員のお話に対する県のご見解が聞きたいんです。そのご見解が議事録に載るということを期待しておりますので、どういうご見解かおっしゃってください。

○松本 基本的には、この2つの原則というのは、流域委員会の中で十分にご議論されてまとめられた原則というふうに理解しております、それを県の方としても基本方針の方に反映させています。

その反映をした基本的な考えでございますけれども、我々も、この2つの原則というのは最後のとりでというふうに考えております。ですから、河川整備をする際には、そこに貴重な生物の生息環境があった場合は、それを回避するすべをまず模索すると。それがどうしてもない場合については、移植とかそういったことで対応して、それでもやむを得ない場合は、最後はこういった2つの原則によらざるを得ないと。ですから、いわゆる一番最後のとりでとしてこの2つの原則があるというふうに理解しております。

○伊藤委員 それでよろしいでしょうか。実は、この原則には説明が全部ついているんです。原則1は、武庫川水系に暮らす種が、将来的にも武庫川水系で持続的に生育・生息し得ることを目標とする。ここでいう種とは、本来、武庫川水系に生育・生息する在来種を指す。これは、水系の中で動いてもいいという解釈ができるかもしれない。2番は、武庫川において生物の生息・生育空間として優れていると判断された場所を、治水事業後も、その質と量の両面で確保することを目標とすると書いてあるんです。ですから、これは水系の中で動かさないですよ。

○田村委員 今の土谷委員の追加提案ですけれども、私は、12ページの動植物の保全・再生等々だけでなく、12ページの一番上で、③良好な景観の保全・創出というのがあります。ここでの上から2行目、中流域における武庫川峡谷の自然景観云々、これを保全、創出に努めるという中で包含されていると理解しておりますので、改めてウを追加する必要もないんじゃないかと思っています。

○松本委員長 今の田村委員の見解、県の方はその見解でよろしいですか。

○松本 県としては、それで結構です。

○松本委員長 ということは、現在のこの2つの原則の中には、基本的には先ほどの伊藤委員の意見も含めて、ウというふうな部分も含めたものである。全体としてそれが入っているんだという考え方でよろしいですか。

○松本 土谷委員が言われたウの項目については入っていないということでございます。

○松本委員長 少しお諮りしたいんですけれども、実は、この2つの原則については、ワーキンググループで議論されて、かなり完成率の高い、熟度の高い形で提案された。運営委員会でも、それについて全体の委員会の中での立ち上がった議論が余り行われていないということで、その解釈については不十分な面があることは事実であるということがありました。したがって、きょうは、そこについての一定の意見を確認しておく必要があるだろうということが1つです。それと同時に、この原則をもう一遍見直して、原則を構成し直すという作業になりますと、今この修文をしていく作業の中でぱぱっとやるというわけにいかないだろう。先ほど村岡委員からも話がありましたように、こういう原則的な確認をもう一度きちっと専門的な検証をする必要があるので、原則そのものを追加、削除、変更するというのは、委員会としては簡単にはできないというふうな面があると思います。

したがって、土谷委員の出されたウという表現の意味するところを、県としてはそれは含んでいないという言い方が今ありましたけれども、先ほどからの何人かの委員のご発言については了解する、県としても同じ考えだという話ですから、その範囲でこの件はとどめておくということではいかがですか。

○奥西委員 蛇足だと思いますけれども、先ほど課長がおっしゃった、最後のとりでということを受しく受けとめたいと思います。最後のとりでということは、最後から2番目のとりでもあるし、最初のとりでもあるし、その間に何個とりでがあるかということは議論しても仕方がないと思うんですけれども、例えば土谷委員の意見書に書いてある条件は基本方針の中にエクспリシットに書くつもりはないとおっしゃったのは私は理解できるんですが、幾つかあるとりでの中に含まれているという理解であれば、それでよろしいんじゃないかと思います。

○松本委員長 多分懸念は、どこかへ移植したらそれでいいというふうな簡単なことを考えていたら、違いますよという話で、そんなことはあの原則の議論の中では百も承知の話をやってきたのではないかというのが何人かのご意見です。そういう安易な、移植さえすればいいというふうなものではないということの意味合いは県もご理解いただいているということで、この件はこれで終わらせていただきます。

では、最後ですが、ちょっと時間が切迫しているようなのです。片づけの時間があって、私の計算がちょっと違ってきていますが、最後の基本高水の問題です。いつも最後になりまして、ばたばたとやってしまって大変申しわけないんですけども、前回も出ていますが、畑委員からかなり詳細な意見書が出ていますので、もう一度よろしくお願ひします。

○畑委員 幾つか意見書を出させていただきましたが、きょうの38ページをごらんいただきたいんです。先ほども少し触れましたが、要するに、基本方針、あるいは治水の部分で、武庫川の問題で一番大きな問題になっております新規ダムを含むそういう検討に直接かわる基本高水の流量ですが、参考資料でも、先ほどのように2つの選択肢、実際には幾つかその中身があって、選択の幅があるんだということですけども、つまるところ、ダムを選択するか、あるいはその他を選択するかということになってきます。というのは、650 m³ / s なり、非常に大きな流量を処理しなければいけない。そういう意味で、基本になるピーク流量については、この値が示されるだけでは判断のしようがないんですね。

これはもう前提であるということになりましたら、県の書きぶり、今までもいろいろ議論されておりますけれども、水田1つにつきましても、どれだけの既存施設の治水活用が考えられているのか、これを実現するには並大抵の努力ではできないことですし、それが基本方針並びに参考資料にはなかなか出てきていない。つまるところ、治水ダムという流れにかなり走っておられると見られますけれども、河川管理者なり関係者にとっても、県民と同様に、あの武庫川峡谷のすばらしさというか、貴重な価値というのは十分に考えておられて、できるだけそれを残しながら下流の安全を図れないか、そういう努力をしようという点ではみんな共通のものがあるんじゃないかと思うんですね。ですから、河川当局も、ダムの流れ、そういう流れにできるだけならないように、武庫川の峡谷も保全しながら下流の安全も図れる方法を探ると。選択ということになりますと、一般の人並びに特定の委員会、河川審議会のようなところで議論されるときにも、きちんと理解していただかないことには、結局は高い数値だけをかざされますと、それを何とか処理をしないといけないということで、ダムの方向に走らざるを得ないと思うんです。

流量がきちんと出されているということは、ダムに直結せざるを得ないような非常に大きな情報なんですけれども、それに対して、何とか武庫川の峡谷を守る選択肢のためのそれに関する情報も同様に提供しておかなければいけない。そういう選択の審議をしていただくためには、同量の情報を提供しておかなければいけないのではないかと思います。河川技術者として、さまざまな情報を持っておられるわけなんですけど、基本高水に関しては、

治水編の 6 ページに図 2.4 というのが出ておりますけれども、説明の流れとしては、逆の方向にいつているのではないかと思います。3,400 から 4,700 の幅があつて、4,700 付近の値が基本高水として選定されているわけですが、大きな数値で書いていたのが、今回ほとんど読めないような数値に変えられているんです。これは、どなたかの委員からの指摘があつたのかどうか、そのあたりも確認したいんですけれども、一般の人、あるいは専門家も含めて、そういう審議にあたる方がはっきり理解できるようなデータをできるだけ提供しておかなければ、もしわかっている情報にもかかわらず、そういうことが十分に説明されていないと、将来非常に困られると思うんですね。

こういう図面に関しても、たくさんのデータが、基本高水の選定のための 4 ページの表 2.1 で挙げられているような全く同じ計算で、しかも、ある引き伸ばし率を掛けて、実際に起こってもいない雨を、形だけが同じであるということで、それをもとにしてこの表では計算されているわけです。図 2.4 というのは、実際に武庫川に降った雨そのものをもとにして算定された流量群で、非常な数がプロットされておりますけれども、こういうデータをもとにして一般の人が判断するのは、この点から推定できる平均的なところが、いわゆる 1 / 100 なら 1 / 100 の流量であろうと考えるのは当然なんです。そういうことをきちんと説明しておかなければ、そういう説明がなくして、4,700 をとったということになりますと、県民を欺くことになってしまうんです。それをもとにして、ダムをつくり、武庫川峡谷が変えられていくということになりますと、多くの県民、特に流域住民のことを考えますと、河川当局というのは本当に大きな責任を感じられると思うんです。

これから河川審議会等の判断を仰がれるわけですから、基本方針並びにその資料についても、参考資料でなくて、ここに引用するような形で、できるだけ資料編が読まれるようにしていただきたいんです。そういうところにできるだけの情報、等分の情報を与えた上で議論をしていただかないと、こういう情報を一番よくご存じの河川技術者の責任にかかってくると思うんです。それだけ重要なところですから、データに関しては可能な限りの説明をしていただきたいということです。

もとの私の意見書に戻らせていただきますが、幾つか具体的にどう修正されたらいいのかということも挙げさせていただいております。40 ページのところにも挙げさせていただいているのは、 $4,690\text{m}^3 / \text{s}$ というのがいきなり出てきているんですが、これは従来の一級河川の書き方と同じで、奇異に映らないのかもしれませんが、それはやはり河川当局の考え方であつて、一般の人には、その前の文章から続いて見ますと、実際に発生し

た流量と解釈しても全然おかしくないんですね。そういう数値として、ただ載せるんじゃないで、附属資料に記載というようなことをぜひつけていただきたいと思います。

先ほど出ていた話ともつながるんですけども、こういう基本方針の超長期の方針において、今後の技術革新というのを本当に評価できないのか。ここで申し上げたいのは、分担流量を長期にわたって固定してしまうのではなくて、技術革新もあるんですから、伊藤委員も前に言っておられました、幅を持たすことができないのか。その書きようとして、40 ページの下にあります、 $3,700\text{m}^3 / \text{s}$ とする、ただし、今後の技術の進展に合わせ、配分流量の分担というのは修正は可能とするというようなことです。

河道分担というのが、橋脚のかけかえが起こらないようなということで掘削深を限定しておられるわけですけども、かけかえなくても、既にさまざまな技術革新というか、新しい技術が実際に動いているわけです。そこにも挙げておりますように幾つかございますけれども、逆に河道分担量をふやして、施設による流量を減らすというようなことが将来可能になるようなことを修正案として出させていただいております。

ざっとそういうことでございます。

○松本委員長 関連して。

○岡田委員 資料 2-1 の 2 ページ以降に私の意見書がありますが、時間もありませんし、この意見書は大分前に書いたものですから、意見書 1 の修文はもう既に済んでおりますので、不満足なところもありますけれども、それはもう省略させていただきます。意見書 2 の基本高水についての 1 から 4 までも、今まで多くの方が言われましたし、今後も問題になると思いますが、言い出したら長いですから、それも省略させていただきます。

5 番の甲武橋における流量実績についてというのだけ簡単に説明させていただきます。

1 つ誤りがございまして、8 ページの下から 2 行目の $Q = 191.38$ 云々という式がありますが、 $(H - 0.13)$ の 2 乗ですので、修正を願います。それは私の原稿が間違っていたので、プリントが間違っているわけではありません。

これは県がつくられた式で、平成 14 年 3 月発行の武庫川治水計画検討業務報告書の中にこういう式が書かれておまして、それをグラフ化したものが 10 ページにかかっている水位-流量関係というグラフになっています。

この中で 1 つ、既往最大洪水 $2,900\text{m}^3 / \text{s}$ というのを図 5.2.12 のグラフのところで見ますと、右の端が $3,000\text{m}^3 / \text{s}$ ですから、右の端に近いようなところに $2,900\text{m}^3 / \text{s}$ という数値が来まして、水位が大体 4 m ぐらいということになります。これを代入しま

すと、9 ページの一番上に書いてありますが、 $H=4.02\text{m}$ となります。甲武橋地点は基準点ですから、皆さんよくご存じだと思いますが、実際には河道の護岸のところが河床から 3.5m ぐらいで、高水敷の堤防の法面近くでは地表が約 4.5m ぐらいになっている。そういう勾配になって、ずっとつながっているわけです。したがって、4.02m というのは、高水敷の半分ぐらいがやっと水が載ったかなというぐらいの感じですが、 $2,900\text{m}^3/\text{s}$ というのは、河川管理者さんも何遍も言っておられる数字であるから間違いはないと思いますが、ハイウォーターレベルまでは 6 m ありますので、あとまだ 1.98m 余裕があるわけです。

そうしますと、ここまで水位が上昇したとしますと、河道幅 150m、高水敷の全幅 110 m、原案には両方で 280m と書いてありますが、ちょっと減らして、これぐらいにしますと、水位の差は、そこに書いてありますように、流速 $5\text{ m}/\text{s}$ としますと、 $150 \times 1.98 \times 5$ になって、 $1,700\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいになります。 $1,700\text{m}^3/\text{s}$ にさきの $2,900\text{m}^3/\text{s}$ を足すと、 $4,600\text{m}^3/\text{s}$ 流れることになるわけです。私も全く想像していなかったぐらい、河道にこれだけの流下能力があるということです。その下に書いてある 6 行ぐらいは飛ばしますけれども、要するに、高水敷が、水位が 2 m ぐらいになりますから、この式は、 $H=1.64$ よりも上だけでなくて、4 m 以内であるというぐらいの設定をつけないと間違ってしまうと、 Q は $6,600\text{m}^3/\text{s}$ とか、そういう膨大な流量になりますから、式の条件のつけ方が悪いと思います。

なぜこういうことを言うかといいますと、今言いました $4,500\text{m}^3/\text{s}$ とかいう数字が何になるかという、これは基本高水のピーク流量ではなくて、河道への配分流量に相当するものです。したがって、ハイウォーターレベルまで水が流れるときには、この例で計算しますと $4,400\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいになると。

実際に流速 $5\text{ m}/\text{s}$ というのがどうかということですが、仮に $2,900\text{m}^3/\text{s}$ 流れた場合に、それが河道の中だけで流れていて、高水敷には 50cm とか 30cm とかぐらいしかありませんから、そこはただ水が載っているだけで流れないというふうに考えますと、 $150\text{m} \times 4\text{ m}$ の 600m^2 というところを $2,900\text{m}^3/\text{s}$ 流れることになりますから、 $2,900\text{m}^3/\text{s}$ を 600 で割りますと、 $5\text{ m}/\text{s}$ 近い流速になるわけです。正確に言いますと $4.8\text{ m}/\text{s}$ ぐらいになります。それぐらい流れますから、実際には河道への配分流量は、今畑委員が言われましたけれども、これを訂正するという余地をつくっておかなければ、非常にまずいことになる。

仮に私の計算のように $4,400\text{m}^3/\text{s}$ 流れるとすると、4,400 から 3,700 を引いた 700

は、河道調節流量の方へ食い込んでいくわけですから、河道調節流量 910 が 210 になります。210 に、さらに青野ダムでの調整容量 $260\text{m}^3/\text{s}$ か何ぼかを足しますから、400 何十 m^3/s という値になりますが、これぐらいであれば、新規ダムをつくる必要は全くないわけです。

千莉ダムに対する対策も、あのとき 3 案ぐらいありましたけれども、そんなに大きな工事費用を使わなくても済むぐらいのものになるわけです。これはなぜこういうことになったかといいますと、 $2,900\text{m}^3/\text{s}$ という既往最大流量をもっと詳しく分析しておれば、そういうことはすぐわかったんでありますが、それをしていなかった。今の甲武橋地点の H-Q 関係という、これは県がつくられたグラフですので、それで見ますと、こういうことが実証されます。そうすると、3,700 とかいう値は再検討しなければならないのではないかと思います。

ほかのそれ以前のいろいろ書いたことについても問題はありますけれども、もう時間がありませんから、これだけにしておきます。

ただ 1 点、4 番の基本高水のピーク流量の治水編を法定図書の一部として公表するというのをこの前の運営委員会でもいろいろ言いましたけれども、余りにもらちの明いたようなことになりませんでしたので、国土交通省の河川計画課へ直接聞きました。そうしますと、法定図書はやはり河川整備基本方針だけであって、治水編は法定図書の一部としては、少なくとも一級河川ではそうっておらないということでございました。しかし、武庫川は二級河川でありますし、県が河川管理しているところですから、別に私は法定図書の一部、あるいは一体のものとして出してもいいのではないかと考えております。

それ以外のことは全部省略します。

○奥西委員 たまたま私の配付しましたコピーの 3 ページの最後 3 項目がこれにかかわりますが、そのうちの最後のものは、先ほど畑委員がおっしゃったこととほとんど重複しますので省略しますが、最初の 2.1 項として書いていることは、流量に関してはどんな確率分布があつて云々ということが詳しく書かれていますが、雨量に関しては、非常に大事なんですけれども、どんな確率分布を使ったかさえ記述されていないというのは非常に奇妙なことです。

次に、委員会提言の 4,690 が 4,510 になっているわけですがその理由は説明されております。それに対して、それならばパラメーターの修正が必要であるという意見を述べたのに対して、パラメーターの修正は軽微であるからやらないという説明がされました。問題

は、最初のパラメーターというか、現行のパラメーターを決めたときに、ため池等の数を幾らにしているかにかかわってくるわけです。その数によっては、その 2 つの差 $180\text{m}^3 / \text{s}$ のうちのかなりの部分、その値に近い結果となるようなパラメーターの修正が必要になってくるかもしれない。したがって、 $180\text{m}^3 / \text{s}$ の差は無視できないけれども、パラメーターの違いは無視できますよというのは全く筋が通らないことである。ですから、ここはちゃんと筋が通る形で記述していただきたい。

○松本委員長 あと、この件に関して発言はございませんかー。これを今詰める時間がなくなりました。事務局から 7 時 45 分までに終わってくれというメモが 7 時半に回ってきていますが、ここは 9 時明け渡しという状況で、大変厳しいんです。具体の文書のさわる分については極めて簡潔な形での修正案が多いんですが、これについては改めて検討してもらわざるを得ないわけですが、4 名から出されたものについて、きょうの段階で県の方から考え方を出される部分があればお出してください。

○松本 例えば、基本方針の 14 ページで、洪水量とその配分の数字が挙がっておりますけれども、冒頭で私の方から説明しましたように、県としましては、ここに挙げられている洪水量、流量と、その洪水量をこんなふうに分担しますという分担量について、県民にお約束して、こういった洪水を処理するために必要な施設整備をしていきますよと、そういった趣旨で記載しているわけでございます。したがって、この部分に、例えば確率規模はこれぐらいとか、算定手法はこういったものを使ってとか、いわゆる計算過程を記載しますと、何を県民に対してお約束しているのかが非常にあいまいになってきます。基本方針につきましては、あくまでも県としてはこの数量をお約束するという趣旨でございますので、計算過程なり諸条件を基本方針本文に記載するのは極めて難しいというふうに考えております。

ただ、こういった流量を求めた過程なり条件について、参考資料に記載しておりますけれども、それがまだわかりにくいという話であれば、参考資料の方に加筆していきたいと考えております。

それと、畑委員からお話があった河川審議会云々でございますけれども、この流量関係につきましては、既に河川審議会の中の治水部会におきまして、流域委員会に提示したような資料といいますか、相当詳しい資料をご提示してご意見をお伺いしております。

同じく、技術革新云々で、流量に幅を持たすという話でございますけれども、前回私の方が、仮に流量に幅を持たすと、橋梁等のかけかえではなくて、新設する場合に何を基準

に橋をかけてもらったらいいか、その辺が非常にあいまいになってしまうと、そういうのを 1 例として申し上げたつもりでございます。

○岡田委員 ちょっと言い忘れていましたので追加しますが、9 ページの下から 4 行目から 5 行目ぐらいのところのアンダーラインを引いた部分、流量確率手法による検証の冒頭で、県の基本方針参考資料に「武庫川においては実測流量観測データに乏しく、実測データによる確率処理は現時点では困難である」というふうに書いておられますが、基本方針の中であるからこそ、これを今後どういうふうにして展開していくのかということを書かなければならないと思うんです。困難であるから、これでいいんだということには決してならないと思います。その辺をもうちょっと研究していただいたら、今のグラフの 4 m から 6 m までの間の相関式がつかれるわけで、それがつくれたら、結局、HWL までの流量と水位の関係ははっきりわかるわけです。それができるということが一番大事だと思います。

○松本委員長 これも提言のところでしたつこうに書いてあるのは、基本高水を委員会が苦渋の選択をした結果として、数字がひとり歩きすることを厳に戒めるということで、ここは丁寧に提言をしているはずなのです。今、数字だけを約束するものというふうな話がありましたけれども、先ほどからの何人かのご意見は、まだよくわからないところがいっぱいある、そのことをどうフォローしていくのかというところをきちんとどこかに明記してください。数字さえもらったら、あとはそれがひとり歩きだという形になってくると、委員会の提言の趣旨とは大きく違うではないか。とにかくあの数字を出してもらえばそれでいいんだというふうなのが県の姿勢だったら、あの数字は出していないんですよ。それはあの審議の中で県ともきちんと確認したわけであって、そここのところを踏まえて、それをどのように基本方針の文案に反映するかというところをご検討いただきたいと思います。

今の調子の説明をいただいてももちが明かないと思いますので、各委員のそれぞれ具体の修文が出ていますから、その修文に対してどうなのかということをごきちんと検討して運営委員会に返していただく。この件は協議継続という形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、恐縮ながらそうさせていただきます。ありがとうございました。

後半駆け足になって恐縮でしたが、10 項目の検討課題については、一応議論し、約半分は合意ないしはほぼ合意に達したというふうなことだと思います。詳細については、改めて整理をして、運営委員会で、あとどのように協議していくかということを決めていきた

と思いますが、本日出た意見、あるいは検討課題等については、県の方でさらなる検討をお願いすることとして、本日のこの審議を一たん終わります。

○川谷委員 県の説明のところで、河川の維持管理に関して、アセットマネジメントの考え方というのとアセットマネジメントの考え方は何ものであるかということをご説明いただきました。筋としては、ここに出席している委員はそれで理解ということになると思いますが、これ以降県民の方にパブリックコメントをいただくということですから、少なくともきょう説明いただいたようなことがどこかを見たらわかる。そうでなかったら、日本語で説明をしていただいたのを少しかみ砕いてここに入れられた方が私は適切だと思いますので、ご検討ください。

○松本委員長 検討をお願いします。

○長峯委員 時間がないので言わなかったんですけども、今出ましたので、ちょっと確認したいんですけども、先ほどアセットマネジメントの説明がありましたけれども、私が聞いた限りは、老朽化した施設の維持更新を図るということしか説明がなかったように思います。アセットマネジメントと云ったら、それ以上の意味があるわけですね。どこまで考えているのか、もうちょっと言ってもらわないと、単に老朽化した施設の維持管理を図るということでしたら、そう書いてもらった方がわかりやすいですね。維持管理のところに、本当にアセットマネジメントの方法を入れるのかどうか、そこを明確にしてほしいということです。

もう 1 つ気になったのは、アセットマネジメントを入れるのはいいんですけども、河川整備計画の全体の進行管理のシステム、仕組みを入れるかどうかというのは一切書いていないんですね。それをどう考えているのか。また意見書で出したいと思いますが、全体の進行管理が入っていないのに、アセットマネジメントだけ入れてどうするのか、それをちょっと考えてほしいということです。

もう 1 つ確認したいんですけども、予定では、この流域委員会は、あと 1 回、10 月に予定されているだけなんですけれども、きょうまだ大分積み残しがあるような気がします。基本方針に対する決着をつけるのに、あと 1 回だけでいいのかどうかということを確認したいんです。1 回でやるのかどうか、延長があり得るのかどうか。

○松本委員長 委員会の運営の件ですが、本日の冒頭に、山場と申しました。この検討課題、論点をどこまできょう煮詰められるかによって、今後の展開を判断せざるを得ないだろうということで、これは 18 日の運営委員会で協議したいと思います。この委員会の場で

どうするかということの協議は余り適切ではないと思いますので、運営委員会の協議に回したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○佐々木委員 そろそろ終盤ということで、住民の参画と協働を掲げて、全庁挙げての総合治水に向けた基本方針、あるいは先ほど長峯委員が将来の政策にかかわる基本方針だということをおっしゃっておいりましたけれども、そういったものの終盤にかけて、今後の運営のことも含めまして、そろそろ知事に委員会に来ていただくということを要請するということを提案したいんですけれども。よろしくをお願いします。

○松本委員長 これも運営委員会で協議したいと思います。

これで議事を一応終了します。あと、住民の方々からも幾つか意見書が出ております。これについては既に配付されておりますが、本日の議論はその辺を踏まえた上での議論になっていたのではないかと考えております。

最後に傍聴者のご意見ですが、きょうはできればパスをさせていただきたいんですけれども、一言だけでもという方がいらっしゃいますか。

では、恐縮ですけれども、エッセンスだけで、1分ずつお願いできますか。

○千代延 たくさんありますけれども、1つだけ言うておきます。

超過洪水について、ハードについて、計画流量までで、あとは知らぬと。それはちょっとむごいんじゃないかと思うんです。難破堤堤防については、技術的な評価をすることでいいところまでいっていない。しかし、そういうものに着手していくというふうに書いていただければ一番いいんですが、それがだめなら、技術的問題をクリアすれば、直ちにそういう堤防にも着手していくというようなことは入れていただきたいと思います。

たくさんありますが、やめておきます。

○傍聴者 武庫川の河川の件ですけれども、河川は完全に今死滅状態です。そうして、水生生物も完全にあきません。甲武橋から下は完全につぶれています。生殖の範囲もありません。アユの問題も全然話になりません。僕は、日本の国の半分ほどを河川 500 個ぐらい研究してきていますけれども、今は県の方がしっかりしてくれないと困るんです。

時間がないから 1 点だけを強く言いますが、採石場の汚水と土砂があれだけ出たから、そのために 2 m 50 川底が上がったんですよ。これをそのまま陸地にしてグラウンドにして一人前のことを言うておいたら、子孫代々に大きな罪を残します。水がふえたら、今度は洪水になります。悪環境をごまかすことはやめて、魚と自然と環境と人間がともに生きられるものをつくりたい。これを僕は願います。

○つづき 優先順位の問題ですけれども、この前も発言しましたが、淡路の三原川流域では、5カ所以上ダムを県が最優先でつくって、河道改修はほったらかしということで、平成16年の台風で大変な被害が発生しました。この問題で、神戸大学の研究者の方がシンポジウムをされまして、道奥教授が、河川改修には金がかからないけれども、ダムなら国から金がどんどんつくというような仕組みを話されていましたが、現実には県が優先順位をつけて実際の工事はやっているというのが実態ですから、流域委員会の方で、優先順位問題は重大な問題として行政にちゃんと方向を示すということで、ぜひ出していただきたいと思います。

流出量の問題では、きょうもお聞きしましたが、例えば、西宮では、この10年間で、新たな調整池をつけないければならない開発が13件あったということです。ところが、県の流域予測では、基本方針では、市街化区域がすべて市街化されるという考え方で、これから市街化される区域については調整池はつくられないという想定で流出量を計算しているということであります。実態を全く無視して、過大な流出量の算定をしているという点からも、これはぜひメスを入れていただきたいと思います。

それから、堤防強化の問題では、きょうもいろいろ意見が出ておりましたが、例えばダムで県が考えている $650\text{m}^3/\text{s}$ を河道でもし受ければどうなるかということで計算しますと、仮に流速 3m と低めに見積もっても、 200m の川幅で、 $3\text{m}/\text{s}$ の流速としますと 1.1m 程度、だから、余裕高以内でおさまるということから考えれば、逆に言えば、計画高水以上の高さの部分も含めて、堤防の天端までちゃんと崩れないように対策をすることを行えば、この分については対策ができる。超過洪水のすべての対策にはなりませんけれども、こういった点も、県の方では、そのことをやるにはどういう堤防補強をしたらいのかという検討をされてしかるべきではないか。これを全部ダムでやろうという考え方自体が問題ではないかと思います。

それから、環境原則の問題で、私ちょっと意見があります。知事ともこの間話をしたことがありますけれども、知事は、武庫川溪谷の植物は移植をする方向で研究を進めている、だから問題ないんだというのが態度です。ですから、環境原則とされているこのことを最大限利用して、武庫川溪谷にダムをつくる前提をつくらうとしているのが今の知事の発想だということは、流域委員会の中でもよく考えていただきたいと思います。

それから、流下能力、基本高水の問題ですが、結果として自然湛水するということが議論されていないんですが、県からこの資料を出させて、流域委員会でぜひご検討をお願い

したいと思います。

もう 1 つ、流下能力の疑問は、岡田委員からも具体的な試算が出されましたけれども、基本方針を決める上での重大な疑惑点があるまま放置されていると思いますので、ぜひお願いいたします。

○松本委員長 ありがとうございます。大変時間を制限して申しわけございません。

では、これで本日の議事をすべて終了します。議事骨子をお願いします。

○平塚 議事骨子の朗読をさせていただきます。

第 53 回 武庫川流域委員会 議事骨子

1 議事骨子の確認

松本委員長と長峯委員が、議事骨子の確認を行う。

2 運営委員会報告

「第 74 回運営委員会」（9 月 1 日開催）及び「第 75 回運営委員会」（9 月 7 日開催）の協議状況について、松本委員長から説明があった。

3 武庫川水系河川整備基本方針（原案）の審議

①河川管理者から、「武庫川水系河川整備基本方針（修正案）」について説明があった。

②松本委員長から、「武庫川水系河川整備基本方針参考資料（修正案）の各編」の修文にあたっての検討課題について説明があった。

③運営委員会で整理した「検討課題整理表（第 75 回運営委員会）」に沿って審議を行った。

④本日の議論を踏まえ、合意点について、運営委員会で具体の修文を行う。

⑤合意に至らなかった点については、運営委員会で整理した上で、今後の進め方を調整し、審議を継続する。

4 今後の開催日程

・第 54 回流域委員会は、平成 19 年 10 月 9 日（火）13：30 から、尼崎市中小企業センターで開催する。

以上でございます。

○松本委員長 何かご意見はございますかー。

では、これで確認いたします。ありがとうございます。

大変長時間に及んで申しわけありませんでした。ありがとうございます。

○木本 これをもちまして閉会させていただきます。ありがとうございます。